

令和元年度
「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業

令和元年度
障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式
調査研究事業 報告書

令和2（2020）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

目 次

序章 事業実施概要	1
1. 「平成 30 年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析	3
(1) 事業の実施目的	3
(2) 事業概要	3
2. 検討の実施体制	4
第Ⅰ部 「平成 30 年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析	7
1. 調査の概要	9
2. 結果要旨	11
3. 調査結果（単純集計）	13
(1) 養護者による障害者虐待についての対応状況等	13
(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	23
(2)－1 市区町村における対応状況等	23
(2)－2 都道府県における対応状況等	25
(2)－3 障害者虐待の事実が認められた事例について	27
(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等	33
(4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	33
(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	35
4. 調査結果（詳細分析）	41
(1) 相談・通報件数に関する分析	41
(2) 養護者虐待事案の詳細分析	45
(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の分析	57
5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査	73
6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査	76
第Ⅱ部 「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体対象とした追加アンケート調査及びヒアリング調査の結果の集計・分析	85
7. 「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体対象とした追加アンケート調査及びヒアリング調査 ..	87
参考資料 1 障害者虐待の経年比較	133
参考資料 2 平成 27 年度～平成 30 年度の 4 ヶ年の調査結果を用いた集計	146
参考資料 3 「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体対象とした追加アンケート（市町村回答）： 「障害者虐待の未然防止策や早期発見、再発防止等に有効と考えられる取組等」（自由回答）	150



序章 事業実施概要

1. 「平成 30 年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析

(1) 事業の実施目的

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」または「障害者虐待防止法」という。）が施行された。「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）（平成 12 年 11 月施行）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）（平成 13 年 10 月施行）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）（平成 18 年 4 月施行）」に次いで成立した同法は、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を背景としつつ、先行する上記虐待の他法と比べ、下記の点をはじめとして、虐待の防止についてより明確な姿勢を打ち出しているとも言えるものである。

- ①障害者に対する虐待行為の禁止を広く規定（法第 3 条）
- ②使用者による障害者虐待（「以下「使用者虐待」という。）の防止に関する規定（法第 2 条第 8 項、第 21 条、第 28 条）
- ③就学する障害者等に対する虐待の防止に関する規定（法第 29 条、第 30 条、第 31 条）
- ④正当な理由のない身体拘束を身体的虐待とともに禁止（法第 2 条第 6 項第 1 号イ、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号）
- ⑤市町村虐待防止センター、都道府県権利擁護センターの設置義務（法第 32-39 条）

本事業では、厚生労働省が実施している「平成 30 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」（以下「障害者虐待対応状況調査」という。）や自治体ヒアリング調査等をもとにした分析等により、障害者虐待の未然防止や再発防止等に向けて、今後有効と思われる取組の視点や留意点等の提案を行うことを目的として実施した。

(2) 事業概要

①調査結果の集計、分析

平成 30 年度「障害者虐待対応状況調査」の集計、都道府県への照会作業を行い、最終結果を取りまとめた。

なお、本報告書で掲載している調査結果は、令和元年 12 月 20 日に厚生労働省より公表された「平成 30 年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」の【参考資料 5】と同一の内容である。

あわせて、法施行から毎年度実施している同調査の 7 年分の結果の経年比較、4 年分の養護者による障害者虐待（「以下「養護者虐待」という。）、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（「以下「施設従事者虐待」という。）の事例をもとにした詳細分析を行った。

②重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤な事例の未然防止、再発防止に

向けて、効果的な取組や体制等、現状における課題を聞き取り、今後必要な対応策を検討することを目的に、平成 30 年度「障害者虐待対応状況調査」で施設従事者虐待に関して障害事件等となった事例等を計上した自治体、法人・事業所に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施した。

③「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体対象とした追加アンケート調査及びヒアリング調査の実施

「障害者虐待防止対策支援事業（以下「対策支援事業補助金」という。）」は「地域生活支援促進事業」のひとつとして取り組まれている任意事業であり、地域の実情に応じて必要な事業を選択、実施することが可能なものである。平成 31 年度は、都道府県及び市町村の役割の明確化を踏まえた事業内容の整理及び未実施自治体における整備促進に向けて予算が拡充された（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室「障害保健福祉関係主管課長会議資料」平成 31 年 3 月 7 日(木), p2 より抜粋）。

しかし、各自治体における取組内容や効果等は必ずしも明らかになっていない。このことをふまえ、本事業では、「対策支援事業補助金」を活用することで、障害者虐待の未然防止や早期発見等に有効と思われる取組、体制整備の促進等について効果を上げている自治体に対して、その取組内容や工夫、課題等を聞き取り、他自治体に参考となる基礎資料を収集・整理することを目的にアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

2. 検討の実施体制

本事業では、「令和元年度 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会を設置し、平成 30 年度「障害者虐待対応状況調査」結果の集計、分析を行うとともに、障害者虐待防止の実効性を高めるための有効な方策に関する検討を行った。

本事業の委員会メンバー及び開催日程、議題等は以下のとおりである。

令和元年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会 委員

※五十音順、敬称略

氏 名	所 属
大村 美保	筑波大学 人間系 障害科学域 助教
◎小山 聡子	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授
曾根 直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科（専門職大学院） 准教授
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 教授
野村 政子	東都大学 ヒューマンケア学部 看護学科 講師

(◎委員長)

【事務局】

一般財団法人 日本総合研究所

令和元年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会
開催日程、議題等

	日程	議題
第1回	令和元年9月11日	(1) 昨年度調査結果の報告と本年度調査研究の概要について (2) ヒアリング調査に向けた検討 (3) その他
第2回	令和元年11月26日	(1) 本事業にかかる主な経過の報告と今後の進め方について (2) 平成30年度国調査結果の集計(暫定値版)の報告 (3) 死亡事例対応自治体へのヒアリング調査について (4) 「障害者虐待防止対策新事業」実施自治体への追加アンケート調査及びヒアリング調査について
第3回	令和2年1月31日	(1) 平成30年度国調査結果の報告 (2) 重篤事例対応自治体へのヒアリング調査について(途中経過) (3) 「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体への追加アンケート調査及びヒアリング調査について ①アンケート調査詳細結果の報告 ②ヒアリング調査の報告(途中経過)
第4回	令和2年3月3日	(1) 「障害者虐待対応状況調査」結果を用いた詳細分析結果の報告(施設関連)及び前回委員会指摘事項に対応した対応したヒアリング調査結果の内容確認 (2) 報告書(案)の報告 (3) 次年度の調査に向けての視点の検討

第 I 部 「平成 30 年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に
対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」

結果の集計、分析

1. 調査の概要

(1) 調査目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)の施行(平成24年10月1日)を受けて、平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に、平成30年度中(平成30年4月1日～平成31年3月31日)に相談・通報(本人による届出を含む。以下同じ。)があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待行為の種類と程度
 - (4) 被虐待者等の状況
 - (5) 虐待への対応策
 - (6) 死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
3. 使用者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
 - (1) 相談・通報件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1及び2における具体的内容(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)虐待があった施設等の種別、虐待行為の種類、被虐待者等の状況、行政の対応等
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

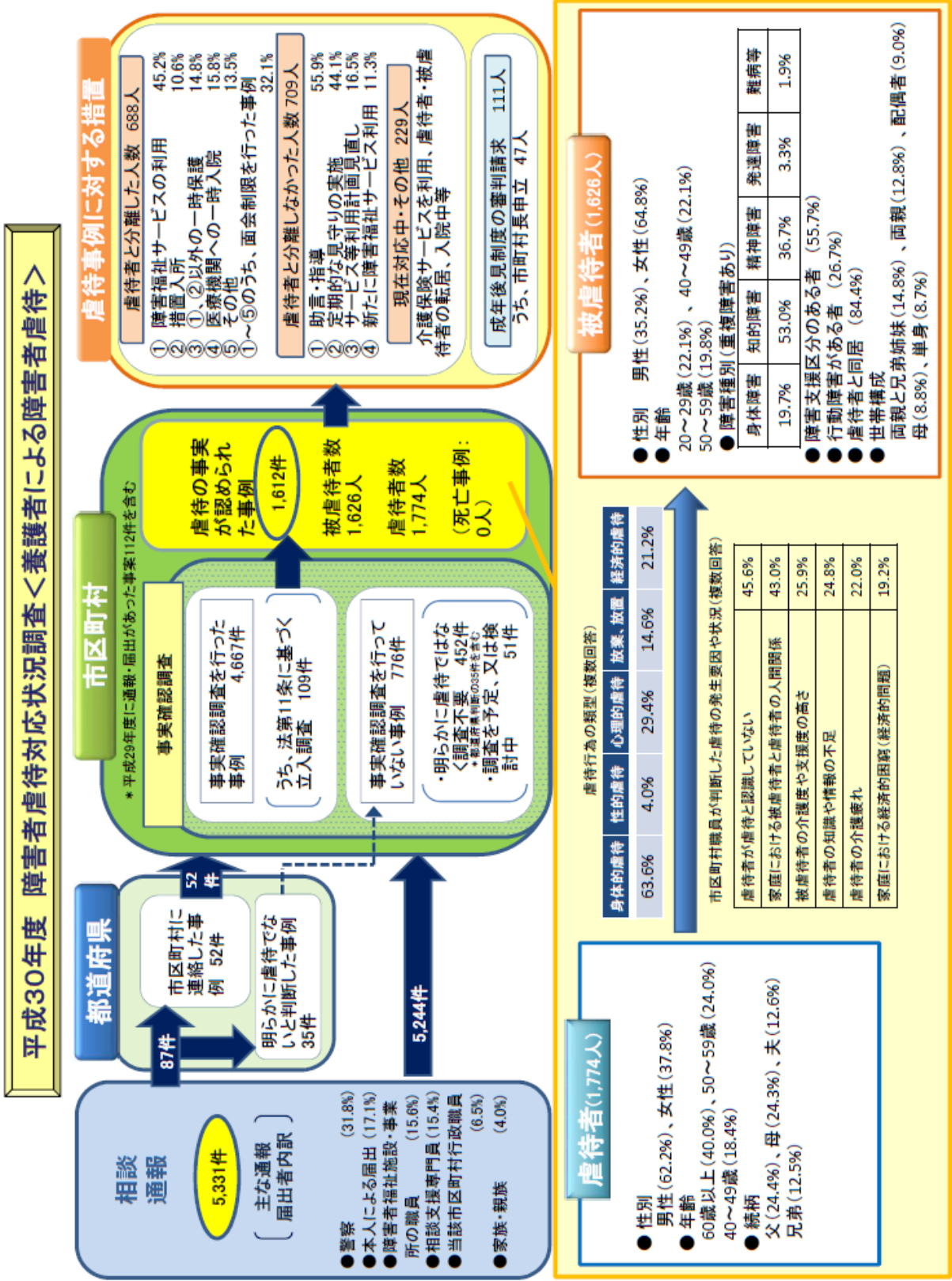
「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

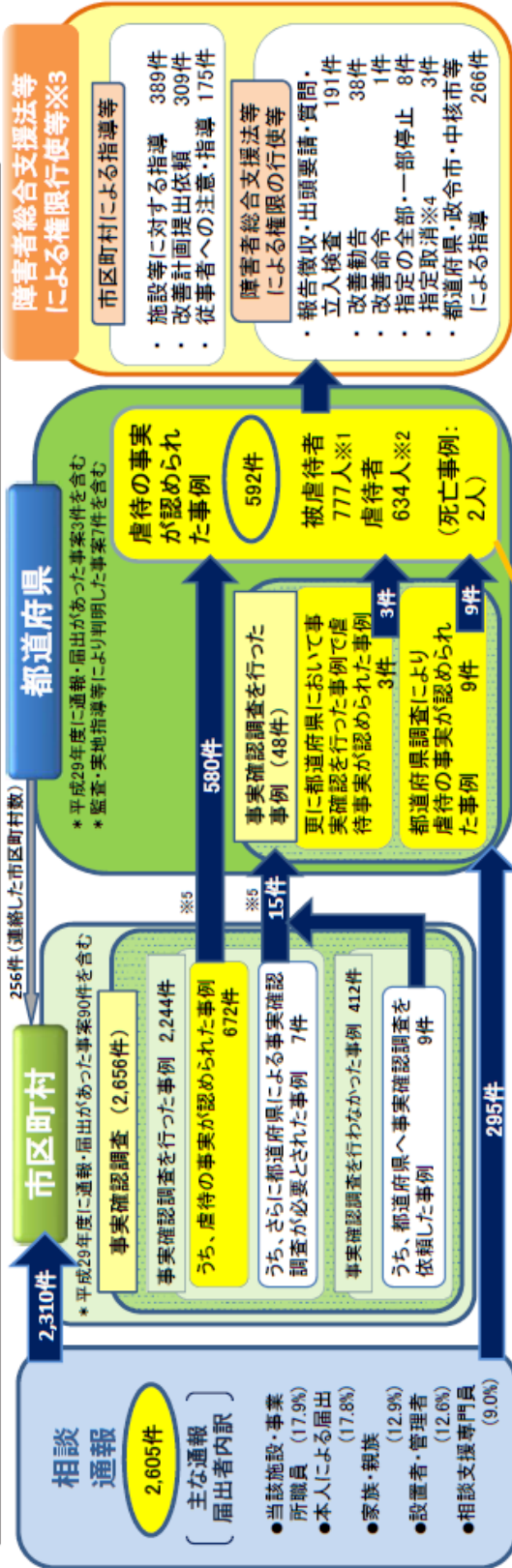
【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

2. 結果概要



平成30年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



障害者総合支援法等による権限行使等※3

- 市区町村による指導等
- 施設等に対する指導 389件
 - 改善計画提出依頼 309件
 - 従事者への注意・指導 175件
- 障害者総合支援法等による権限の行使等
- 報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 191件
 - 改善勧告 38件
 - 改善命令 1件
 - 指定の全部・一部停止 8件
 - 指定取消※4 3件
 - 都道府県・政令市・中核市等による指導 266件

虐待者 (634人)

- 性別 男性 (70.5%)、女性 (29.5%)
- 年齢 60歳以上 (18.5%)、50～59歳 (17.5%)、40～49歳 (15.3%)
- 職種 生活支援員 (42.3%)、その他従事者 (10.3%)、管理者 (9.5%)、世話人 (7.1%)、サービス管理責任者 (4.9%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%
倫理観や理念の欠如	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	51.7%	性的虐待	13.3%	心理的虐待	42.6%	放棄	5.7%	経済的虐待	7.1%
-------	-------	------	-------	-------	-------	----	------	-------	------

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	割合 (%)
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
児童発達支援	6	1.0%
行動支援	1	0.2%
職業介護	15	2.5%
生活介護	106	17.8%
短期入居	17	2.8%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援センター及び特定相談支援センター	2	0.3%
活動支援センター	4	0.7%
地域活動支援センター	7	1.2%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
児童発達センター	70	11.8%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

被虐待者 (777人)

- 性別 男性 (65.6%)、女性 (34.4%)
 - 年齢 20～29歳 (18.8%)、40～49歳 (18.1%)、19歳 (18.0%)、30～39歳 (14.5%)
 - 障害種別 (重複障害あり)
- | | | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-----|------|
| 身体障害 | 22.7% | 知的障害 | 74.8% | 精神障害 | 13.5% | 発達障害 | 4.2% | 難病等 | 0.5% |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-----|------|
- 障害支援区分のある者 (67.1%)
 - 行動障害がある者 (32.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待被害者が特定できなかった等の18件を除く(574件)が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった52件を除く(540件)が対象。
 ※3 平成30年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置悪化等理由による不正請求等の違反行為等理由として行っているもの。
 ※5 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない

3. 調査結果（単純集計）

（1）養護者による障害者虐待についての対応状況等

1）相談・通報件数（表1）

平成30年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、5,331件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が5,244件、都道府県が受け付けた件数が87件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	296	東京都	347	滋賀県	132	香川県	79
青森県	45	神奈川県	175	京都府	67	愛媛県	49
岩手県	10	新潟県	122	大阪府	1,209	高知県	21
宮城県	90	富山県	34	兵庫県	233	福岡県	156
秋田県	33	石川県	40	奈良県	35	佐賀県	52
山形県	34	福井県	34	和歌山県	32	長崎県	35
福島県	38	山梨県	22	鳥取県	32	熊本県	35
茨城県	60	長野県	90	島根県	34	大分県	45
栃木県	26	岐阜県	38	岡山県	61	宮崎県	63
群馬県	65	静岡県	107	広島県	95	鹿児島県	18
埼玉県	240	愛知県	414	山口県	51	沖縄県	81
千葉県	273	三重県	63	徳島県	20	合計	5,331

2）相談・通報・届出者（表2-1、表2-2）

「警察」が31.8%と最も高く、次いで「本人による届出」が17.1%、「施設・事業所の職員」が15.6%、「相談支援専門員」が15.4%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数5,331件に対する割合を記載している。

表2-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	914	215	140	18	190	41	821	830	27	1,695
構成割合	17.1%	4.0%	2.6%	0.3%	3.6%	0.8%	15.4%	15.6%	0.5%	31.8%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	344	110	19	186	29	5,579
構成割合	6.5%	2.1%	0.4%	3.5%	0.5%	-

（注）構成割合は、相談・通報件数5,331件に対するもの

表 2-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	140	232	477	46	2	2	15	914
構成割合	15.3%	25.4%	52.2%	5.0%	0.2%	0.2%	1.6%	100.0%

(注) 構成割合は、本人による届出件数914件に対するもの

3) 事実確認の状況 (表 3、表 4)

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 5,331 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 112 件を加えた 5,443 件のうち「事実確認調査を行った」が 4,667 件 (85.7%)、「事実確認調査を行っていない」が 776 件 (14.3%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 35 件を含む) であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 109 件 (2.3%) であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 2,389 件 (52.4%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 2,169 件 (47.6%) であった。

事実確認を行っていない事例 776 件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において) 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 452 件 (58.2%) であった。

表 3 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	4,667	85.7%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	4,558	(97.7%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,389	[52.4%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	2,169	[47.6%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	109	(2.3%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	27	[24.8%]
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	82	[75.2%]
事実確認調査を行っていない事例	776	14.3%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	452	(58.2%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	51	(6.6%)
他部署等への引継ぎ	273	(35.2%)
合計	5,443	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数5,331件と、前年度市区町村が検討中とした事例112件を加えた5,443件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日(当日)」、「1日(翌日)」、「2日」までを合わせ 48 時間以内に事実確認を行った割合は 64.5%、3 日以上の日数を要した割合が 35.5%であった。

表 4 事実確認を行うまでの日数

	0日(当日)	1日(翌日)	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	2,019	715	278	668	492	175	94	226	4,667
構成割合	43.3%	15.3%	6.0%	14.3%	10.5%	3.7%	2.0%	4.8%	100.0%

(注) 構成割合は、事実確認調査を行った事例4,667件に対するもの。

4) 事実確認調査の結果 (表 5、表 6)

事実確認調査の結果、市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）の件数は1,612件であり、事実確認調査を行った件数の34.5%を占めた。

表 5 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,612	34.5%
虐待ではないと判断した事例	2,109	45.2%
虐待の判断に至らなかった事例	946	20.3%
合計	4,667	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った件数4,667件に対するもの。

表 6 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	84	東京都	84	滋賀県	71	香川県	25
青森県	20	神奈川県	100	京都府	36	愛媛県	17
岩手県	2	新潟県	38	大阪府	166	高知県	8
宮城県	28	富山県	8	兵庫県	83	福岡県	42
秋田県	9	石川県	13	奈良県	10	佐賀県	9
山形県	13	福井県	14	和歌山県	10	長崎県	10
福島県	16	山梨県	5	鳥取県	6	熊本県	14
茨城県	12	長野県	33	島根県	10	大分県	2
栃木県	11	岐阜県	12	岡山県	12	宮崎県	20
群馬県	15	静岡県	54	広島県	26	鹿児島県	7
埼玉県	76	愛知県	181	山口県	20	沖縄県	41
千葉県	109	三重県	26	徳島県	4	合計	1,612

以下、虐待判断事例件数1,612件を対象に、虐待行為の種類や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

5) 虐待行為の種類と程度 (表 7-1、表 7-2、表 7-3、表 7-4)

ア. 虐待行為の種類

虐待行為の種類では、「身体的虐待」が63.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が29.4%、「経済的虐待」が21.2%、「放棄、放置」が14.6%、「性的虐待」が4.0%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは18件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」の割合が高く、逆に男性では「経済的虐待」や「放棄、放置」の割合が高い。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の種類がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数1,612件と一致しない。

表 7-1 虐待行為の種類 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,025	65	474	236	342	2,142
構成割合	63.6%	4.0%	29.4%	14.6%	21.2%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,612件に対するもの。

表 7-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計	
被虐待者の性別	男性	件数	338	2	165	99	134	738
		構成割合	59.0%	0.3%	28.8%	17.3%	23.4%	-
	女性	件数	687	63	309	137	208	1,404
		構成割合	65.2%	6.0%	29.3%	13.0%	19.8%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数(男性573人、女性1,053人)に対するもの。

イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）」が 54.1%、「中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）」が 33.8%、「重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）」が 12.1%を占めた。

表 7-3 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,159	54.1%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	724	33.8%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	259	12.1%
合計	2,142	100.0%

(注) 構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 70.8%、「その他」が 36.8%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 342 件と一致しない。

表 7-4 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	242	3	8	126	379
構成割合	70.8%	0.9%	2.3%	36.8%	-

(注) 構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数342件に対するもの。

6) 被虐待者の状況

1 件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,612 件に対し被虐待者数は 1,626 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 8、表 9）

性別では「女性」が 64.8%、「男性」が 35.2%と、「女性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢階級別では「20～29 歳」と「40～49 歳」が共に 22.1%と多く、次いで「50～59 歳」が 19.8%であった。

表 8 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	573	1,053	1,626
構成割合	35.2%	64.8%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

表9 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	132	359	250	360	322	159	44	0	1,626
構成割合	8.1%	22.1%	15.4%	22.1%	19.8%	9.8%	2.7%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別 (表10)

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が53.0%と最も多く、次いで「精神障害」が36.7%、「身体障害」が19.7%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数1,626人と一致しない。

表10 被虐待者の障害種別 (複数回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	321	862	597	54	31	1,865
構成割合	19.7%	53.0%	36.7%	3.3%	1.9%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害 (表11、表12)

被虐待者1,626人のうち、障害支援区分のある者が全体の55.7%、障害支援区分がない者は41.9%であった。区分がある者のうち「区分3」が全体の15.1%と最も多く、次いで「区分4」が11.7%であった。

また、行動障害がある者が全体の26.7%を占めていた。

表11 被虐待者の障害支援区分がある者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	15	187	245	190	140	129	682	38	1,626
構成割合	0.9%	11.5%	15.1%	11.7%	8.6%	7.9%	41.9%	2.3%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

表12 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては いないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	160	36	238	1,143	49	1,626
構成割合	9.8%	2.2%	14.6%	70.3%	3.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上(または障害程度区分3、行動関連項目8点以上)。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況 (表13)

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が60.8%と最も多く、「自立支援医療」が24.9%であった。サービスの利用がない者は23.2%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数1,626人と一致しない。

表 13 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	988	18	405	218	38	69	377	20	2,133
構成割合	60.8%	1.1%	24.9%	13.4%	2.3%	4.2%	23.2%	1.2%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表 14）

「虐待者と同居」が 84.4%を占めている状況であった。

表 14 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,373	227	26	0	1,626
構成割合	84.4%	14.0%	1.6%	0.0%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 15）

「両親・兄弟姉妹」と同居する者が 14.8%、「両親」世帯が 12.8%、「配偶者」世帯が 9.0%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 50.6%を占めていた。

表 15 被虐待者を含む世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	142	146	120	208	240	74	40	143
構成割合	8.7%	9.0%	7.4%	12.8%	14.8%	4.6%	2.5%	8.8%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	117	103	60	232	1	1,626
構成割合	7.2%	6.3%	3.7%	14.3%	0.1%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

7) 虐待者の状況

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,612 件に対し虐待者数は 1,774 人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 16、表 17）

虐待者の性別では、「男性」が 62.2%、「女性」が 37.8%と、「男性」が全体の 6 割程度を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 40.0%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 24.0%、「40～49 歳」が 18.4%の順であった。50 歳以上の虐待者が全体の 6 割強を占めていた。

表 16 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,103	670	1	1,774
構成割合	62.2%	37.8%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,774人に対するもの。

表 17 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	8	101	165	327	426	710	37	1,774
構成割合	0.5%	5.7%	9.3%	18.4%	24.0%	40.0%	2.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,774人に対するもの。

イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄 (表 18)

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が24.4%と最も多く、次いで「母」24.3%、「夫」12.6%、「兄弟」12.5%、「姉妹」5.5%、「息子」4.0%、「妻」2.0%、「娘」1.8%の順であった。

表 18 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	433	431	224	36	71	32	3	0
構成割合	24.4%	24.3%	12.6%	2.0%	4.0%	1.8%	0.2%	0.0%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	221	97	6	7	212	1	1,774
構成割合	12.5%	5.5%	0.3%	0.4%	12.0%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,774人に対するもの。

8) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況 (複数回答) (表 19-1、表 19-2)

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が45.6%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が24.8%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が25.9%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も14.9%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が43.0%で最も高いが、「家庭における経済的困窮 (経済的問題)」も19.2%を占めている。

表 19-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況 (複数回答)

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	357	404	134	284	134	741	274	170
構成割合	22.0%	24.8%	8.2%	17.5%	8.2%	45.6%	16.9%	10.5%

表 19-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮(経済的問題)	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	421	243	243	699	312	219	96
構成割合	25.9%	14.9%	14.9%	43.0%	19.2%	13.5%	5.9%

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 20）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が約半数を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は 9.6%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は 23.1%であった。

表 20 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	156	376	883	211	1,626
構成割合	9.6%	23.1%	54.3%	13.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

9) 虐待への対応策

ア. 分離の有無（表 21）

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は 688 人（42.3%）であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない）」は 709 人（43.6%）であった。

表 21 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	688	42.3%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない被虐待者数)	709	43.6%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	66	4.1%
その他	163	10.0%
合計	1,626	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

イ. 分離を行った事例における対応の内訳（表 22）

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 45.2%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 15.8%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 14.8%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 10.6%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は 32.1%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者 73 人のうち 37 人（50.7%）に面会制限が行われていた。

表 22 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	311	45.2%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	73	10.6%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	102	14.8%
医療機関への一時入院	109	15.8%
その他	93	13.5%
合計	688	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	221	32.1%

(注) 構成割合は、分離を行った被虐待者数 688 人に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳（表 23）

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 55.9%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 44.1%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 16.5%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 11.3%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が 4.9%であった。

表 23 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	396	55.9%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	9	1.3%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	80	11.3%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	117	16.5%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	35	4.9%
再発防止のための定期的な見守りの実施	313	44.1%
その他	84	11.8%
合計	1,034	-

(注) 構成割合は、分離を行っていない被虐待者数 709 人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「利用開始済み」が 76 人、「利用手続き中」が 35 人であり、これらを合わせた 111 人のうち、市町村長申立の事例は 47 人（42.3%）を占めていた。

また、「日常生活自立支援事業の利用」は 70 人であった。

10) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は 0 件であった。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

(2) - 1 市区町村における対応状況等

1) 相談・通報件数 (表 24)

平成 30 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、2,605 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 2,310 件、都道府県が受け付けた件数が 295 件であった。

表 24 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	111	東京都	271	滋賀県	59	香川県	37
青森県	26	神奈川県	121	京都府	61	愛媛県	16
岩手県	10	新潟県	22	大阪府	274	高知県	24
宮城県	27	富山県	24	兵庫県	133	福岡県	79
秋田県	6	石川県	25	奈良県	34	佐賀県	21
山形県	7	福井県	22	和歌山県	15	長崎県	48
福島県	14	山梨県	17	鳥取県	18	熊本県	48
茨城県	22	長野県	59	島根県	18	大分県	38
栃木県	20	岐阜県	42	岡山県	34	宮崎県	41
群馬県	49	静岡県	46	広島県	36	鹿児島県	31
埼玉県	129	愛知県	157	山口県	37	沖縄県	28
千葉県	161	三重県	79	徳島県	8	合計	2,605

2) 相談・通報・届出者 (表 25)

「本人による届出」が 17.8%と最も多く、次いで「当該施設・事業所その他の職員」による通報が 13.2%、「家族・親族」による通報が 12.9%であった。また、当該施設・事業所に着目すると「設置者・管理者」からの通報は 12.6%であり、当該施設・事業所の「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は 4.7%であった。

※1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数 2,605 件に対する割合を記載している。

表 25 相談・通報・届出者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員				合計
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員	
件数	463	336	70	1	33	9	235	327	86	21	15	344	
構成割合	17.8%	12.9%	2.7%	0.0%	1.3%	0.3%	9.0%	12.6%	3.3%	0.8%	0.6%	13.2%	
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計	
件数	112	34	1	108	128	29	5	6	9	209	163	2,744	
構成割合	4.3%	1.3%	0.0%	4.1%	4.9%	1.1%	0.2%	0.2%	0.3%	8.0%	6.3%	-	

(注)構成割合は、相談・通報件数2,605件に対するもの。

3) 市区町村における事実確認の状況 (表 26)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 2,310 件、都道府県から連絡のあった 256 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 90 件の計 2,656 件うち、「事実確認調査を行った」が 2,244 件 (84.5%)、「事実確認調査を行っていない」が 412 件 (15.5%) であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 672 件 (29.9%) である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 991 件 (44.2%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 581 件 (25.9%) であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 202 件 (49.0%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 103 件 (25.0%) であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 9 件 (2.2%) であった。

表 26 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	2,244	84.5%
虐待の事実が認められた事例	672	(29.9%)
虐待の事実が認められなかった事例	991	(44.2%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	581	(25.9%)
事実確認調査を行っていない事例	412	15.5%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	202	(49.0%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	103	(25.0%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	9	(2.2%)
その他	98	(23.8%)
合計	2,656	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数2,310件、都道府県から市区町村へ連絡された件数256件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例90件)の合計2,656件に対するもの。

4) 都道府県への報告 (表 27)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

平成 30 年度において、市区町村から都道府県へ 688 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 672 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 16 件であった。

表 27 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	672	97.7%
報告済み	638	(94.9%)
これから報告する	34	(5.1%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	16	2.3%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	7	(43.8%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	9	(56.3%)
合計	688	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数688件に対するもの。

(2) - 2 都道府県における対応状況等

1) 市区町村からの報告事例 (表 28)

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数 (表 27) には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 595 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 580 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 15 件であった。

表 28 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	580	97.5%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	15	2.5%
合計	595	100.0%

(注) 構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数 595 件に対するもの。

なお、虐待の事実が認められた事例 580 件と更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例 15 件において、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため、表 27 と一致しない。

2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例 (表 29)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 15 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中の事例 4 件の計 19 件のうち、15 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 3 件、「虐待ではないと判断した事例」が 8 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 4 件であった。

表 29 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	3	15.8%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	8	42.1%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	4	21.1%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例 (現在確認中を含む)	4	21.1%
合計	19	100.0%

(注) 構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数 15 件に、平成 29 年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例 (現在確認中を含む) で、該年度に事実確認を行った事例 4 件を加えた 19 件に対するもの。

3) 都道府県が直接把握した事例 (表 30)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 305 件のうち、234 件が市区町村に連絡されていた。残り 71 件のうち 33 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 9 件、「虐待ではないと判断した事例」が 20 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 4 件であった。

表 30 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	295	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	3	-
	監査・実地指導等により判明した事例	7	-
	計	305	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		234	76.7%
都道府県が対応した件数		71	23.3%
内訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	9	(12.7%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	20	(28.2%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	4	(5.6%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	4	(5.6%)
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	34	(47.9%)

(注)構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例295件、昨年度から繰り越した事例3件、監査・実地指導等により判明した事例7件の計305件に対するもの。

4) 障害者虐待の事実が認められた事例件数(表 31、表 32)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が 580 件(表 28)、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が 3 件(表 29)、都道府県が直接把握した事例が 9 件(表 30)であり、これらを合わせた総数は、592 件であった。これを都道府県別にみると表 32 のとおりである。

表 31 障害者虐待の事実が認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	580	3	9	592

表 32 都道府県別にみた障害者虐待の事実が認められた事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	20	東京都	45	滋賀県	21	香川県	6
青森県	10	神奈川県	25	京都府	18	愛媛県	5
岩手県	6	新潟県	4	大阪府	61	高知県	7
宮城県	3	富山県	4	兵庫県	40	福岡県	17
秋田県	0	石川県	5	奈良県	7	佐賀県	6
山形県	3	福井県	5	和歌山県	4	長崎県	16
福島県	5	山梨県	3	鳥取県	2	熊本県	12
茨城県	0	長野県	15	島根県	8	大分県	5
栃木県	7	岐阜県	4	岡山県	5	宮崎県	6
群馬県	14	静岡県	11	広島県	5	鹿児島県	4
埼玉県	30	愛知県	48	山口県	6	沖縄県	8
千葉県	33	三重県	21	徳島県	2	合計	592

(2) - 3 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 592 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況 (表 33、表 34)

「障害者支援施設」が 23.0%と最も多く、次いで「生活介護」が 17.9%、「共同生活援助」が 15.0%、「就労継続支援B型」が 12.5%の順であった。

表 33 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
同行援護	0	0.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	15	2.5%
生活介護	106	17.9%
短期入所	17	2.9%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.3%
移動支援事業	4	0.7%
地域活動支援センターを経営する事業	7	1.2%
福祉ホームを経営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	70	11.8%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数592件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

592 施設のうち、障害者虐待防止法施行（平成 24 年 10 月）以降において、「虐待が疑われる相談・通報・届出の有無」があった施設は 210 施設等、「虐待の事実が認められた事例」があった施設は 154 施設等、「改善勧告等の措置」があった施設は 21 施設等である。

表 34 施設の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	210	35.5%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	154	26.0%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	21	3.5%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数592件に対するもの。

2) 虐待行為の種類と程度 (表 35-1、表 35-2)

ア. 虐待行為の種類

虐待行為の種類 (複数回答) は、「身体的虐待」が 51.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 42.6%、「性的虐待」が 13.3%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは 47 件であった。

表 35-1 虐待行為の種類 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	306	79	252	34	42	713
構成割合	51.7%	13.3%	42.6%	5.7%	7.1%	-

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数592件に対するもの。

イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度 (「生命・身体・生活への影響」に相当する行為)」が 59.9%、「中度 (「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為)」が 30.0%、「重度 (「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為)」が 10.1%であった。

表 35-2 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度 (「生命・身体・生活への影響」に相当する行為)	427	59.9%
中度 (「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為)	214	30.0%
重度 (「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為)	72	10.1%
合計	713	100.0%

(注) 構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の 18 件を除く 574 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、574 件の事例に対し被虐待者数は 777 人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢 (表 36、表 37)

性別については、「男性」が 65.6%、「女性」が 34.4%と、全体の 7 割弱が「男性」であった。

年齢については、「20～29 歳」が 18.8%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 18.1%、「～19 歳」が 18.0%、「30～39 歳」が 14.5%であった。

表 36 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	510	267	777
構成割合	65.6%	34.4%	100.0%

(注) 被虐待被害者が特定できなかった18件を除く574件の事例を集計。

表 37 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	140	146	113	141	108	36	56	37	777
構成割合	18.0%	18.8%	14.5%	18.1%	13.9%	4.6%	7.2%	4.8%	100.0%

(注) 被虐待被害者が特定できなかった18件を除く574件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（表 38）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 74.8%と最も多く、次いで「身体障害」が 22.7%、「精神障害」が 13.5%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 777 人と一致しない。

表 38 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	176	581	105	33	4	26	925
構成割合	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%	3.3%	-

(注)被虐待障害者が特定できなかった18件を除く574件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者777人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 39、表 40）

被虐待者 777 人のうち、障害支援区分のある者が 67.1%を占めていた。「区分 6」が全体の 30.6%と最も多く、次いで「区分 5」が 13.6%、「区分 4」が 9.5%であった。また、行動障害がある者が全体の 32.3%を占めていた。

表 39 被虐待者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	7	32	64	74	106	238	178	78	777
構成割合	0.9%	4.1%	8.2%	9.5%	13.6%	30.6%	22.9%	10.0%	100.0%

(注)被虐待障害者が特定できなかった18件を除く574件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者777人に対するもの。

表 40 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては ないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	149	8	94	213	313	777
構成割合	19.2%	1.0%	12.1%	27.4%	40.3%	100.0%

(注)被虐待障害者が特定できなかった18件を除く574件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者777人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）。

4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった 52 件を除く 540 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、540 件の事例に対し虐待者数は 634 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 41、表 42）

「男性」が 70.5%、「女性」が 29.5%であった。年齢については、「60 歳以上」が 18.5%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 17.5%、「40～49 歳」が 15.3%であった。

表 41 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	447	187	634
構成割合	70.5%	29.5%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった52件を除く540件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者634人に対するもの。

表 42 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	79	76	97	111	117	154	634
構成割合	12.5%	12.0%	15.3%	17.5%	18.5%	24.3%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった52件を除く540件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者634人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態 (表 43-1、表 43-2)

「生活支援員」が42.3%、「その他従事者」が10.3%、「管理者」が9.5%、「世話人」が7.1%、「サービス管理責任者」が4.9%であった。

雇用形態は、「正規職員」が55.2%、「非正規職員」が19.6%、「不明」が25.2%であった。

表 43-1 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	31	4.9%
管理者	60	9.5%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	26	4.1%
看護職員	20	3.2%
生活支援員	268	42.3%
理学療法士	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	19	3.0%
就労支援員	6	0.9%
サービス提供責任者	5	0.8%
世話人	45	7.1%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	2	0.3%
地域移行支援員	0	0.0%

	件数	構成割合
指導員	28	4.4%
保育士	8	1.3%
児童発達支援管理責任者	9	1.4%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	22	3.5%
栄養士	0	0.0%
調理員	1	0.2%
訪問支援員	1	0.2%
居宅介護従業者	10	1.6%
重度訪問介護従業者	3	0.5%
行動援護従業者	0	0.0%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	65	10.3%
不明	5	0.8%
合計	634	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった52件を除く540件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者634人に対するもの。

表 43-2 虐待者の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	350	55.2%
非正規職員	124	19.6%
不明	160	25.2%
合計	634	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった52件を除く540件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者634人に対するもの。

5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因 (表 44)

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が73.1%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が57.0%、「倫理観や理念の欠如」が52.8%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も20%強となっている。

表 44 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	395	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	308	57.0%
倫理観や理念の欠如	285	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	122	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	110	20.4%

(注) 構成割合は、虐待者が特定できなかった52件を除く540件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組 (表 45)

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が52.7%、「通報義務の履行」割合が40.7%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が34.6%、「虐待防止委員会の設置」割合が25.5%であった。

表 45 施設・事業所の虐待防止に関する取組 (複数回答)

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	205	34.6%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	312	52.7%
虐待防止委員会の設置	151	25.5%
通報義務の履行	241	40.7%

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数592件に対するもの。

6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 46-1、表 46-2、表 46-3)

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例592件のうち、平成30年度末までに行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が389件、「改善計画の提出依頼」が309件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が175件であった。

表 46-1 市区町村による指導等 (複数回答)

	件数	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	389
	改善計画の提出依頼	309
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	175

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成30年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が191件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が38件、「指定の効力の全部又は一部停止」が8件、「指定取消」が3件であった。その他都道府県等による一般指導は266件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 46-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	191
	改善勧告	38
	改善勧告に従わない場合の公表	1
	改善命令	1
	指定の効力の全部又は一部停止	8
	指定取消	3
	合計	242
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	266

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が469件、「勧告・命令等への対応」が29件であった。

表 46-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	469
	勧告・命令等への対応	29

(注)「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出(297件)以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数(172件)も含まれる。

6) 虐待等による死亡事例

施設従事者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は2件報告された。

1事例目は、「共同生活援助（グループホーム）」で、被虐待者の性別は「女性」、年齢は「20～24歳」、障害種別は「知的障害」の方であった。虐待者は1人、性別は「女性」、職名又は職種は「世話人」であった。

2事例目は、「短期入所（ショートステイ）」で、被虐待者の性別は「男性」、年齢は「25～29歳」、障害種別は「知的障害」の方であった。虐待者は1人、性別は「女性」、職名又は職種は「サービス管理責任者」であった。

(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

平成30年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は641件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が404件、都道府県が受け付けた件数が237件であった。

2) 相談・通報・届出者(表47)

「本人による届出」が40.6%、「家族・親族」による通報が9.8%、「相談支援専門員」による通報が6.1%、「障害者福祉施設従事者等」による通報が4.5%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数641件に対する割合を記載している。

表47 相談・通報・届出者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	260	63	18	0	5	0	39	29	10
構成割合	40.6%	9.8%	2.8%	0.0%	0.8%	0.0%	6.1%	4.5%	1.6%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業者等	その他	不明	合計
件数	19	5	4	24	1	174	9	660
構成割合	3.0%	0.8%	0.6%	3.7%	0.2%	27.1%	1.4%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数641件に対するもの。

(4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

平成30年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は361件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が242件、都道府県が受け付けた件数が119件であった。

2) 相談内容に該当する機関(表48)

1)の相談内容に該当する機関は「官公署等」が22.4%、「医療機関」が18.8%、「学校」が8.9%であった。

表48 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
保育所等	4	1.1%
学校	32	8.9%
医療機関	68	18.8%
官公署等	81	22.4%
その他	162	44.9%
不明	14	3.9%
合計	361	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数361件に対するもの。

3) 相談の対応状況 (表 49)

1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が 135 件であった。このうち、「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 50 件、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 30 件、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 16 件であった。

また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が 212 件であった。このうち「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」では、引継がなかった 38 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 16 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断した」が 19 件であった。また、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」では、引継がなかった 126 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 7 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断した」が 108 件であった。

表 49 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	135	38.9%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	3	(2.2%)
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	16	(11.9%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	30	(22.2%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	50	(37.0%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	36	(26.7%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	212	61.1%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(0.5%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	1	(100.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	0	-
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	-
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	0	-
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	16	(7.5%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	8	(50.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	5	(31.3%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	3	(18.8%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	38	(17.9%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	16	(42.1%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	19	(50.0%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	1	(2.6%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	2	(5.3%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	31	(14.6%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	15	(48.4%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	11	(35.5%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	1	(3.2%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	4	(12.9%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	126	(59.4%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	7	(5.6%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	108	(85.7%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	1	(0.8%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	10	(7.9%)
合計	347	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数361件から該当機関が不明の14件を除いた347件に対するもの。()内は各内訳での構成割合。

(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成30年度末の状況を調査した。

1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況 (表50)

障害者虐待防止センター(法32条)については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約8割、委託のみで行っている市区町村は約1割であった。

表50 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について(平成30年度末)

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,348
		構成割合	77.6%
	委託のみ	市区町村数	178
		構成割合	10.2%
	直営と委託の両方	市区町村数	211
		構成割合	12.1%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について(表51-1~表51-3)

平成30年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表51-1に示す。

表 51-1 市区町村における体制整備等に関する状況 (平成 30 年度末)

		実施済み	未実施		
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,399	338		
	構成割合	80.5%	19.5%		
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,227	510		
	構成割合	70.6%	29.4%		
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	1,262	475		
	構成割合	72.7%	27.3%		
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,258	479		
	構成割合	72.4%	27.6%		
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	781	956		
	構成割合	45.0%	55.0%		
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	883	854		
	構成割合	50.8%	49.2%		
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	626	1,111		
	構成割合	36.0%	64.0%		
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	981	756		
	構成割合	56.5%	43.5%		
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	558	423		
	構成割合	56.9%	43.1%		
	うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	300	681
		構成割合	30.6%	69.4%	
		高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	445	536
		構成割合	45.4%	54.6%	
		配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	227	754
構成割合		23.1%	76.9%		
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	270	711		
構成割合	27.5%	72.5%			
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	566	415		
構成割合	57.7%	42.3%			
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	947	790		
	構成割合	54.5%	45.5%		
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	763	974	
		構成割合	43.9%	56.1%	
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	549	1,188	
構成割合	31.6%	68.4%			
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市区町村数	505	1,232		
	構成割合	29.1%	70.9%		
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	704	1,033		
	構成割合	40.5%	59.5%		
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市区町村数	728	1,009		
	構成割合	41.9%	58.1%		
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	663	1,074	
	構成割合	38.2%	61.8%		
	業務指針の作成	市区町村数	409	1,328	
	構成割合	23.5%	76.5%		
	対応フロー図の作成	市区町村数	737	1,000	
構成割合	42.4%	57.6%			
事例集の作成	市区町村数	103	1,634		
構成割合	5.9%	94.1%			
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	824	913		
	構成割合	47.4%	52.6%		
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	517	1,220	
	構成割合	29.8%	70.2%		
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	512	1,225	
	構成割合	29.5%	70.5%		
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	384	1,353	
構成割合	22.1%	77.9%			
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	402	1,335		
構成割合	23.1%	76.9%			
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数	415	1,322		
	構成割合	23.9%	76.1%		

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している市区町村は466自治体、「SNSによる受付」を運用している市区町村は7自治体、その他「障害者相談会での相談受付やホームページ上でのお問い合わせメールなど」を行っている市区町村は26自治体であった。

表 51-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	市区町村数	466	1,271
	構成割合	26.8%	73.2%
SNSによる受付	市区町村数	7	1,730
	構成割合	0.4%	99.6%
その他	市区町村数	26	1,711
	構成割合	1.5%	98.5%
その他具体例	町メールアドレスへの通報・相談も可。		
	障害者相談会等により実施。2会場を設け、面談・訪問・電話による対応。		
	ホームページを開設しており、自由投稿で意見を募集しているため、こちらに通報することも可能。		
	市ホームページ上のお問い合わせメールでの問い合わせ実績有		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,262自治体（表 51-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、「保健師」が836自治体（48.1%）、社会福祉士が810自治体（46.6%）と多かった。

表 51-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	836	901
	構成割合	48.1%	51.9%
社会福祉士	市区町村数	810	927
	構成割合	46.6%	53.4%
精神保健福祉士	市区町村数	515	1,222
	構成割合	29.6%	70.4%
介護福祉士	市区町村数	207	1,530
	構成割合	11.9%	88.1%
社会福祉主事	市区町村数	452	1,285
	構成割合	26.0%	74.0%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	市区町村数	311	1,426
	構成割合	17.9%	82.1%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	62	1,675
	構成割合	3.6%	96.4%
その他	市区町村数	83	1,654
	構成割合	4.8%	95.2%
その他具体例	看護師、介護支援専門員、保育士、消費生活相談員、人権擁護委員、作業療法士		
	手話通訳士、言語聴覚士、児童指導任用資格、教諭、心理士、福祉用具専門相談員		
	産業カウンセラー、福祉オンブズパーソンとして弁護士、学識者		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況 (表 52)

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 2 割強を占めた。

表 52 障害者権利擁護センターの設置状況について（平成 30 年度末）

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	11
		構成割合	23.4%
	直営と委託の両方	都道府県数	6
		構成割合	12.8%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 53-1～表 53-3)

平成 30 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 53-1 に示す。

表 53-1 都道府県における体制整備等に関する状況 (平成 30 年度末)

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	47	0
	構成割合	100.0%	0.0%
住民への通報義務の周知	都道府県数	45	2
	構成割合	95.7%	4.3%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	32	15
	構成割合	68.1%	31.9%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数	3
	構成割合	6.4%	93.6%
未受講者への受講勧奨	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数	18
	構成割合	38.3%	61.7%
未受講者への受講勧奨	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数	17
	構成割合	36.2%	63.8%
伝達研修実施状況の把握	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数	14
	構成割合	29.8%	70.2%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	34	13
	構成割合	72.3%	27.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	45	2
	構成割合	95.7%	4.3%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	6	41
	構成割合	12.8%	87.2%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	30	17
	構成割合	63.8%	36.2%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	30	17
	構成割合	63.8%	36.2%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	38	9
	構成割合	80.9%	19.1%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	16	31
	構成割合	34.0%	66.0%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施	都道府県数	43	4
	構成割合	91.5%	8.5%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	36	11
	構成割合	76.6%	23.4%
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数	都道府県数	2	45
	構成割合	4.3%	95.7%
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	26
	構成割合	55.3%	44.7%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	20
	構成割合	42.6%	57.4%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	マニュアルの作成	都道府県数	28
	構成割合	59.6%	40.4%
	業務指針の作成	都道府県数	17
	構成割合	36.2%	63.8%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	対応フロー図の作成	都道府県数	31
	構成割合	66.0%	34.0%
	事例集の作成	都道府県数	15
	構成割合	31.9%	68.1%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	28	19
	構成割合	59.6%	40.4%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	11
	構成割合	23.4%	76.6%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	14
	構成割合	29.8%	70.2%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	13
	構成割合	27.7%	72.3%
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	12
	構成割合	25.5%	74.5%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

市区町村と同様に、障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している都道府県は30自治体、「SNSによる受付」を運用している都道府県はなかった。

表 53-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	都道府県数	30	17
	構成割合	63.8%	36.2%
SNSによる受付	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%
その他	都道府県数	1	46
	構成割合	2.1%	97.9%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は32自治体（表53-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が23都道府県（48.9%）、「精神保健福祉士」が10自治体（21.3%）と多かった。

表 53-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	6	41
	構成割合	12.8%	87.2%
社会福祉士	都道府県数	23	24
	構成割合	48.9%	51.1%
精神保健福祉士	都道府県数	10	37
	構成割合	21.3%	78.7%
介護福祉士	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
社会福祉主事	都道府県数	9	38
	構成割合	19.1%	80.9%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	7	40
	構成割合	14.9%	85.1%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	8	39
	構成割合	17.0%	83.0%
その他	都道府県数	3	44
	構成割合	6.4%	93.6%
その他具体例	保育士、弁護士、医師(精神科)		

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

4. 調査結果（詳細分析）

（1）相談・通報件数に関する分析

平成24年度から30年度までの調査結果から、市区町村窓口への障害者虐待の相談・通報件数の有無を都道府県別に整理した。

養護者による障害者虐待に関してみると、平成24年度調査以降、毎年ほぼ半数近くの市区町村に相談・通報が寄せられているが、半数は相談・通報件数0件である。7か年（実質は6年半）を通して1件も相談・通報件数がない市区町村は22.6%（393自治体）であった。（表4-3）

施設従事者による障害者虐待の相談・通報件数の有無をみると、例年相談・通報が寄せられている割合は20～30%であり、70%程度の自治体には相談・通報は寄せられていない。7か年を通してみれば、1件も相談・通報がない市区町村は37.7%（654自治体）であった。（表4-4）

使用者による障害者虐待についてみると、市区町村に相談・通報が寄せられた割合は10～15%にとどまっている。7年間で相談・通報が1件もない市区町村は62.9%（1,093自治体）となっている。（表4-5）

平成30年度「障害者虐待対応状況調査」結果を用いて人口規模別に相談・通報件数のない市区町村数をみると、小規模な市区町村ほど障害者虐待に関する相談・通報件数が0件の割合が高い。特に人口5万人未満の市区町村では養護者による障害者虐待の相談・通報件数0件の割合が74.4%、施設従事者による障害者虐待では84.4%を占めていた。（表4-1）

なお、7年間で相談・通報が1件もない市区町村は、人口5万人未満の市区町村に集中していることがわかる。（表4-2）

表4-1 障害者虐待に関する相談・通報件数0件の市区町村数（平成30年度 人口規模別）

人口規模別	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
5万人未満	1,193	888	74.4%	1007	84.4%	1152	96.6%
5～10万人未満	258	64	24.8%	117	45.3%	208	80.6%
10～30万人未満	202	18	8.9%	39	19.3%	138	68.3%
30万人以上	84	0	0.0%	2	2.4%	24	28.6%
計	1,737	970	55.8%	1,165	67.1%	1,522	87.6%

表4-2 障害者虐待に関する相談・通報件数0件の市区町村数（平成24～30年度 人口規模別）

人口規模別	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
5万人未満	1,193	391	32.8%	631	52.9%	960	80.5%
5～10万人未満	258	2	0.8%	21	8.1%	105	40.7%
10～30万人未満	202	0	0.0%	2	1.0%	28	13.9%
30万人以上	84	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	1,737	393	22.6%	654	37.7%	1,093	62.9%

表 4-3 養護者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		H24~30		自治 体数
	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	
北海道	146	81.6%	135	75.4%	128	71.5%	131	73.2%	134	74.9%	142	79.3%	140	78.2%	73	40.8%	179
青森県	31	77.5%	30	75.0%	30	75.0%	32	80.0%	33	82.5%	25	62.5%	30	75.0%	12	30.0%	40
岩手県	26	78.8%	21	63.6%	21	63.6%	22	66.7%	25	75.8%	23	69.7%	26	78.8%	9	27.3%	33
宮城県	18	51.4%	14	40.0%	22	62.9%	22	62.9%	20	57.1%	22	62.9%	18	51.4%	7	20.0%	35
秋田県	17	68.0%	18	72.0%	18	72.0%	19	76.0%	15	60.0%	20	80.0%	17	68.0%	9	36.0%	25
山形県	25	71.4%	26	74.3%	25	71.4%	26	74.3%	26	74.3%	26	74.3%	23	65.7%	12	34.3%	35
福島県	43	72.9%	44	74.6%	40	67.8%	44	74.6%	41	69.5%	39	66.1%	47	79.7%	16	27.1%	59
茨城県	24	54.5%	21	47.7%	23	52.3%	22	50.0%	19	43.2%	24	54.5%	26	59.1%	6	13.6%	44
栃木県	14	53.8%	16	61.5%	14	56.0%	14	56.0%	11	44.0%	12	48.0%	17	68.0%	4	16.0%	25
群馬県	25	71.4%	26	74.3%	21	60.0%	22	62.9%	27	77.1%	28	80.0%	23	65.7%	16	45.7%	35
埼玉県	30	47.6%	26	41.3%	22	34.9%	26	41.3%	24	38.1%	25	39.7%	23	36.5%	7	11.1%	63
千葉県	25	46.3%	23	42.6%	22	40.7%	21	38.9%	22	40.7%	18	33.3%	18	33.3%	3	5.6%	54
東京都	15	24.2%	16	25.8%	17	27.4%	14	22.6%	20	32.3%	16	25.8%	18	29.0%	8	12.9%	62
神奈川県	11	33.3%	9	27.3%	14	42.4%	9	27.3%	11	33.3%	10	30.3%	10	30.3%	2	6.1%	33
新潟県	13	43.3%	12	40.0%	15	50.0%	11	36.7%	14	46.7%	12	40.0%	14	46.7%	6	20.0%	30
富山県	3	20.0%	6	40.0%	7	46.7%	7	46.7%	10	66.7%	6	40.0%	9	60.0%	2	13.3%	15
石川県	8	42.1%	5	26.3%	7	36.8%	7	36.8%	7	36.8%	7	36.8%	9	47.4%	2	10.5%	19
福井県	13	76.5%	8	47.1%	10	58.8%	8	47.1%	8	47.1%	11	64.7%	12	70.6%	3	17.6%	17
山梨県	12	44.4%	16	59.3%	16	59.3%	17	63.0%	16	59.3%	18	66.7%	20	74.1%	9	33.3%	27
長野県	58	75.3%	52	67.5%	60	77.9%	55	71.4%	58	75.3%	52	67.5%	51	66.2%	34	44.2%	77
岐阜県	27	64.3%	31	73.8%	28	66.7%	30	71.4%	31	73.8%	29	69.0%	24	57.1%	14	33.3%	42
静岡県	15	42.9%	17	48.6%	16	45.7%	19	54.3%	15	42.9%	18	51.4%	18	51.4%	8	22.9%	35
愛知県	22	40.7%	23	42.6%	18	33.3%	14	25.9%	9	16.7%	12	22.2%	7	13.0%	4	7.4%	54
三重県	16	55.2%	10	34.5%	12	41.4%	17	58.6%	17	58.6%	17	58.6%	16	55.2%	6	20.7%	29
滋賀県	9	47.4%	3	15.8%	5	26.3%	5	26.3%	4	21.1%	3	15.8%	4	21.1%	0	0.0%	19
京都府	11	42.3%	9	34.6%	8	30.8%	12	46.2%	14	53.8%	15	57.7%	11	42.3%	4	15.4%	26
大阪府	8	18.6%	8	18.6%	4	9.3%	1	2.3%	7	16.3%	5	11.6%	6	14.0%	0	0.0%	43
兵庫県	12	29.3%	13	31.7%	14	34.1%	15	36.6%	18	43.9%	10	24.4%	15	36.6%	1	2.4%	41
奈良県	30	76.9%	28	71.8%	30	76.9%	31	79.5%	28	71.8%	28	71.8%	31	79.5%	18	46.2%	39
和歌山県	22	73.3%	18	60.0%	23	76.7%	23	76.7%	24	80.0%	23	76.7%	22	73.3%	10	33.3%	30
鳥取県	10	52.6%	7	36.8%	8	42.1%	10	52.6%	10	52.6%	9	47.4%	10	52.6%	2	10.5%	19
島根県	14	73.7%	10	52.6%	11	57.9%	13	68.4%	17	89.5%	10	52.6%	12	63.2%	5	26.3%	19
岡山県	16	59.3%	13	48.1%	15	55.6%	17	63.0%	16	59.3%	17	63.0%	17	63.0%	8	29.6%	27
広島県	10	43.5%	10	43.5%	3	13.0%	8	34.8%	6	26.1%	9	39.1%	9	39.1%	0	0.0%	23
山口県	8	42.1%	5	26.3%	7	36.8%	7	36.8%	7	36.8%	9	47.4%	6	31.6%	1	5.3%	19
徳島県	15	62.5%	12	50.0%	12	50.0%	14	58.3%	12	50.0%	18	75.0%	15	62.5%	4	16.7%	24
香川県	12	70.6%	6	35.3%	9	52.9%	9	52.9%	6	35.3%	9	52.9%	4	23.5%	2	11.8%	17
愛媛県	9	45.0%	10	50.0%	8	40.0%	6	30.0%	7	35.0%	9	45.0%	7	35.0%	1	5.0%	20
高知県	21	70.0%	25	83.3%	23	76.7%	19	63.3%	19	63.3%	21	70.0%	21	70.0%	8	26.7%	30
福岡県	33	55.0%	27	45.0%	33	55.0%	32	53.3%	28	46.7%	35	58.3%	29	48.3%	8	13.3%	60
佐賀県	12	60.0%	8	40.0%	11	55.0%	7	35.0%	7	35.0%	8	40.0%	8	40.0%	2	10.0%	20
長崎県	8	38.1%	10	47.6%	10	47.6%	8	38.1%	12	57.1%	12	57.1%	13	61.9%	1	4.8%	21
熊本県	33	73.3%	30	66.7%	30	66.7%	26	57.8%	30	66.7%	29	64.4%	35	77.8%	12	26.7%	45
大分県	13	72.2%	8	44.4%	9	50.0%	11	61.1%	13	72.2%	10	55.6%	11	61.1%	3	16.7%	18
宮崎県	15	57.7%	13	50.0%	14	53.8%	15	57.7%	16	61.5%	18	69.2%	12	46.2%	4	15.4%	26
鹿児島県	27	62.8%	24	55.8%	25	58.1%	32	74.4%	33	76.7%	33	76.7%	34	79.1%	12	27.9%	43
沖縄県	28	68.3%	22	53.7%	25	61.0%	24	58.5%	27	65.9%	25	61.0%	22	53.7%	15	36.6%	41
計	1,013	58.3%	924	53.2%	943	54.3%	954	54.9%	974	56.1%	977	56.2%	970	55.8%	393	22.6%	1,737

表 4-4 施設従事者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		H24～30		自治体数
	通報0件自治体数	割合	通報0件自治体数	割合	通報0件自治体数	割合	通報0件自治体数	割合	通報0件自治体数	割合	通報0件自治体数	割合	通報0件自治体数	割合	通報0件自治体数	割合	
北海道	171	95.5%	152	84.9%	156	87.2%	153	85.5%	152	84.9%	153	85.5%	143	79.9%	104	58.1%	179
青森県	33	82.5%	31	77.5%	33	82.5%	32	80.0%	32	80.0%	35	87.5%	35	87.5%	24	60.0%	40
岩手県	31	93.9%	24	72.7%	33	100.0%	28	84.8%	28	84.8%	27	81.8%	29	87.9%	17	51.5%	33
宮城県	30	85.7%	32	91.4%	25	71.4%	26	74.3%	31	88.6%	27	77.1%	29	82.9%	14	40.0%	35
秋田県	21	84.0%	23	92.0%	20	80.0%	17	68.0%	18	72.0%	23	92.0%	23	92.0%	11	44.0%	25
山形県	33	94.3%	32	91.4%	28	80.0%	31	88.6%	29	82.9%	32	91.4%	30	85.7%	21	60.0%	35
福島県	56	94.9%	55	93.2%	55	93.2%	53	89.8%	52	88.1%	51	86.4%	51	86.4%	37	62.7%	59
茨城県	36	81.8%	37	84.1%	33	75.0%	34	77.3%	32	72.7%	35	79.5%	34	77.3%	17	38.6%	44
栃木県	20	76.9%	22	84.6%	21	84.0%	17	68.0%	16	64.0%	18	72.0%	19	76.0%	7	28.0%	25
群馬県	27	77.1%	30	85.7%	28	80.0%	26	74.3%	29	82.9%	26	74.3%	26	74.3%	17	48.6%	35
埼玉県	52	82.5%	49	77.8%	44	69.8%	48	76.2%	33	52.4%	39	61.9%	29	46.0%	11	17.5%	63
千葉県	39	72.2%	31	57.4%	34	63.0%	33	61.1%	23	42.6%	27	50.0%	23	42.6%	9	16.7%	54
東京都	27	43.5%	21	33.9%	23	37.1%	19	30.6%	23	37.1%	19	30.6%	20	32.3%	11	17.7%	62
神奈川県	19	57.6%	16	48.5%	17	51.5%	15	45.5%	15	45.5%	16	48.5%	16	48.5%	6	18.2%	33
新潟県	28	93.3%	28	93.3%	27	90.0%	24	80.0%	23	76.7%	25	83.3%	24	80.0%	16	53.3%	30
富山県	13	86.7%	13	86.7%	12	80.0%	13	86.7%	13	86.7%	11	73.3%	11	73.3%	6	40.0%	15
石川県	16	84.2%	13	68.4%	12	63.2%	10	52.6%	11	57.9%	11	57.9%	13	68.4%	4	21.1%	19
福井県	13	76.5%	11	64.7%	12	70.6%	6	35.3%	11	64.7%	8	47.1%	10	58.8%	3	17.6%	17
山梨県	22	81.5%	18	66.7%	21	77.8%	22	81.5%	18	66.7%	23	85.2%	20	74.1%	11	40.7%	27
長野県	68	88.3%	69	89.6%	61	79.2%	63	81.8%	58	75.3%	54	70.1%	57	74.0%	34	44.2%	77
岐阜県	37	88.1%	38	90.5%	36	85.7%	33	78.6%	34	81.0%	31	73.8%	29	69.0%	19	45.2%	42
静岡県	26	74.3%	23	65.7%	23	65.7%	24	68.6%	24	68.6%	19	54.3%	22	62.9%	10	28.6%	35
愛知県	39	72.2%	28	51.9%	29	53.7%	26	48.1%	28	51.9%	28	51.9%	26	48.1%	10	18.5%	54
三重県	22	75.9%	17	58.6%	22	75.9%	18	62.1%	21	72.4%	22	75.9%	16	55.2%	11	37.9%	29
滋賀県	13	68.4%	8	42.1%	9	47.4%	6	31.6%	8	42.1%	9	47.4%	7	36.8%	1	5.3%	19
京都府	20	76.9%	18	69.2%	15	57.7%	14	53.8%	14	53.8%	12	46.2%	13	50.0%	5	19.2%	26
大阪府	22	51.2%	17	39.5%	17	39.5%	14	32.6%	10	23.3%	11	25.6%	12	27.9%	4	9.3%	43
兵庫県	25	61.0%	21	51.2%	15	36.6%	24	58.5%	21	51.2%	20	48.8%	17	41.5%	10	24.4%	41
奈良県	37	94.9%	32	82.1%	31	79.5%	35	89.7%	34	87.2%	29	74.4%	34	87.2%	24	61.5%	39
和歌山県	24	80.0%	28	93.3%	25	83.3%	24	80.0%	22	73.3%	27	90.0%	24	80.0%	13	43.3%	30
鳥取県	17	89.5%	15	78.9%	15	78.9%	15	78.9%	12	63.2%	11	57.9%	14	73.7%	8	42.1%	19
島根県	16	84.2%	16	84.2%	12	63.2%	12	63.2%	15	78.9%	11	57.9%	11	57.9%	6	31.6%	19
岡山県	22	81.5%	20	74.1%	19	70.4%	14	51.9%	17	63.0%	17	63.0%	21	77.8%	7	25.9%	27
広島県	17	73.9%	12	52.2%	12	52.2%	9	39.1%	13	56.5%	13	56.5%	13	56.5%	3	13.0%	23
山口県	14	73.7%	13	68.4%	16	84.2%	13	68.4%	9	47.4%	8	42.1%	10	52.6%	4	21.1%	19
徳島県	20	83.3%	19	79.2%	16	66.7%	21	87.5%	19	79.2%	14	58.3%	20	83.3%	9	37.5%	24
香川県	12	70.6%	12	70.6%	13	76.5%	12	70.6%	9	52.9%	10	58.8%	11	64.7%	5	29.4%	17
愛媛県	15	75.0%	12	60.0%	15	75.0%	11	55.0%	15	75.0%	12	60.0%	13	65.0%	4	20.0%	20
高知県	27	90.0%	28	93.3%	28	93.3%	24	80.0%	25	83.3%	25	83.3%	23	76.7%	18	60.0%	30
福岡県	51	85.0%	41	68.3%	40	66.7%	40	66.7%	46	76.7%	37	61.7%	39	65.0%	15	25.0%	60
佐賀県	15	75.0%	11	55.0%	12	60.0%	15	75.0%	17	85.0%	14	70.0%	16	80.0%	5	25.0%	20
長崎県	12	57.1%	12	57.1%	12	57.1%	11	52.4%	12	57.1%	11	52.4%	12	57.1%	3	14.3%	21
熊本県	36	80.0%	34	75.6%	37	82.2%	37	82.2%	41	91.1%	34	75.6%	34	75.6%	22	48.9%	45
大分県	14	77.8%	13	72.2%	14	77.8%	9	50.0%	8	44.4%	14	77.8%	9	50.0%	3	16.7%	18
宮崎県	22	84.6%	17	65.4%	19	73.1%	18	69.2%	19	73.1%	18	69.2%	18	69.2%	12	46.2%	26
鹿児島県	40	93.0%	38	88.4%	33	76.7%	32	74.4%	34	79.1%	34	79.1%	35	81.4%	22	51.2%	43
沖縄県	38	92.7%	33	80.5%	32	78.0%	31	75.6%	32	78.0%	29	70.7%	24	58.5%	21	51.2%	41
計	1,408	81.1%	1,283	73.9%	1,262	72.7%	1,212	69.8%	1,206	69.4%	1,180	67.9%	1,165	67.1%	654	37.7%	1,737

表 4-5 使用者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		H24~30		自治 体数
	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	
北海道	171	95.5%	173	96.6%	165	92.2%	171	95.5%	175	97.8%	165	92.2%	171	95.5%	142	79.3%	179
青森県	38	95.0%	39	97.5%	38	95.0%	38	95.0%	38	95.0%	39	97.5%	40	100.0%	34	85.0%	40
岩手県	31	93.9%	29	87.9%	31	93.9%	31	93.9%	30	90.9%	29	87.9%	32	97.0%	22	66.7%	33
宮城県	34	97.1%	33	94.3%	30	85.7%	31	88.6%	30	85.7%	32	91.4%	31	88.6%	22	62.9%	35
秋田県	24	96.0%	25	100.0%	24	96.0%	24	96.0%	24	96.0%	24	96.0%	24	96.0%	22	88.0%	25
山形県	34	97.1%	35	100.0%	34	97.1%	34	97.1%	31	88.6%	34	97.1%	35	100.0%	29	82.9%	35
福島県	55	93.2%	55	93.2%	57	96.6%	57	96.6%	56	94.9%	57	96.6%	59	100.0%	49	83.1%	59
茨城県	38	86.4%	38	86.4%	41	93.2%	40	90.9%	42	95.5%	41	93.2%	41	93.2%	29	65.9%	44
栃木県	23	92.0%	25	100.0%	24	96.0%	25	100.0%	24	96.0%	25	100.0%	24	96.0%	20	80.0%	25
群馬県	32	91.4%	31	88.6%	33	94.3%	30	85.7%	32	91.4%	32	91.4%	29	82.9%	26	74.3%	35
埼玉県	61	96.8%	52	82.5%	55	87.3%	58	92.1%	56	88.9%	59	93.7%	53	84.1%	38	60.3%	63
千葉県	44	81.5%	46	85.2%	45	83.3%	42	77.8%	43	79.6%	44	81.5%	40	74.1%	25	46.3%	54
東京都	37	59.7%	37	59.7%	38	61.3%	41	66.1%	36	58.1%	45	72.6%	41	66.1%	14	22.6%	62
神奈川県	22	66.7%	21	63.6%	23	69.7%	18	54.5%	29	87.9%	24	72.7%	27	81.8%	12	36.4%	33
新潟県	29	96.7%	27	90.0%	28	93.3%	29	96.7%	26	86.7%	27	90.0%	27	90.0%	23	76.7%	30
富山県	15	100.0%	14	93.3%	14	93.3%	14	93.3%	13	86.7%	13	86.7%	15	100.0%	11	73.3%	15
石川県	15	78.9%	17	89.5%	17	89.5%	15	78.9%	14	73.7%	14	73.7%	14	73.7%	8	42.1%	19
福井県	14	82.4%	13	76.5%	14	82.4%	12	70.6%	16	94.1%	13	76.5%	12	70.6%	5	29.4%	17
山梨県	26	96.3%	26	96.3%	22	81.5%	23	85.2%	22	81.5%	23	85.2%	25	92.6%	16	59.3%	27
長野県	73	94.8%	72	93.5%	73	94.8%	72	93.5%	76	98.7%	69	89.6%	71	92.2%	53	68.8%	77
岐阜県	40	95.2%	38	90.5%	39	92.9%	38	90.5%	39	92.9%	38	90.5%	40	95.2%	31	73.8%	42
静岡県	33	94.3%	27	77.1%	31	88.6%	27	77.1%	28	80.0%	28	80.0%	31	88.6%	17	48.6%	35
愛知県	48	88.9%	43	79.6%	39	72.2%	33	61.1%	41	75.9%	40	74.1%	43	79.6%	22	40.7%	54
三重県	25	86.2%	23	79.3%	25	86.2%	26	89.7%	25	86.2%	25	86.2%	23	79.3%	19	65.5%	29
滋賀県	17	89.5%	18	94.7%	15	78.9%	14	73.7%	16	84.2%	15	78.9%	14	73.7%	8	42.1%	19
京都府	25	96.2%	24	92.3%	20	76.9%	22	84.6%	23	88.5%	20	76.9%	22	84.6%	12	46.2%	26
大阪府	37	86.0%	25	58.1%	30	69.8%	22	51.2%	22	51.2%	26	60.5%	19	44.2%	6	14.0%	43
兵庫県	33	80.5%	30	73.2%	33	80.5%	34	82.9%	32	78.0%	31	75.6%	33	80.5%	21	51.2%	41
奈良県	39	100.0%	37	94.9%	37	94.9%	38	97.4%	36	92.3%	37	94.9%	36	92.3%	32	82.1%	39
和歌山県	30	100.0%	30	100.0%	28	93.3%	29	96.7%	26	86.7%	29	96.7%	30	100.0%	24	80.0%	30
鳥取県	17	89.5%	15	78.9%	17	89.5%	16	84.2%	17	89.5%	18	94.7%	17	89.5%	13	68.4%	19
島根県	15	78.9%	17	89.5%	19	100.0%	17	89.5%	19	100.0%	16	84.2%	18	94.7%	12	63.2%	19
岡山県	23	85.2%	24	88.9%	24	88.9%	23	85.2%	22	81.5%	20	74.1%	24	88.9%	13	48.1%	27
広島県	20	87.0%	19	82.6%	20	87.0%	16	69.6%	16	69.6%	18	78.3%	17	73.9%	10	43.5%	23
山口県	16	84.2%	18	94.7%	18	94.7%	17	89.5%	14	73.7%	13	68.4%	17	89.5%	11	57.9%	19
徳島県	21	87.5%	21	87.5%	20	83.3%	23	95.8%	22	91.7%	19	79.2%	23	95.8%	15	62.5%	24
香川県	17	100.0%	15	88.2%	16	94.1%	15	88.2%	14	82.4%	14	82.4%	15	88.2%	7	41.2%	17
愛媛県	17	85.0%	19	95.0%	18	90.0%	12	60.0%	19	95.0%	20	100.0%	19	95.0%	11	55.0%	20
高知県	29	96.7%	29	96.7%	29	96.7%	28	93.3%	29	96.7%	30	100.0%	29	96.7%	26	86.7%	30
福岡県	57	95.0%	51	85.0%	57	95.0%	48	80.0%	53	88.3%	54	90.0%	52	86.7%	35	58.3%	60
佐賀県	17	85.0%	18	90.0%	19	95.0%	19	95.0%	19	95.0%	20	100.0%	18	90.0%	13	65.0%	20
長崎県	20	95.2%	20	95.2%	16	76.2%	18	85.7%	21	100.0%	18	85.7%	17	81.0%	12	57.1%	21
熊本県	41	91.1%	43	95.6%	40	88.9%	41	91.1%	42	93.3%	42	93.3%	39	86.7%	29	64.4%	45
大分県	16	88.9%	16	88.9%	14	77.8%	16	88.9%	16	88.9%	17	94.4%	16	88.9%	11	61.1%	18
宮崎県	23	88.5%	21	80.8%	24	92.3%	25	96.2%	21	80.8%	22	84.6%	23	88.5%	18	69.2%	26
鹿児島県	41	95.3%	38	88.4%	39	90.7%	40	93.0%	38	88.4%	40	93.0%	39	90.7%	32	74.4%	43
沖縄県	41	100.0%	39	95.1%	39	95.1%	37	90.2%	39	95.1%	40	97.6%	37	90.2%	33	80.5%	41
計	1,574	90.6%	1,526	87.9%	1,532	88.2%	1,499	86.3%	1,522	87.6%	1,519	87.4%	1,522	87.6%	1,093	62.9%	1,737

(2) 養護者虐待事案の詳細分析

平成30年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による虐待判断事例の件数は1,612件であり、被虐待者数は1,626人であった。ここでは、被虐待者別に収集された個票データを用いて、養護者による虐待判断事例について詳細分析を行った。

※本項では被虐待者の人数を母数とする構成割合を表記しているため、前節（「3. 調査結果（単純集計）」）の構成比とは一致していない。

1) 被虐待者の基本属性別分析

①虐待の種類（複数回答）

全体で見れば、身体的虐待が63.0%、性的虐待が4.0%、心理的虐待が29.2%、放棄、放置（ネグレクト）が14.5%、経済的虐待が21.0%の割合である。

ア. 身体的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性が身体的虐待被害に遭った割合が高い（男性59.0%、女性65.2%）。(表4-6)
- ・年代別では、20歳代以外は概ね60～70前後の割合を占めている。(表4-6)
- ・障害種別にみると、身体障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に高い（身体障害あり67.9%、なし61.8%）。なお、知的障害や精神障害、発達障害、難病等の有無では有意差はみられない。(表4-7)
- ・行動障害の有無別にみても身体的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表4-8)

☞ 身体的虐待に遭いやすい属性等：女性、身体障害がある

イ. 性的虐待

- ・性別にみると、性的虐待を受けた割合は男性では0.3%、女性は6.0%である。(表4-6)
- ・性的虐待の被害に遭っている年代は、15～19歳、20歳代が多いものの、有意差はみられなかった。(表4-6)
- ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者が性的虐待を受けた割合は有意に高くなっている（知的障害あり5.2%、なし2.6%）。逆に、身体障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて性的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた（身体障害あり1.6%、なし4.6%）。(表4-7)
- ・行動障害の有無別にみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表4-8)

☞ 性的虐待に遭いやすい属性等：女性、知的障害がある

ウ. 心理的虐待

- ・心理的虐待の性別にみても、心理的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表4-6)
- ・年代別では、年齢が若い方が虐待を受けた割合が高くなっている。(表4-6)
- ・障害種別にみると、発達障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的虐待を受けている割合が有意に高い。逆に、知的障害のある被虐待者は、そうでない

被虐待者に比べて心理的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた。なお、身体障害や精神障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-7)

- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がない、もしくは行動障害の程度がそれほど強くない被虐待者の方が心理的虐待を受けた割合が高い傾向がみられた。(表 4-8)

㊦ 心理的虐待に遭いやすい属性等：発達障害がある

エ. 放棄、放置（ネグレクト）

- ・女性に比べ、男性が放棄、放置（ネグレクト）の被害に遭っている割合が高い（男性 17.3%、女性 13.0%）。(表 4-6)
- ・年代別では、中学生以下や 15～19 歳の割合が高くなっている。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 11.4%、なし 16.3%）。なお、身体障害や知的障害、発達障害、難病等の有無では有意差はみられない。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が高い傾向がみられた。(表 4-8)

㊦ 放棄、放置（ネグレクト）に遭いやすい属性等：男性、若者

オ. 経済的虐待

- ・経済的虐待の性別にみても、経済的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-6)
- ・年代について特徴的な傾向は見いだせないが、20 歳代、50 歳代、60 歳以上の被虐待者が経済的虐待の被害に遭っている割合が高い。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合が有意に高い（知的障害あり 23.9%、なし 17.8%）。なお、身体障害や精神障害、発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別にみても経済的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-8)

㊦ 経済的虐待に遭いやすい属性等：男性、知的障害がある

②虐待者の続柄

全体で見れば、虐待者の割合は父親 26.6%、母親 26.5%、夫 13.8%、兄弟 13.6%、その他 13.0%が上位を占めている。

ア. 被虐待者の性別にみた虐待者

- ・被虐待者が男性の場合、虐待者は父親 34.6%、母親 30.0%、兄弟 17.1%が主な虐待者である。一方、被虐待者が女性の場合には母親 24.6%、父親 22.3%、夫 21.3%となる。(表 4-6)

イ. 被虐待者の年代別にみた虐待者

- ・被虐待者が未成年～20歳代までの虐待者は母親や父親が中心である。被虐待者の年齢が高くなるに従って兄弟、夫の割合が高まり、50歳代以上になると兄弟や夫のほかに息子の割合も高くなっている。(表 4-6)

ウ. 障害種別にみた虐待者

- ・身体障害のある被虐待者では、虐待者が父親や兄弟、その他である割合は有意に低い(父親：身体障害あり 20.2%、なし 28.2%、兄弟：身体障害あり 9.3%、なし 14.6%、その他：身体障害あり 8.7%、なし 14.1%)。
- ・知的障害のある被虐待者では、知的障害のない被虐待者に比べ父親や母親から虐待を受けている割合が高い(被虐待者の年齢層が関係)。
- ・精神障害のある被虐待者では、父親や母親から虐待を受けた割合は有意に低く、夫や息子から虐待を受けた割合が高まっている。
- ・発達障害のある被虐待者では、父親から虐待を受けた割合は有意に高い。(表 4-7)

エ. 行動障害の有無別にみた虐待者

- ・被虐待者に行動障害がある(認定あり・なし)場合には、父親や母親が虐待者となる割合が高い。(表 4-8)

③虐待の発生要因

全体で見れば、虐待の発生要因としては「虐待者が虐待と認識していない」の45.6%が最も多く、次いで「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」43.0%、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」25.9%等が上位を占めている。

ア. 被虐待者の性別・年代別にみた虐待発生要因

- ・「虐待者が虐待と認識していない」や「被虐待者の行動障害」等において、被虐待者が女性よりも男性の場合で有意に高くなっていた。(表 4-6)
- ・「被虐待者の行動障害」では、高齢者に比べると若年層の割合が高くなる傾向にある。逆に、「虐待者の介護疲れ」では、高齢者の割合が高くなる傾向にある。(表 4-6)

イ. 障害種別にみた虐待発生要因

- ・身体障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が高く、「虐待者が虐待と認識していない」や「被虐待者の行動障害」の要因は有意に低い。(表 4-7)
- ・知的障害のある被虐待者では、「被虐待者の行動障害」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」等の割合が有意に高くなっており、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」は有意に低かった。(表 4-7)
- ・精神障害のある被虐待者では、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」や「被虐待者側のその他の要因」の割合が有意に高く、「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の行動障害」の割合が有意に低い。(表 4-7)

ウ. 行動障害の有無別にみた虐待発生要因

- ・被虐待者に行動障害がある(認定あり・なし)場合、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の知識や情報の不足」、「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「被虐待者の行動障害」の割合が有意に高い。(表 4-8)

表 4-6 被虐待者の基本属性性別有意差分析（その1 性別・年齢別）

	全体	性別			年齢								有意差
		男性	女性	有意差	中学生以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上		
全体	1626 100%	573 100%	1053 100%		16 100%	116 100%	359 100%	250 100%	360 100%	322 100%	203 100%		
虐待の種類	身体的虐待	1025 63.0%	338 59.0%	687 65.2%*	5 31.3%	64 55.2%	213 59.3%	162 64.8%	237 65.8%	208 64.6%	136 67.0%*		
	性的虐待	65 4.0%	2 0.3%	63 6.0%***	1 6.3%	10 8.6%	27 7.5%	16 6.4%	6 1.7%	3 0.9%	2 1.0% (***)		
	心理的虐待	474 29.2%	165 28.8%	309 29.3%	9 56.3%	40 34.5%	114 31.8%	78 31.2%	98 27.2%	77 23.9%	58 28.6%*		
	放棄、放置(ネグレクト)	236 14.5%	99 17.3%	137 13.0%*	6 37.5%	22 19.0%	53 14.8%	32 12.8%	58 16.1%	36 11.2%	29 14.3%*		
	経済的虐待	342 21.0%	134 23.4%	208 19.8%	0 0.0%	13 11.2%	89 24.8%	40 16.0%	65 18.1%	85 26.4%	50 24.6%***		
虐待者の続柄	父	433 26.6%	198 34.6%	235 22.3%***	10 62.5%	54 46.6%	122 34.0%	99 39.6%	113 31.4%	29 9.0%	6 3.0%***		
	母	431 26.5%	172 30.0%	259 24.6%*	8 50.0%	54 46.6%	165 46.0%	79 31.6%	79 21.9%	40 12.4%	6 3.0%***		
	夫	224 13.8%	0 0.0%	224 21.3%	0 0.0%	0 0.0%	22 6.1%	17 6.8%	68 18.9%	71 22.0%	46 22.7%***		
	妻	36 2.2%	36 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	4 1.6%	6 1.7%	14 4.3%	11 5.4% (***)		
	息子	71 4.4%	13 2.3%	58 5.5%**	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	9 2.5%	29 9.0%	32 15.8% (***)		
	娘	32 2.0%	6 1.0%	26 2.5%*	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	3 0.8%	12 3.7%	16 7.9% (***)		
	息子の配偶者(嫁)	3 0.2%	1 0.2%	2 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.5%		
	娘の配偶者(婿)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%		
	兄弟	221 13.6%	98 17.1%	122 11.6%**	0 0.0%	3 2.6%	23 6.4%	24 9.6%	47 13.1%	72 22.4%	51 25.1%***		
	姉妹	97 6.0%	42 7.3%	55 5.2%	0 0.0%	0 0.0%	10 2.8%	10 4.0%	30 8.3%	31 9.6%	16 7.9% (***)		
	祖父	6 0.4%	2 0.3%	4 0.4%	1 6.3%	3 2.6%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0% (***)		
	祖母	7 0.4%	2 0.3%	5 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	4 1.1%	1 0.4%	1 0.3%	1 0.3%	0 0.0%		
	その他	212 13.0%	67 11.7%	131 12.4%	1 6.3%	12 10.3%	41 11.4%	42 16.8%	35 9.7%	39 12.1%	28 13.8%		
	不明	1 0.06%	0 0.00%	1 0.09%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 0.40%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%		
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	357 22.0%	126 22.0%	229 21.7%	3 18.8%	15 12.9%	62 17.3%	59 23.6%	77 21.4%	89 27.6%	50 24.6%**		
	虐待者の知識や情報の不足	404 24.8%	142 24.8%	252 23.9%	2 12.5%	29 25.0%	83 23.1%	72 28.8%	102 28.3%	61 18.9%	45 22.2%*		
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	134 8.2%	40 7.0%	93 8.8%	3 18.8%	7 6.0%	31 8.6%	23 9.2%	32 8.9%	22 6.8%	15 7.4%		
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	284 17.5%	113 19.7%	164 15.6%*	3 18.8%	15 12.9%	48 13.4%	55 22.0%	61 16.9%	57 17.7%	38 18.7%		
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	134 8.2%	39 6.8%	94 8.9%	0 0.0%	15 12.9%	31 8.6%	20 8.0%	25 6.9%	26 8.1%	16 7.9%		
	虐待者が虐待と認識していない	741 45.6%	282 49.2%	439 41.7%**	11 68.8%	60 51.7%	166 46.2%	108 43.2%	158 43.9%	138 42.9%	80 39.4%		
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	274 16.9%	79 13.8%	193 18.3%*	1 6.3%	17 14.7%	58 16.2%	30 12.0%	70 19.4%	55 17.1%	41 20.2%		
	虐待者側のその他の要因	170 10.5%	60 10.5%	107 10.2%	0 0.0%	9 7.8%	30 8.4%	21 8.4%	38 10.6%	47 14.6%	22 10.8%		
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	421 25.9%	150 26.2%	271 25.7%	2 12.5%	23 19.8%	84 23.4%	61 24.4%	98 27.2%	93 28.9%	60 29.6%		
	被虐待者の行動障害	243 14.9%	107 18.7%	136 12.9%**	4 25.0%	19 16.4%	56 15.6%	55 22.0%	61 16.9%	30 9.3%	18 8.9%***		
	被虐待者側のその他の要因	243 14.9%	76 13.3%	167 15.9%	1 6.3%	13 11.2%	45 12.5%	38 15.2%	55 15.3%	54 16.8%	37 18.2%		
	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	699 43.0%	225 39.3%	464 44.1%	1 6.3%	47 40.5%	149 41.5%	106 42.4%	160 44.4%	147 45.7%	79 38.9%		
家庭環境	家庭における経済的困窮(経済的問題)	312 19.2%	124 21.6%	183 17.4%*	4 25.0%	22 19.0%	72 20.1%	43 17.2%	59 16.4%	68 21.1%	39 19.2%		
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	219 13.5%	71 12.4%	147 14.0%	1 6.3%	20 17.2%	41 11.4%	34 13.6%	54 15.0%	46 14.3%	22 10.8%		
	家庭におけるその他の要因	96 5.9%	35 6.1%	58 5.5%	2 12.5%	8 6.9%	21 5.8%	14 5.6%	23 6.4%	14 4.3%	11 5.4%		

有意差検定
***: p<0.001
** : p<0.01
* : p<0.05

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

表 4-7 被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）

	全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等		
		該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
全体	1626 100%	321 100%	1305 100%		862 100%	764 100%		597 100%	1029 100%		54 100%	1572 100%		12 100%	1614 100%	
虐待の種類	身体的虐待	1025 63.0%	218 67.9%	807 61.8%*	530 61.5%	495 64.8%		387 64.8%	638 62.0%		29 53.7%	996 63.4%		8 66.7%	1017 63.0%	
	性的虐待	65 4.0%	5 1.6%	60 4.6%*	45 5.2%	20 2.6%	**	26 4.4%	39 3.8%		1 1.9%	64 4.1%		0 0.0%	65 4.0%	
	心理的虐待	474 29.2%	93 29.0%	381 29.2%	233 27.0%	241 31.5%*		181 30.3%	293 28.5%		28 51.9%	446 28.4%***		3 25.0%	471 29.2%	
	放棄、放置(ネグレクト)	236 14.5%	57 17.8%	179 13.7%	134 15.5%	102 13.4%		68 11.4%	168 16.3%*	**	7 13.0%	229 14.6%		4 33.3%	232 14.4%	
	経済的虐待	342 21.0%	59 18.4%	283 21.7%	206 23.9%	136 17.8%*	**	117 19.6%	225 21.9%		9 16.7%	333 21.2%		0 0.0%	342 21.2%	
虐待者の続柄	父	433 26.6%	65 20.2%	368 28.2%*	280 32.5%	153 20.0%	***	130 21.8%	303 29.4%	***	23 42.6%	410 26.1%*		1 8.3%	432 26.8%	
	母	431 26.5%	84 26.2%	347 26.6%	304 35.3%	127 16.6%	***	109 18.3%	322 31.3%*	***	14 25.9%	417 26.5%		3 25.0%	428 26.5%	
	夫	224 13.8%	57 17.8%	167 12.8%*	42 4.9%	182 23.8%	***	133 22.3%	91 8.8%	***	2 3.7%	222 14.1%*		5 41.7%	219 13.6%(**)	
	妻	36 2.2%	19 5.9%	17 1.3%*	1 0.1%	35 4.6%	***	18 3.0%	18 1.7%		0 0.0%	36 2.3%		2 16.7%	34 2.1%***	
	息子	71 4.4%	25 7.8%	46 3.5%*	9 1.0%	62 8.1%	***	41 6.9%	30 2.9%	***	1 1.9%	70 4.5%		1 8.3%	70 4.3%	
	娘	32 2.0%	16 5.0%	16 1.2%*	6 0.7%	26 3.4%	***	11 1.8%	21 2.0%		2 3.7%	30 1.9%		0 0.0%	32 2.0%	
	息子の配偶者(嫁)	3 0.2%	0 0.0%	3 0.2%	1 0.1%	2 0.3%		1 0.2%	2 0.2%		0 0.0%	3 0.2%		0 0.0%	3 0.2%	
	娘の配偶者(婿)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	
	兄弟	221 13.6%	30 9.3%	191 14.6%*	120 13.9%	101 13.2%		91 15.2%	130 12.6%		1 1.9%	220 14.0%*		1 8.3%	220 13.6%	
	姉妹	97 6.0%	21 6.5%	76 5.8%*	61 7.1%	36 4.7%	*	31 5.2%	66 6.4%		2 3.7%	95 6.0%		0 0.0%	97 6.0%	
	祖父	6 0.4%	0 0.0%	6 0.5%	6 0.7%	0 0.0%	(*)	1 0.2%	5 0.5%		1 1.9%	5 0.3%		0 0.0%	6 0.4%	
	祖母	7 0.4%	0 0.0%	7 0.5%	6 0.7%	1 0.1%		1 0.2%	6 0.6%		1 1.9%	6 0.4%		0 0.0%	7 0.4%	
	その他	212 13.0%	28 8.7%	184 14.1%*	113 13.1%	99 13.0%		70 11.7%	142 13.8%		10 18.5%	202 12.8%		0 0.0%	212 13.1%	
	不明	1 0.06%	0 0.00%	1 0.08%*	1 0.12%	0 0.00%		0 0.00%	1 0.10%		0 0.00%	1 0.06%*		0 0.00%	1 0.06%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	357 22.0%	102 31.8%	255 19.5%*	176 20.4%	181 23.7%		127 21.3%	230 22.4%		11 20.4%	346 22.0%		9 75.0%	348 21.6%***	
	虐待者の知識や情報の不足	404 24.8%	65 20.2%	339 26.0%*	215 24.9%	189 24.7%		154 25.8%	250 24.3%		18 33.3%	386 24.6%		3 25.0%	401 24.8%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	134 8.2%	28 8.7%	106 8.1%*	71 8.2%	63 8.2%		46 7.7%	88 8.6%		4 7.4%	130 8.3%		1 8.3%	133 8.2%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	284 17.5%	61 19.0%	223 17.1%*	161 18.7%	123 16.1%		94 15.7%	190 18.5%		14 25.9%	270 17.2%		7 58.3%	277 17.2%***	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	134 8.2%	22 6.9%	112 8.6%*	74 8.6%	60 7.9%		48 8.0%	86 8.4%		5 9.3%	129 8.2%		0 0.0%	134 8.3%	
	虐待者が虐待と認識していない	741 45.6%	125 38.9%	616 47.2%*	407 47.2%	334 43.7%	**	252 42.2%	489 47.5%*		23 42.6%	718 45.7%		6 50.0%	735 45.5%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	274 16.9%	58 18.1%	216 16.6%*	133 15.4%	141 18.5%		112 18.8%	162 15.7%		9 16.7%	265 16.9%		4 33.3%	270 16.7%	
	虐待者側のその他の要因	170 10.5%	34 10.6%	136 10.4%*	88 10.2%	82 10.7%		60 10.1%	110 10.7%		6 11.1%	164 10.4%		1 8.3%	169 10.5%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	421 25.9%	116 36.1%	305 23.4%*	220 25.5%	201 26.3%	***	143 24.0%	278 27.0%		10 18.5%	411 26.1%		9 75.0%	412 25.5%***	
	被虐待者の行動障害	243 14.9%	33 10.3%	210 16.1%*	169 19.6%	74 9.7%	***	72 12.1%	171 16.6%*	*	9 16.7%	234 14.9%		0 0.0%	243 15.1%	
	被虐待者側のその他の要因	243 14.9%	37 11.5%	206 15.8%*	94 10.9%	149 19.5%	***	122 20.4%	121 11.8%	***	17 31.5%	226 14.4%*	***	0 0.0%	243 15.1%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	699 43.0%	134 41.7%	565 43.3%*	314 36.4%	385 50.4%	***	304 50.9%	395 38.4%	***	28 51.9%	671 42.7%		5 41.7%	694 43.0%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	312 19.2%	58 18.1%	254 19.5%*	180 20.9%	132 17.3%		104 17.4%	208 20.2%		9 16.7%	303 19.3%		4 33.3%	308 19.1%	
	家庭内に複数の障害者、要介護者がいる	219 13.5%	32 10.0%	187 14.3%*	136 15.8%	83 10.9%	**	78 13.1%	141 13.7%		7 13.0%	212 13.5%		0 0.0%	219 13.6%	
	家庭におけるその他の要因	96 5.9%	17 5.3%	79 6.1%*	61 7.1%	35 4.6%	*	34 5.7%	62 6.0%		7 13.0%	89 5.7%*		1 8.3%	95 5.9%	

※有意差: 期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

表 4-8 被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）

	全体	行動障害					有意差
		強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明	
全体	1626 100%	160 100%	36 100%	238 100%	1143 100%	49 100%	
虐待の種類	身体的虐待	1025 63.0%	101 63.1%	24 66.7%	165 69.3%	698 61.1%	37 75.5%
	性的虐待	65 4.0%	7 4.4%	0 0.0%	13 5.5%	43 3.8%	2 4.1%
	心理的虐待	474 29.2%	37 23.1%	3 8.3%	67 28.2%	359 31.4%	8 16.3%
	放棄、放置(ネグレクト)	236 14.5%	37 23.1%	9 25.0%	26 10.9%	158 13.8%	6 12.2%
	経済的虐待	342 21.0%	31 19.4%	4 11.1%	43 18.1%	259 22.7%	5 10.2%
虐待者の続柄	父	433 26.6%	60 37.5%	14 38.9%	67 28.2%	289 25.3%	3 6.1%
	母	431 26.5%	64 40.0%	11 30.6%	72 30.3%	278 24.3%	6 12.2%
	夫	224 13.8%	2 1.3%	1 2.8%	30 12.6%	176 15.4%	15 30.6%
	妻	36 2.2%	2 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	33 2.9%	1 2.0%
	息子	71 4.4%	0 0.0%	2 5.6%	12 5.0%	55 4.8%	2 4.1%
	娘	32 2.0%	1 0.6%	1 2.8%	5 2.1%	24 2.1%	1 2.0%
	息子の配偶者(嫁)	3 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.3%	0 0.0%
	娘の配偶者(婿)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	兄弟	221 13.6%	17 10.6%	3 8.3%	38 16.0%	151 13.2%	11 22.4%
	姉妹	97 6.0%	14 8.8%	3 8.3%	10 4.2%	68 5.9%	2 4.1%
	祖父	6 0.4%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	5 0.4%	0 0.0%
	祖母	7 0.4%	1 0.6%	0 0.0%	2 0.8%	4 0.3%	0 0.0%
	その他	212 13.0%	9 5.6%	5 13.9%	28 11.8%	148 12.9%	8 16.3%
	不明	1 0.06%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 0.09%	0 0.00%
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	357 22.0%	55 34.4%	14 38.9%	71 29.8%	209 18.3%	6 12.2%
	虐待者の知識や情報の不足	404 24.8%	41 25.6%	15 41.7%	82 34.5%	250 21.9%	6 12.2%
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	134 8.2%	12 7.5%	1 2.8%	19 8.0%	94 8.2%	7 14.3%
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	284 17.5%	44 27.5%	9 25.0%	58 24.4%	160 14.0%	6 12.2%
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	134 8.2%	19 11.9%	5 13.9%	22 9.2%	84 7.3%	3 6.1%
	虐待者が虐待と認識していない	741 45.6%	67 41.9%	16 44.4%	100 42.0%	517 45.2%	21 42.9%
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	274 16.9%	26 16.3%	2 5.6%	42 17.6%	191 16.7%	11 22.4%
	虐待者側のその他の要因	170 10.5%	9 5.6%	4 11.1%	14 5.9%	131 11.5%	9 18.4%
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	421 25.9%	62 38.8%	13 36.1%	63 26.5%	277 24.2%	6 12.2%
	被虐待者の行動障害	243 14.9%	91 56.9%	21 58.3%	107 45.0%	23 2.0%	1 2.0%
	被虐待者側のその他の要因	243 14.9%	7 4.4%	0 0.0%	22 9.2%	205 17.9%	9 18.4%
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	699 43.0%	56 35.0%	21 58.3%	99 41.6%	496 43.4%	17 34.7%
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	312 19.2%	28 17.5%	3 8.3%	49 20.6%	224 19.6%	3 6.1%
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	219 13.5%	26 16.3%	4 11.1%	39 16.4%	143 12.5%	6 12.2%
	家庭におけるその他の要因	96 5.9%	17 10.6%	2 5.6%	8 3.4%	61 5.3%	5 10.2%

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

2) 重篤ケースの分析

虐待が重篤化した場合、死亡事故につながるおそれもある。平成30年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待で発生した死亡事故は0件であったが、それ以外でも重篤と考えられるケースが少なからず発生していると考えられる。そのようなケースの特徴や発生要因等を探ることで、早期の発見や適切な被虐待者への支援とともに養護者支援につなげていくことが必要である。

ここでは、平成30年度の養護者による障害者虐待として挙げられた個票データからいくつかの指標を用いて重篤ケースにおける特徴や発生要因の分析を試みた。

なお、重篤ケースに該当するものとして、本分析では下記の該当ケースを想定した。

- ① やむを得ない事由による措置を適用されたケース
- ② 成年後見制度市区町村長申立てがなされたケース
- ③ 虐待の程度が“重度”とされたケース（判断は市区町村担当職員）

① 虐待類型

- ・ やむを得ない事由による措置が適用されたケースは身体的虐待ケースの割合が最も高いものの、非適用ケースと比較すると心理的虐待と判断されたケースでのやむを得ない事由による措置適用割合が有意に高くなっていた。
- ・ 成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでは経済的虐待と判断されたケースが多い。また、放棄、放置（ネグレクト）と経済的虐待の割合は有意に高く、身体的虐待は有意に低くなっている。
- ・ 虐待程度が重度のケースは身体的虐待が多い。重度のケースと中軽度ケースの割合と比較すると、性的虐待や放棄、放置（ネグレクト）、経済的虐待ケースにおいて重度と判定された割合が有意に高くなっていた。また、身体的虐待ケースは有意に低くなっている。

表 4-9 重篤ケースの分析（虐待類型）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	73	1553		47	1579		219	1407	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体的虐待	件数	46	979		15	1010	***	112	913	***
	構成比	63.0%	63.0%		31.9%	64.0%		51.1%	64.9%	
性的虐待	件数	4	61		2	63		15	50	*
	構成比	5.5%	3.9%		4.3%	4.0%		6.8%	3.6%	
心理的虐待	件数	33	441	**	12	462		63	411	
	構成比	45.2%	28.4%		25.5%	29.3%		28.8%	29.2%	
放棄、放置(ネグレクト)	件数	9	227		13	223	**	68	168	***
	構成比	12.3%	14.6%		27.7%	14.1%		31.1%	11.9%	
経済的虐待	件数	16	326		29	313	***	70	272	***
	構成比	21.9%	21.0%		61.7%	19.8%		32.0%	19.3%	
虐待程度が重度	件数	16	203	*	12	207	*			
	構成比	21.9%	13.1%		25.5%	13.1%				

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

②障害種別

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースと比べて知適用外のある被虐待者の割合が有意に高くなっていた。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでも知的障害のある被虐待者の割合が76.6%を占めており、非適用ケースに比べて有意に高くなっていた。
- ・虐待程度が重度のケースと中軽度のケースでは障害種別による有意差はみられなかった。

表 4-10 重篤ケースの分析（障害種別）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	73	1553		47	1579		219	1407	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体障害	件数	14	307		5	316		48	273	
	構成比	19.2%	19.8%		10.6%	20.0%		21.9%	19.4%	
知的障害	件数	47	815*		36	826**		113	749	
	構成比	64.4%	52.5%		76.6%	52.3%		51.6%	53.2%	
精神障害(発達障害を除く)	件数	20	577		13	584		76	521	
	構成比	27.4%	37.2%		27.7%	37.0%		34.7%	37.0%	
発達障害	件数	4	50		3	51		6	48	
	構成比	5.5%	3.2%		6.4%	3.2%		2.7%	3.4%	
難病	件数	0	12		0	12		3	9	
	構成比	0.0%	0.8%		0.0%	0.8%		1.4%	0.6%	
その他	件数	0	19		0	19		5	14	
	構成比	0.0%	1.2%		0.0%	1.2%		2.3%	1.0%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

③障害支援区分

- ・やむを得ない事由による措置や成年後見人制度市区町村長申立て、虐待の程度のすべてで統計的有意差は確認できなかった。

表 4-11 重篤ケースの分析（障害支援区分）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	73	1553		47	1579		219	1407	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
区分1	件数	1	14		0	15		2	13	
	構成比	1.4%	0.9%		0.0%	0.9%		0.9%	0.9%	
区分2	件数	11	176		6	181		22	165	
	構成比	15.1%	11.3%		12.8%	11.5%		10.0%	11.7%	
区分3	件数	10	235		6	239		34	211	
	構成比	13.7%	15.1%		12.8%	15.1%		15.5%	15.0%	
区分4	件数	10	180		8	182		23	167	
	構成比	13.7%	11.6%		17.0%	11.5%		10.5%	11.9%	
区分5	件数	2	138		5	135		16	124	
	構成比	2.7%	8.9%		10.6%	8.5%		7.3%	8.8%	
区分6	件数	7	122		6	123		24	105	
	構成比	9.6%	7.9%		12.8%	7.8%		11.0%	7.5%	
なし	件数	32	650		16	666		96	586	
	構成比	43.8%	41.9%		34.0%	42.2%		43.8%	41.6%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

④行動障害の有無

- ・やむを得ない事由による措置、市区町村長申立てについては、適用ケースと非適用ケース間で統計的な有意差はみられなかった。
- ・虐待の程度では統計的な有意差はみられるものの、明確な傾向はみられなかった。

表 4-12 重篤ケースの分析（行動障害の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	73 100%	1553 100%		47 100%	1579 100%		219 100%	1407 100%	
強い行動障害がある(区分3、 行動関連項目10点以上)	件数 構成比	6 8.2%	154 9.9%		7 14.9%	153 9.7%		18 8.2%	142 10.1%	
認定調査は受けていないが、強 い行動障害がある	件数 構成比	1 1.4%	35 2.3%		2 4.3%	34 2.2%		11 5.0%	25 1.8%	
行動障害がある	件数 構成比	13 17.8%	225 14.5%		8 17.0%	230 14.6%		29 13.2%	209 14.9%	**
行動障害がない	件数 構成比	53 72.6%	1090 70.2%		29 61.7%	1114 70.6%		159 72.6%	984 69.9%	
行動障害の有無不明	件数 構成比	0 0.0%	49 3.2%		1 2.1%	48 3.0%		2 0.9%	47 3.3%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑤虐待者の続柄

- ・市区町村長申立て適用ケースでは、非適用ケースと比較すると、夫の割合が有意に低く、兄弟の割合は有意に高くなっている。
- ・虐待程度が重度ケースでは、母の割合が有意に高くなっている。

表 4-13 重篤ケースの分析（虐待者の続柄）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	73 100%	1553 100%		47 100%	1579 100%		219 100%	1407 100%	
父	件数 構成比	20 27.4%	413 26.6%		7 14.9%	426 27.0%		54 24.7%	379 26.9%	
母	件数 構成比	26 35.6%	405 26.1%		16 34.0%	415 26.3%		72 32.9%	359 25.5%	*
夫	件数 構成比	9 12.3%	215 13.8%		0 0.0%	224 14.2%	**	27 12.3%	197 14.0%	
妻	件数 構成比	1 1.4%	35 2.3%		0 0.0%	36 2.3%		3 1.4%	33 2.3%	
息子	件数 構成比	2 2.7%	69 4.4%		2 4.3%	69 4.4%		12 5.5%	59 4.2%	
娘	件数 構成比	2 2.7%	30 1.9%		1 2.1%	31 2.0%		4 1.8%	28 2.0%	
息子の配偶者(嫁)	件数 構成比	0 0.0%	3 0.2%		0 0.0%	3 0.2%		1 0.5%	2 0.1%	
娘の配偶者(婿)	件数 構成比	0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	
兄弟	件数 構成比	6 8.2%	215 13.8%		14 29.8%	207 13.1%	**	33 15.1%	187 13.3%	
姉妹	件数 構成比	4 5.5%	93 6.0%		6 12.8%	91 5.8%	(*)	11 5.0%	86 6.1%	
祖父	件数 構成比	0 0.0%	6 0.4%		0 0.0%	6 0.4%		0 0.0%	6 0.4%	
祖母	件数 構成比	1 1.4%	6 0.4%		0 0.0%	7 0.4%		1 0.5%	6 0.4%	
その他	件数 構成比	9 12.3%	203 13.1%		11 23.4%	201 12.7%	*	31 14.2%	167 11.9%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑥虐待の発生要因

- ・やむを得ない事由による措置や市区町村申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースに共通する発生要因の特徴として、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて「家庭における経済的困窮（経済的問題）」の割合が高くなっていった。

表 4-14 重篤ケースの分析（虐待の発生要因）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	73	1553		47	1579		219	1407	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	件数	9	348*	2	355**		45	310	
		構成比	12.3%	22.4%	4.3%	22.5%		20.5%	22.0%	
	虐待者の知識や情報の不足	件数	23	381	7	397		59	335	
		構成比	31.5%	24.5%	14.9%	25.1%		26.9%	23.8%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	件数	6	128	6	128		21	112	
		構成比	8.2%	8.2%	12.8%	8.1%		9.6%	8.0%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	件数	14	270	3	281*		28	249	
		構成比	19.2%	17.4%	6.4%	17.8%		12.8%	17.7%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	件数	5	129	3	131		21	112	
	構成比	6.8%	8.3%	6.4%	8.3%		9.6%	8.0%		
虐待者が虐待と認識していない	件数	34	707	28	713		107	614		
	構成比	46.6%	45.5%	59.6%	45.2%		48.9%	43.6%		
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	件数	16	258	11	263		41	231		
	構成比	21.9%	16.6%	23.4%	16.7%		18.7%	16.4%		
虐待者側のその他の要因	件数	7	163	7	163		33	134*		
	構成比	9.6%	10.5%	14.9%	10.3%		15.1%	9.5%		
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	件数	17	404	8	413		61	360	
		構成比	23.3%	26.0%	17.0%	26.2%		27.9%	25.6%	
	被虐待者の行動障害	件数	13	230	4	239		30	213	
	構成比	17.8%	14.8%	8.5%	15.1%		13.7%	15.1%		
被虐待者側のその他の要因	件数	11	232	7	236		29	214		
	構成比	15.1%	14.9%	14.9%	14.9%		13.2%	15.2%		
家庭環境要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	件数	32	667	14	685		99	590	
		構成比	43.8%	42.9%	29.8%	43.4%		45.2%	41.9%	
	家庭における経済的困窮（経済的問題）	件数	21	291*	25	287***		53	254*	
		構成比	28.8%	18.7%	53.2%	18.2%		24.2%	18.1%	
家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	件数	4	215*	6	213		27	191		
	構成比	5.5%	13.8%	12.8%	13.5%		12.3%	13.6%		
家庭におけるその他の要因	件数	8	88	3	93		19	74*		
	構成比	11.0%	5.7%	6.4%	5.9%		8.7%	5.3%		

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑦過去の虐待の有無

- ・回答割合として、やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて「虐待兆候の把握があった」割合が共通して高くなっており、とくに虐待の程度では統計的な有意差もみられた。

表 4-15 重篤ケースの分析（過去の虐待の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	73	1553		47	1579		219	1407	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
過去に虐待認定されていた	件数	6	150		4	152		28	128	
	構成比	8.2%	9.7%		8.5%	9.6%		12.8%	9.1%	
虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	件数	25	351		15	361		66	310	**
	構成比	34.2%	22.6%		31.9%	22.9%		30.1%	22.0%	
虐待兆候は把握されていなかった	件数	34	849		24	859		105	778	
	構成比	46.6%	54.7%		51.1%	54.4%		47.9%	55.3%	
不明	件数	8	203		4	207		20	191	
	構成比	11.0%	13.1%		8.5%	13.1%		9.1%	13.6%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の分析

平成30年度「障害者虐待対応状況調査」では、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例は592件であり、被虐待者数は777人^{*}であった。ここでは、虐待が発生した施設・事業所種別、虐待好意の類型別、被虐待者の障害種類別に被虐待者や虐待を行った職員の属性、虐待発生要因等の把握を行った。

※不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の18件を除く574件が対象。

1) 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

障害者支援施設で虐待の事実が認められた事例は136件であり、そのうち身体的虐待が97件(71.3%)を占めた。また、生活介護では虐待の事実が認められた事例は106件であり、身体的虐待が60件(56.6%)、心理的虐待が45件(42.5%)であった。

一方で、共同生活援助では、虐待の事実が認められた事例89件のうち、心理的虐待は41件(46.1%)、身体的虐待は35件(39.3%)であった。

表4-16 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

	虐待件数	虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	592件 100.0%	306件 51.7%	79件 13.3%	252件 42.6%	34件 5.7%	42件 7.1%
障害者支援施設	136件 100.0%	97件 71.3%	10件 7.4%	40件 29.4%	6件 4.4%	8件 5.9%
居宅介護	16件 100.0%	5件 31.3%	2件 12.5%	5件 31.3%	0件 0.0%	4件 25.0%
重度訪問介護	6件 100.0%	4件 66.7%	1件 16.7%	1件 16.7%	1件 16.7%	1件 16.7%
行動援護	1件 100.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
療養介護	15件 100.0%	12件 80.0%	0件 0.0%	6件 40.0%	1件 6.7%	1件 6.7%
生活介護	106件 100.0%	60件 56.6%	10件 9.4%	45件 42.5%	8件 7.5%	2件 1.9%
短期入所	17件 100.0%	8件 47.1%	5件 29.4%	4件 23.5%	1件 5.9%	0件 0.0%
自立訓練	2件 100.0%	1件 50.0%	1件 50.0%	1件 50.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労移行支援	4件 100.0%	0件 0.0%	1件 25.0%	3件 75.0%	0件 0.0%	1件 25.0%
就労継続支援A型	37件 100.0%	7件 18.9%	5件 13.5%	24件 64.9%	0件 0.0%	6件 16.2%
就労継続支援B型	74件 100.0%	23件 31.1%	18件 24.3%	39件 52.7%	1件 1.4%	5件 6.8%
共同生活援助	89件 100.0%	35件 39.3%	12件 13.5%	41件 46.1%	13件 14.6%	13件 14.6%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2件 100.0%	0件 0.0%	1件 50.0%	2件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
移動支援事業	4件 100.0%	3件 75.0%	0件 0.0%	2件 50.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	7件 100.0%	1件 14.3%	1件 14.3%	5件 71.4%	0件 0.0%	1件 14.3%
福祉ホームを 経営する事業	1件 100.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
児童発達支援	4件 100.0%	3件 75.0%	0件 0.0%	3件 75.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
放課後等デイサービス	70件 100.0%	45件 64.3%	11件 15.7%	31件 44.3%	3件 4.3%	0件 0.0%
児童相談支援事業	1件 100.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%

【参考 被虐待者の障害種別でみた施設従事者による虐待の事実が認められた件数】

被虐待者の障害種別でどのような虐待を受けているか傾向をみるため、被虐待者数と虐待類型別件数を整理した。

なお、障害者虐待では、1件につき複数の被虐待者がいる場合もあるため、被虐待者数と虐待の事実が認められた件数とは一致していない。また、障害種別及び虐待類型はともに重複する場合があるため正確な分析が困難な面があることから、ここでは傾向の確認のみを行った。

身体障害のある被虐待者は176人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が78件、心理的虐待が63件である。

知的障害のある被虐待者は581人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が245件、心理的虐待が171件である。

精神障害のある被虐待者は105人であり、虐待行為の件数は心理的虐待が58件で最も多くなっていた。

経済的虐待の多くは知的障害のある被虐待者であることが窺える。

参考表 被虐待者の障害種別人数と、施設従事者による虐待行為の類型別虐待の事実が認められた件数

	被虐待者数	虐待件数(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	777人	306件	79件	252件	34件	42件
身体障害	176人	78件	22件	63件	13件	13件
知的障害	581人	245件	54件	171件	26件	28件
精神障害(発達障害を除く)	105人	27件	18件	58件	6件	10件
発達障害	33人	18件	5件	14件	3件	0件
難病等	4人	3件	1件	1件	0件	0件
不明	26人	7件	2件	5件	0件	0件

※障害種別、虐待行為の類型ともに重複カウントしているため、合計には一致しない。

2) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を受けた被虐待者の属性

①性別、年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者支援施設では 194 人の被虐待者がおり、うち男性は 73.7%、女性は 26.3%であった。被虐待者の年代は 40 歳代を中心に幅広く分布している。

また、共同生活援助の被虐待者 129 人のうち、男性は 64.3%、女性は 35.7%であった。年代は 30 歳代と 40 歳代を中心に幅広い。

生活介護では被虐待者が 127 人のうち、男性は 63.0%、女性は 37.0%であった。年代は 20～40 歳代が中心であった。

就労継続支援 A 型では 42 人、就労継続支援 B 型では 95 人の被虐待者がいるが、とくに就労継続支援 B 型の被虐待者の年代は 20 代が 44.2%であった。

表 4-17 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（性別・年代） 単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	777	510	267	120	20	146	113	141	108	92	37
	100.0%	65.6%	34.4%	15.4%	2.6%	18.8%	14.5%	18.1%	13.9%	11.8%	4.8%
障害者支援施設	194	143	51	0	4	17	23	55	38	39	18
	100.0%	73.7%	26.3%	0.0%	2.1%	8.8%	11.9%	28.4%	19.6%	20.1%	9.3%
居宅介護	15	8	7	1	0	2	3	2	5	1	1
	100.0%	53.3%	46.7%	6.7%	0.0%	13.3%	20.0%	13.3%	33.3%	6.7%	6.7%
重度訪問介護	6	3	3	1	0	0	1	1	2	0	1
	100.0%	50.0%	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	33.3%	0.0%	16.7%
行動援護	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	19	17	2	0	0	4	7	1	6	1	0
	100.0%	89.5%	10.5%	0.0%	0.0%	21.1%	36.8%	5.3%	31.6%	5.3%	0.0%
生活介護	127	80	47	1	6	34	24	26	13	11	12
	100.0%	63.0%	37.0%	0.8%	4.7%	26.8%	18.9%	20.5%	10.2%	8.7%	9.4%
短期入所	17	8	9	4	0	6	4	2	1	0	0
	100.0%	47.1%	52.9%	23.5%	0.0%	35.3%	23.5%	11.8%	5.9%	0.0%	0.0%
自立訓練	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	3	0	3	0	1	1	0	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	42	25	17	0	5	8	9	8	9	2	1
	100.0%	59.5%	40.5%	0.0%	11.9%	19.0%	21.4%	19.0%	21.4%	4.8%	2.4%
就労継続支援B型	95	48	47	1	3	42	10	14	12	12	1
	100.0%	50.5%	49.5%	1.1%	3.2%	44.2%	10.5%	14.7%	12.6%	12.6%	1.1%
共同生活援助	129	83	46	0	1	24	30	30	19	25	0
	100.0%	64.3%	35.7%	0.0%	0.8%	18.6%	23.3%	23.3%	14.7%	19.4%	0.0%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	4	3	1	1	0	2	0	0	1	0	0
	100.0%	75.0%	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	5	2	3	0	0	2	2	0	0	1	0
	100.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
福祉ホームを経営する事業	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	12	8	4	12	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	66.7%	33.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	102	78	24	98	0	1	0	0	0	0	3
	100.0%	76.5%	23.5%	96.1%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%
児童相談支援事業	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待の被虐待者は、男性割合が71.4%と高く、20歳代～40歳代が中心である。

性的虐待では、女性の被虐待者が73.7%を占めており、年齢は17歳以下～30歳代までと幅広い。

心理的虐待の被虐待者は男性62.6%、女性37.4%。年齢は17歳以下～50歳代まで幅広い。

放棄・放置（ネグレクト）は男性が56.1%、女性が43.9%。年齢は20～40歳代が中心。

経済的虐待は男性が80.2%を占めている。年齢は40～60歳代が中心である。

表 4-18 虐待行為の類型別に見た被虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	777 100.0%	510 65.6%	267 34.4%	120 15.4%	20 2.6%	146 18.8%	113 14.5%	141 18.1%	108 13.9%	92 11.8%	37 4.8%
身体的虐待	391 100.0%	279 71.4%	112 28.6%	78 19.9%	14 3.6%	68 17.4%	59 15.1%	68 17.4%	44 11.3%	36 9.2%	24 6.1%
性的虐待	95 100.0%	25 26.3%	70 73.7%	19 20.0%	3 3.2%	29 30.5%	19 20.0%	11 11.6%	8 8.4%	6 6.3%	0 0.0%
心理的虐待	334 100.0%	209 62.6%	125 37.4%	64 19.2%	6 1.8%	62 18.6%	44 13.2%	47 14.1%	57 17.1%	36 10.8%	18 5.4%
放棄・放置(ネグレクト)	57 100.0%	32 56.1%	25 43.9%	3 5.3%	1 1.8%	12 21.1%	15 26.3%	11 19.3%	8 14.0%	7 12.3%	0 0.0%
経済的虐待	111 100.0%	89 80.2%	22 19.8%	0 0.0%	0 0.0%	15 13.5%	14 12.6%	28 25.2%	19 17.1%	26 23.4%	9 8.1%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

性別の特徴をみると、精神障害のある被虐待者に比べ、身体障害や知的障害のある被虐待者は男性の割合が若干高くなっていた。

年齢的な特徴では、身体障害のある被虐待者は40～60歳以上、知的障害や精神障害のある被虐待者は比較的分散している。なお、発達障害のある被虐待者は64.0%が17歳以下であった。

表 4-19 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	777 100.0%	510 65.6%	267 34.4%	120 15.4%	20 2.6%	146 18.8%	113 14.5%	141 18.1%	108 13.9%	92 11.8%	37 4.8%
身体障害	234 100.0%	138 59.0%	96 41.0%	13 5.6%	2 0.9%	23 9.8%	35 15.0%	58 24.8%	49 20.9%	48 20.5%	6 2.6%
知的障害	621 100.0%	413 66.5%	208 33.5%	97 15.6%	18 2.9%	126 20.3%	94 15.1%	127 20.5%	66 10.6%	69 11.1%	24 3.9%
精神障害(発達障害を除く)	136 100.0%	77 56.6%	59 43.4%	17 12.5%	4 2.9%	26 19.1%	22 16.2%	20 14.7%	29 21.3%	11 8.1%	7 5.1%
発達障害	50 100.0%	40 80.0%	10 20.0%	32 64.0%	4 8.0%	3 6.0%	5 10.0%	4 8.0%	2 4.0%	0 0.0%	0 0.0%
難病等	13 100.0%	9 69.2%	4 30.8%	12 92.3%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	36 100.0%	29 80.6%	7 19.4%	14 38.9%	1 2.8%	3 8.3%	2 5.6%	2 5.6%	2 5.6%	5 13.9%	7 19.4%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②障害支援区分

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

被虐待者全体では、「区分6」や「なし」が20%以上を占めているが、「区分4」～「区分5」もそれぞれ10%前後であり、比較的分散している。

障害者支援施設では、被虐待者194人のうち「区分6」が117人(60.3%)、「区分5」が39人(20.1%)であり、比較的偏りがみられる。

一方、共同生活援助の被虐待者129人では、「区分3」～「区分6」が中心となっている。就労継続支援B型の被虐待者95人の支援区分は、「なし」が38人(40.0%)を占めている。

表 4-20 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	777 100.0%	7 0.9%	32 4.1%	64 8.2%	74 9.5%	106 13.6%	238 30.6%	178 22.9%	78 10.0%
障害者支援施設	194 100.0%	1 0.5%	1 0.5%	3 1.5%	4 2.1%	39 20.1%	117 60.3%	1 0.5%	28 14.4%
居宅介護	15 100.0%	0 0.0%	2 13.3%	5 33.3%	1 6.7%	1 6.7%	5 33.3%	0 0.0%	1 6.7%
重度訪問介護	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	3 50.0%	0 0.0%	2 33.3%
行動援護	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	19 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	19 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	127 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 5.5%	26 20.5%	33 26.0%	46 36.2%	1 0.8%	14 11.0%
短期入所	17 100.0%	0 0.0%	1 5.9%	3 17.6%	2 11.8%	4 23.5%	4 23.5%	1 5.9%	2 11.8%
自立訓練	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
就労移行支援	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%
就労継続支援A型	42 100.0%	2 4.8%	6 14.3%	4 9.5%	2 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	19 45.2%	9 21.4%
就労継続支援B型	95 100.0%	2 2.1%	10 10.5%	14 14.7%	16 16.8%	7 7.4%	3 3.2%	38 40.0%	5 5.3%
共同生活援助	129 100.0%	1 0.8%	11 8.5%	23 17.8%	22 17.1%	20 15.5%	36 27.9%	5 3.9%	11 8.5%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2 100.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%
移動支援事業	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 80.0%	1 20.0%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	12 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 100.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	102 100.0%	1 1.0%	0 0.0%	4 3.9%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%	92 90.2%	4 3.9%
児童相談支援事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%

単位:人

イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に被虐待者の障害支援区分認定状況の特徴をみると、身体的虐待を受けた被虐待者は「区分6」が36.1%を占めており、分布が偏っている。放棄、放置（ネグレクト）や経済的虐待も同様に、「区分6」が40%前後を占めている。

性的虐待や心理的虐待では「なし」の割合が30%超を占めているが、次いで「区分6」が20%前後を占めている。

表 4-21 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位:人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	777	7	32	64	74	106	238	178	78
	100.0%	0.9%	4.1%	8.2%	9.5%	13.6%	30.6%	22.9%	10.0%
身体的虐待	391	2	4	22	34	52	141	84	52
	100.0%	0.5%	1.0%	5.6%	8.7%	13.3%	36.1%	21.5%	13.3%
性的虐待	95	2	8	13	9	8	16	32	7
	100.0%	2.1%	8.4%	13.7%	9.5%	8.4%	16.8%	33.7%	7.4%
心理的虐待	334	5	16	33	37	34	74	101	34
	100.0%	1.5%	4.8%	9.9%	11.1%	10.2%	22.2%	30.2%	10.2%
放棄・放置(ネグレクト)	57	1	2	5	8	13	23	4	1
	100.0%	1.8%	3.5%	8.8%	14.0%	22.8%	40.4%	7.0%	1.8%
経済的虐待	111	0	8	12	12	17	41	11	10
	100.0%	0.0%	7.2%	10.8%	10.8%	15.3%	36.9%	9.9%	9.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者は、「区分6」が50.9%を占めており、分布が偏っている。

知的障害のある被虐待者も「区分6」の割合が最も高いものの、「なし」の割合も20%強を占めており、広く分布している。

精神障害のある被虐待者では、「なし」が38.2%で最も高いが、他の障害種別に比べて「区分2」や「区分3」の割合も高くなっている。

表 4-22 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位:人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	777	7	32	64	74	106	238	178	78
	100.0%	0.9%	4.1%	8.2%	9.5%	13.6%	30.6%	22.9%	10.0%
身体障害	234	1	5	21	18	38	119	18	14
	100.0%	0.4%	2.1%	9.0%	7.7%	16.2%	50.9%	7.7%	6.0%
知的障害	621	5	17	47	65	99	203	132	53
	100.0%	0.8%	2.7%	7.6%	10.5%	15.9%	32.7%	21.3%	8.5%
精神障害(発達障害を除く)	136	3	20	20	12	9	7	52	13
	100.0%	2.2%	14.7%	14.7%	8.8%	6.6%	5.1%	38.2%	9.6%
発達障害	50	0	2	0	5	1	4	37	1
	100.0%	0.0%	4.0%	0.0%	10.0%	2.0%	8.0%	74.0%	2.0%
難病等	13	0	0	0	0	0	1	12	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	92.3%	0.0%
不明	36	0	0	0	0	1	3	15	17
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	8.3%	41.7%	47.2%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

③障害種別

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

施設従事者による障害者虐待では、知的障害のある被虐待者が 74.8%を占めており、障害者支援施設や共同生活援助、生活介護でも同様の傾向がみられる。障害者支援施設では、知的障害のある被虐待者が 89.7%を占めていた。

就労継続支援B型での知的障害のある被虐待者が 68.4%を占めているが、精神障害のある被虐待者も 34.7%であった。

表 4-23 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位:人

	計	障害の種類(重複あり)						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	777 100.0%	176 22.7%	581 74.8%	105 13.5%	33 4.2%	0 0.0%	4 0.5%	26 3.3%
障害者支援施設	194 100.0%	54 27.8%	174 89.7%	1 0.5%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.0%
居宅介護	15 100.0%	5 33.3%	7 46.7%	7 46.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	6 100.0%	4 66.7%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	19 100.0%	16 84.2%	8 42.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	127 100.0%	33 26.0%	103 81.1%	8 6.3%	3 2.4%	0 0.0%	1 0.8%	7 5.5%
短期入所	17 100.0%	5 29.4%	15 88.2%	2 11.8%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	2 100.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	3 100.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	42 100.0%	5 11.9%	20 47.6%	19 45.2%	2 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%
就労継続支援B型	95 100.0%	14 14.7%	65 68.4%	33 34.7%	3 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	129 100.0%	29 22.5%	97 75.2%	22 17.1%	2 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	7 5.4%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	4 100.0%	3 75.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	5 100.0%	0 0.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%
福祉ホームを経営する事 業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	12 100.0%	0 0.0%	6 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	5 41.7%
放課後等デイサービス	102 100.0%	6 5.9%	70 68.6%	9 8.8%	21 20.6%	0 0.0%	2 2.0%	3 2.9%
児童相談支援事業	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 22.5%、知的障害のある被虐待者は 78.0%、精神障害のある被虐待者は 7.4%であった。

また、性的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 23.2%、知的障害のある被虐待者は 69.5%、精神障害のある被虐待者は 21.1%を占めていた。

心理的虐待を受けた被虐待者では、身体障害のある被虐待者は 21.0%、知的障害のある被虐待者は 68.0%、精神障害のある被虐待者は 20.7%を占めていた。

放棄・放置（ネグレクト）では、身体障害のある被虐待者は 26.3%、知的障害のある被虐待者は 86.0%、精神障害のある被虐待者は 10.5%を占めていた。

経済的虐待に関しては、知的障害のある被虐待者が 82.9%を占めていた。

表 4-24 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位:人

	計	障害種別(重複あり)						不明
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等	その他	
全体	777 100.0%	176 22.7%	581 74.8%	105 13.5%	33 4.2%	0 0.0%	4 0.5%	26 3.3%
身体的虐待	391 100.0%	88 22.5%	305 78.0%	29 7.4%	18 4.6%	0 0.0%	3 0.8%	21 5.4%
性的虐待	95 100.0%	22 23.2%	66 69.5%	20 21.1%	6 6.3%	0 0.0%	1 1.1%	2 2.1%
心理的虐待	334 100.0%	70 21.0%	227 68.0%	69 20.7%	16 4.8%	0 0.0%	1 0.3%	14 4.2%
放棄・放置(ネグレクト)	57 100.0%	15 26.3%	49 86.0%	6 10.5%	3 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
経済的虐待	111 100.0%	20 18.0%	92 82.9%	12 10.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

3) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を行った虐待者の属性

①性別・年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者福祉施設・事業所において虐待を行った従事者等の性別は男性が70%を超えており、この傾向は障害者虐待判断件数の多い障害者支援施設、生活介護、共同生活援助、就労継続支援B型、放課後等デイサービスいずれも同様である。

虐待を行った従事者の年代は、全体では比較的均等に分布しているものの、共同生活援助や就労継続支援B型では60歳以上の割合が30%前後を占めている。

表 4-25 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	634 100.0%	447 70.5%	187 29.5%	79 12.5%	76 12.0%	97 15.3%	111 17.5%	117 18.5%	154 24.3%
障害者支援施設	149 100.0%	114 76.5%	35 23.5%	30 20.1%	27 18.1%	16 10.7%	27 18.1%	17 11.4%	32 21.5%
居宅介護	15 100.0%	8 53.3%	7 46.7%	1 6.7%	1 6.7%	4 26.7%	3 20.0%	2 13.3%	4 26.7%
重度訪問介護	6 100.0%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%
行動援護	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	20 100.0%	9 45.0%	11 55.0%	2 10.0%	0 0.0%	7 35.0%	5 25.0%	1 5.0%	5 25.0%
生活介護	95 100.0%	70 73.7%	25 26.3%	12 12.6%	8 8.4%	14 14.7%	20 21.1%	19 20.0%	22 23.2%
短期入所	18 100.0%	12 66.7%	6 33.3%	6 33.3%	0 0.0%	1 5.6%	3 16.7%	4 22.2%	4 22.2%
自立訓練	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%
就労移行支援	4 100.0%	3 75.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%
就労継続支援A型	35 100.0%	30 85.7%	5 14.3%	2 5.7%	4 11.4%	6 17.1%	5 14.3%	3 8.6%	15 42.9%
就労継続支援B型	83 100.0%	66 79.5%	17 20.5%	6 7.2%	9 10.8%	10 12.0%	17 20.5%	23 27.7%	18 21.7%
共同生活援助	92 100.0%	63 68.5%	29 31.5%	4 4.3%	8 8.7%	16 17.4%	15 16.3%	31 33.7%	18 19.6%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	4 100.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	8 100.0%	6 75.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	5 62.5%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
児童発達支援	6 100.0%	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	4 66.7%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%
放課後等デイサービス	93 100.0%	49 52.7%	44 47.3%	13 14.0%	16 17.2%	14 15.1%	13 14.0%	13 14.0%	24 25.8%
児童相談支援事業	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

イ. 虐待行為の類型別

すべての虐待行為の類型で虐待者は男性の割合が高くなっていった。

虐待者の年齢層はすべての年代に分布している。性的虐待では60歳以上が29.8%占めていた。

表 4-26 虐待類型別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	634	447	187	79	76	97	111	117	154
	100.0%	70.5%	29.5%	12.5%	12.0%	15.3%	17.5%	18.5%	24.3%
身体的虐待	339	230	109	50	36	60	54	65	74
	100.0%	67.8%	32.2%	14.7%	10.6%	17.7%	15.9%	19.2%	21.8%
性的虐待	94	85	9	7	17	12	15	28	15
	100.0%	90.4%	9.6%	7.4%	18.1%	12.8%	16.0%	29.8%	16.0%
心理的虐待	287	189	98	32	39	43	56	46	71
	100.0%	65.9%	34.1%	11.1%	13.6%	15.0%	19.5%	16.0%	24.7%
放棄・放置(ネグレクト)	58	32	26	4	7	9	11	11	16
	100.0%	55.2%	44.8%	6.9%	12.1%	15.5%	19.0%	19.0%	27.6%
経済的虐待	40	29	11	4	10	7	5	4	10
	100.0%	72.5%	27.5%	10.0%	25.0%	17.5%	12.5%	10.0%	25.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害や知的障害、精神障害のある被虐待者に虐待を行った職員は男性が7割前後を占めていた。

虐待者の年齢層は比較的すべての年代に均等に分布しており、大きな偏りはみられなかった。

表 4-27 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	634	447	187	79	76	97	111	117	154
	100.0%	70.5%	29.5%	12.5%	12.0%	15.3%	17.5%	18.5%	24.3%
身体障害	172	116	56	27	23	31	31	28	32
	100.0%	67.4%	32.6%	15.7%	13.4%	18.0%	18.0%	16.3%	18.6%
知的障害	471	343	128	57	62	74	92	88	98
	100.0%	72.8%	27.2%	12.1%	13.2%	15.7%	19.5%	18.7%	20.8%
精神障害(発達障害を除く)	113	75	38	10	16	14	27	26	20
	100.0%	66.4%	33.6%	8.8%	14.2%	12.4%	23.9%	23.0%	17.7%
発達障害	40	25	15	6	3	4	5	5	17
	100.0%	62.5%	37.5%	15.0%	7.5%	10.0%	12.5%	12.5%	42.5%
難病等	6	4	2	1	0	2	2	1	0
	100.0%	66.7%	33.3%	16.7%	0.0%	33.3%	33.3%	16.7%	0.0%
不明	15	9	6	0	2	2	4	3	4
	100.0%	60.0%	40.0%	0.0%	13.3%	13.3%	26.7%	20.0%	26.7%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②職種・職位

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待を行った職員の職種・職位は、障害者福祉施設・事業所の種類により違いがある。障害者支援施設や生活介護では「生活支援員」の割合が高く、共に70%以上を占めていた。

共同生活援助でも「生活支援員」は23.9%を占めるが「世話人」が45.7%を占めている。放課後等デイサービスでは「指導員」、「児童指導員」、「管理者」の割合が高い。就労継続支援B型では「生活支援員」、「管理者」の割合が高い。

表4-28 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その1）

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)									
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員
全体	634 100.0%	31 4.9%	60 9.5%	26 4.1%	20 3.2%	268 42.3%	19 3.0%	6 0.9%	5 0.8%	45 7.1%	2 0.3%
障害者支援施設	149 100.0%	3 2.0%	1 0.7%	1 0.7%	2 1.3%	126 84.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%
居宅介護	15 100.0%	0 0.0%	2 13.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 13.3%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	16 80.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	95 100.0%	5 5.3%	4 4.2%	2 2.1%	1 1.1%	70 73.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.1%	1 1.1%
短期入所	18 100.0%	1 5.6%	0 0.0%	1 5.6%	0 0.0%	9 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	4 100.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	35 100.0%	5 14.3%	5 14.3%	9 25.7%	0 0.0%	3 8.6%	8 22.9%	2 5.7%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援B型	83 100.0%	10 12.0%	16 19.3%	4 4.8%	0 0.0%	25 30.1%	10 12.0%	3 3.6%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	92 100.0%	5 5.4%	13 14.1%	5 5.4%	0 0.0%	22 23.9%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%	42 45.7%	0 0.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
移動支援事業	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	8 100.0%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
福祉ホームを経営する事 業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	93 100.0%	2 2.2%	16 17.2%	3 3.2%	1 1.1%	5 5.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童相談支援事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

表 4-28 障害者福祉施設・事業所種別に応じた虐待者の属性（職種・職位 その2）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)									
		指導員	保育士	児童発達 支援管理 責任者	児童指導 員	調理員	訪問支援 員	居宅介護 従業者	重度訪問 介護従業 者	その他従 事者	不明
全体	634 100.0%	28 4.4%	8 1.3%	9 1.4%	22 3.5%	1 0.2%	1 0.2%	10 1.6%	3 0.5%	65 10.3%	5 0.8%
障害者支援施設	149 100.0%	1 0.7%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 8.1%	1 0.7%
居宅介護	15 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	9 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%
重度訪問介護	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 50.0%	2 33.3%	0 0.0%
行動援護	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 10.0%
生活介護	95 100.0%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 8.4%	0 0.0%
短期入所	18 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 38.9%	0 0.0%
自立訓練	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	35 100.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%
就労継続支援B型	83 100.0%	2 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 12.0%	1 1.2%
共同生活援助	92 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 4.3%	0 0.0%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	8 100.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 37.5%	0 0.0%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
児童発達支援	6 100.0%	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	93 100.0%	22 23.7%	4 4.3%	8 8.6%	18 19.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 12.9%	2 2.2%
児童相談支援事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

イ. 虐待行為の類型別

全ての虐待行為の類型で、虐待者は「生活支援員」の割合が最も高い。

その他の職種・職位をみると、身体的虐待では「その他従事者」や「管理者」、性的虐待では「その他従事者」や「設置者・経営者」、「職業指導員」等、心理的虐待では「管理者」や「世話人」、放棄・放置（ネグレクト）では「指導員」や「看護職員」、経済的虐待では「管理者」や「世話人」の割合が高い。

表 4-29 虐待行為の類型別にみた虐待者の属性（職種・職位）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)									
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員
全体	634 100.0%	31 4.9%	60 9.5%	26 4.1%	20 3.2%	268 42.3%	19 3.0%	6 0.9%	5 0.8%	45 7.1%	2 0.3%
身体的虐待	339 100.0%	13 3.8%	27 8.0%	11 3.2%	17 5.0%	157 46.3%	5 1.5%	0 0.0%	1 0.3%	21 6.2%	0 0.0%
性的虐待	94 100.0%	5 5.3%	4 4.3%	5 5.3%	0 0.0%	40 42.6%	5 5.3%	4 4.3%	1 1.1%	4 4.3%	1 1.1%
心理的虐待	287 100.0%	19 6.6%	34 11.8%	10 3.5%	12 4.2%	105 36.6%	11 3.8%	4 1.4%	2 0.7%	26 9.1%	2 0.7%
放棄・放置(ネグレクト)	58 100.0%	4 6.9%	6 10.3%	3 5.2%	7 12.1%	16 27.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.7%	4 6.9%	1 1.7%
経済的虐待	40 100.0%	3 7.5%	9 22.5%	4 10.0%	0 0.0%	11 27.5%	0 0.0%	1 2.5%	1 2.5%	5 12.5%	0 0.0%

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)									
		指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	児童指導員	調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	その他従事者	不明
全体	634 100.0%	28 4.4%	8 1.3%	9 1.4%	22 3.5%	1 0.2%	1 0.2%	10 1.6%	3 0.5%	65 10.3%	5 0.8%
身体的虐待	339 100.0%	14 4.1%	5 1.5%	7 2.1%	17 5.0%	0 0.0%	1 0.3%	4 1.2%	2 0.6%	34 10.0%	3 0.9%
性的虐待	94 100.0%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.1%	0 0.0%	20 21.3%	0 0.0%
心理的虐待	287 100.0%	10 3.5%	7 2.4%	6 2.1%	13 4.5%	1 0.3%	0 0.0%	3 1.0%	1 0.3%	18 6.3%	3 1.0%
放棄・放置(ネグレクト)	58 100.0%	12 20.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 5.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.7%	0 0.0%
経済的虐待	40 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.5%	1 2.5%	3 7.5%	0 0.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が41.3%、「その他従事者」が11.0%となっている。

知的障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が47.8%、「その他従事者」が9.8%、「管理者」が9.3%となっている。

精神障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員も「生活支援員」が24.8%で最も高いが、「管理者」や「サービス管理責任者」の割合も高い。

表 4-30 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（職種・職位）

単位:人 単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)									
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員
全体	634 100.0%	31 4.9%	60 9.5%	26 4.1%	20 3.2%	268 42.3%	19 3.0%	6 0.9%	5 0.8%	45 7.1%	2 0.3%
身体障害	172 100.0%	7 4.1%	11 6.4%	5 2.9%	12 7.0%	71 41.3%	3 1.7%	2 1.2%	1 0.6%	13 7.6%	1 0.6%
知的障害	471 100.0%	22 4.7%	44 9.3%	16 3.4%	13 2.8%	225 47.8%	10 2.1%	2 0.4%	2 0.4%	35 7.4%	0 0.0%
精神障害(発達障害を除く)	113 100.0%	12 10.6%	18 15.9%	9 8.0%	1 0.9%	28 24.8%	9 8.0%	3 2.7%	3 2.7%	10 8.8%	1 0.9%
発達障害	40 100.0%	1 2.5%	6 15.0%	3 7.5%	0 0.0%	8 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.5%	0 0.0%
難病等	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	15 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	0 0.0%	5 33.3%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)									
		指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	児童指導員	調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	その他従事者	不明
全体	634 100.0%	28 4.4%	8 1.3%	9 1.4%	22 3.5%	1 0.2%	1 0.2%	10 1.6%	3 0.5%	65 10.3%	5 0.8%
身体障害	172 100.0%	6 3.5%	5 2.9%	1 0.6%	5 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	6 3.5%	2 1.2%	19 11.0%	2 1.2%
知的障害	471 100.0%	12 2.5%	7 1.5%	8 1.7%	19 4.0%	0 0.0%	1 0.2%	5 1.1%	1 0.2%	46 9.8%	3 0.6%
精神障害(発達障害を除く)	113 100.0%	3 2.7%	3 2.7%	0 0.0%	2 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	3 2.7%	0 0.0%	8 7.1%	0 0.0%
発達障害	40 100.0%	15 37.5%	0 0.0%	1 2.5%	2 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 7.5%	0 0.0%
難病等	6 100.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%
不明	15 100.0%	3 20.0%	0 0.0%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 20.0%	1 6.7%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

③虐待の発生要因

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」などが挙げられている。

障害者支援施設や生活介護、放課後デイサービスにおいても、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」となっている。

一方で、就労継続支援B型では、「倫理観や理念の欠如」が最も高くなっている。

表 4-31 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	634 100.0%	395 62.3%	308 48.6%	285 45.0%	122 19.2%	110 17.4%
障害者支援施設	149 100.0%	100 67.1%	80 53.7%	63 42.3%	26 17.4%	33 22.1%
居宅介護	15 100.0%	10 66.7%	8 53.3%	12 80.0%	2 13.3%	1 6.7%
重度訪問介護	6 100.0%	3 50.0%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%
行動援護	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	20 100.0%	6 30.0%	12 60.0%	6 30.0%	3 15.0%	3 15.0%
生活介護	95 100.0%	75 78.9%	51 53.7%	38 40.0%	19 20.0%	14 14.7%
短期入所	18 100.0%	11 61.1%	8 44.4%	6 33.3%	1 5.6%	5 27.8%
自立訓練	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	4 100.0%	2 50.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%
就労継続支援A型	35 100.0%	27 77.1%	13 37.1%	20 57.1%	7 20.0%	3 8.6%
就労継続支援B型	83 100.0%	44 53.0%	40 48.2%	48 57.8%	18 21.7%	14 16.9%
共同生活援助	92 100.0%	50 54.3%	43 46.7%	44 47.8%	21 22.8%	19 20.7%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	4 100.0%	4 100.0%	0 0.0%	2 50.0%	2 50.0%	2 50.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	8 100.0%	4 50.0%	5 62.5%	6 75.0%	2 25.0%	0 0.0%
福祉ホームを経営する 事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	6 100.0%	3 50.0%	1 16.7%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	93 100.0%	53 57.0%	40 43.0%	30 32.3%	16 17.2%	14 15.1%
児童相談支援事業	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に発生要因をみると、身体的虐待や心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いが、性的虐待や経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられていた。

表 4-32 虐待行為の類型別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	634 100.0%	395 62.3%	308 48.6%	285 45.0%	122 19.2%	110 17.4%
身体的虐待	339 100.0%	219 64.6%	194 57.2%	125 36.9%	65 19.2%	65 19.2%
性的虐待	94 100.0%	43 45.7%	32 34.0%	62 66.0%	13 13.8%	12 12.8%
心理的虐待	287 100.0%	178 62.0%	126 43.9%	116 40.4%	56 19.5%	32 11.1%
放棄・放置(ネグレクト)	58 100.0%	26 44.8%	14 24.1%	20 34.5%	12 20.7%	13 22.4%
経済的虐待	40 100.0%	13 32.5%	9 22.5%	29 72.5%	10 25.0%	8 20.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害、知的障害、精神障害とも、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高くなっている。

表 4-33 被虐待者の障害種別でみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	634 100.0%	395 62.3%	308 48.6%	285 45.0%	122 19.2%	110 17.4%
身体障害	172 100.0%	99 57.6%	80 46.5%	83 48.3%	37 21.5%	29 16.9%
知的障害	471 100.0%	295 62.6%	234 49.7%	202 42.9%	94 20.0%	88 18.7%
精神障害(発達障害を除く)	113 100.0%	63 55.8%	45 39.8%	55 48.7%	20 17.7%	13 11.5%
発達障害	40 100.0%	22 55.0%	19 47.5%	11 27.5%	2 5.0%	5 12.5%
難病等	6 0.0%	4 66.7%	3 50.0%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%
不明	15 100.0%	9 60.0%	6 40.0%	11 73.3%	3 20.0%	0 0.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査

(1) 調査実施概要

障害者のセルフネグレクトに関する実態や対応状況を把握するため、平成 29 年度より「障害者虐待対応状況調査」の調査票に特別調査票を追加し調査を行っている。なお、セルフネグレクトの定義はまだ固まったものがないため、各部署でセルフネグレクトに該当すると判断した事例を調査対象とした。

(2) 調査結果

平成 30 年度中（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）に、障害者のセルフネグレクトに関する相談を受け付けた市区町村は 46 あり、相談件数は 171 件であることがわかった。

また、相談件数 171 件のうち、相談を受け付けた部署で対応した件数（関係部署・機関と連携した対応も含む）は 165 件であり、相談件数のほとんどを担当部署で対応（関係部署・機関と連携した対応も含む）している。

表 5-1 障害者のセルフネグレクトに関する相談件数と対応状況

問1	障害者のセルフネグレクトに関連する相談を受け付けた市区町村数	46	
問1	障害者のセルフネグレクトに関連する相談件数	171	100.0%
問2 対応状況 ※問1の内訳	①貴部署または障害者虐待防止センターで対応した件数(関係部署・機関と連携して対応した事例も含む)	165	96.5%
	②他部署・他機関に引き継いだ件数	3	1.8%
	③その他	3	1.8%

<事例の抜粋（架空事例）>

- ・女性（40代／精神障害／単身世帯）。母親が失踪後、外部との関係を断絶。ライフラインも全て止まっているが、頑なに外部との関係を持つとしないと民生委員より相談が入る。電話は止まっており、訪問しても応答なし。本人とは全く連絡が取れないため、唯一の親族である妹（県外に居住）をキーパーソンとし、生活必需品などを購入している近所のドラッグストアの協力も得て、本人の安否確認を開始。
- ・男性（50代／精神障害／単身世帯）は母親が亡くなった後、同居していた父親に対し暴力的になり、父親は別居。本人はセルフネグレクト状態になった。自宅はごみ屋敷状態となり、風呂には入らず、破れた衣服のまま外出するようになり警察へ通報される。関係者らで自宅を訪問し対象者に面会するも、関わりを拒否。父親も関係回復を拒否。
- ・兄（50代／精神障害の疑いあり）と妹（40代／統合失調症）の2人世帯。近隣住民から、兄妹でひきこもっており、痩せも目立つと相談がくる。「誰かに見張られている」と近所の人に110番通報を依頼したりもしているのことに。当課職員2名が訪問。収入はなく、電気も水道も止められ、食糧は以前購入したもので耐えているとの話。妹は通院もできていない。生活保護の申請を勧めるが、兄が拒否。以降、フードバンクの食糧を届ける際に生活保護申請を勧めているが拒否。そのため、保健所職員にも同行を依頼し、兄・妹の両方から了承を得て、両名とも精神科病院へ移送。同日、医療保護入院。
- ・女性（50代／精神障害の疑い有り／配偶者はいるが同居はしていない）から経済的に困窮しているという相談が入る。当日訪問。本人には生活困窮の意識があるものの、医療機関への受診や手帳取得については拒否。自宅はゴミが散乱し、水回りも不衛生な状態。後日、水や食料（保存期が効くもの）を届ける。また、配偶者へ連絡をしたものの、配偶者も手帳の取得について前向きでなく、また協力的ではない。社会福祉協議会、生活困窮主管課と連携をとり、各職員とともにゴミ袋を届け、配偶者とはしっかり話をするように伝える。福祉サービスの利用を勧めるが、受け入れない。
- ・男性（40代／精神障害（自立支援医療のみ）、摂食障害／父母と同居。弟は市外。）は摂食障害でクリニックを受診しているが、身長180cmで体重が37kgしかなく、本人から母親の暴力、暴言の訴えがあり、同クリニックから通報が入る。弟を通じて本人から当課への連絡を依頼したが翌日にも連絡がなかったため自宅に連絡。父親が電話に出て、父親本人は糖尿病を治療中で体調は悪いと話すものの、その他に困っていることはないと話す。翌日、虐待防止センター職員と訪問したが呼び鈴に反応なく、メモをポストに残す。翌日、自宅に電話をかけたところ、本人が出るが支援を拒絶。その後電話によるアプローチを続けていたところ、1ヵ月後に本人より食べるものとお金がないとの電話がセンター入り、基幹相談支援センター職員とともに自宅を訪問、食糧援助（現物給付）を行った。本人は明らかな低体重が認められた。本人の話から摂食障害は依然継続しているものの、通院は中断しているとのことから、入院加療の必要性を伝え、家族（主に父と弟）からも説得をしてもらうこととした。セルフネグレクトとして対応を開始し、精神科病院を同行受診（初診）、その後精神科病院に入院となり、単身で生活保護を申請・開始。障害支援区分を取得し、グループホームの見学等、退院後の住まいを

検討中。並行して父母についても、高齢者支援センター職員、虐待防止センター職員が訪問し、支援に入る。関係者全員で今後についてケア会議を予定。なお、母親から度重なる暴言があったことが確認されたため、心理的虐待を認定。

- ・女性（50代／精神障害、統合失調症／単身世帯）は物への執着が強く、大量に購入するが自宅内が片付けられず、物品・食料などで埋め尽くされ、異臭も発生する不衛生な状態。トイレがつまったことにより生活が立ちゆかなくなり、本人が当課へ連絡。自宅訪問時、室内はゴミが積み重なり、外まで溢れている。以前は、居宅介護を利用したが勝手に物を捨てられたと被害的になり中止。全身に発疹が認められ、掻きむしり出血多数。衛生環境の悪化、心疾患や帯状疱疹の既往もあり、生命の危険があるとの判断で、セルフネグレクトとして対応開始。当課の保健師が同行して病院を受診し、入院加療の必要があること、現実的に自宅での生活はできないことを主治医より説明され、本人も同意。入院先が決まるまではホテルに一時避難。入院支援を行い、精神科病院に任意入院。病院でケース会議。老人ホーム等見学、成年後見制度利用相談を開始。
- ・男性（20代／障害者認定はないが何らかの障害は疑われる／単身世帯）は中学卒業後からひきこもり。同居していた父親が世話をしていたが、父親が亡くなり、別居の祖父が引き継いで本人を世話。本人に社会的な交流はなく、ボロボロの身なりで近所を徘徊するのみで、迷惑行為には発展しない。祖父は生活を犠牲にしながら本人にお金を届けているが、祖父の預金も底を尽き、祖父より当課に相談が入る。福祉課、基幹センター、保健センター、コミュニティソーシャルワーカー、保健所、民生委員が集まり支援者会議を開催。本人の今後についてと、祖父の思いを傾聴。本人はお金がないことを理解しようとせず、支援者が祖父と同行訪問しても迷惑がり、「もう来るな」と怒鳴りちらす。定期的に電話や訪問を行い、様子をうかがうも、応答がなかったり、一方的に怒鳴るなどでコミュニケーションが図れていない。

6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

6-1. 調査実施概要

(1) 調査実施目的

障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤な事例（以下「重篤事例」という。）の未然防止、再発防止に向けて、効果的な取組や体制等、現状における課題を聞き取り、今後必要な対応策を検討することを目的に、平成30年度「障害者虐待対応状況調査」で施設従事者虐待において重篤事例を計上した自治体、法人・事業所に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施する。

(2) 調査対象

平成30年度「障害者虐待対応状況調査」で、施設従事者虐待における重篤事例を計上した自治体及び虐待が発生した法人・事業所（合計3事例）

※上記自治体、法人・事業所及び事例概要に関しては、自治体名、法人名及び事例の特定を避けるため、本報告書では非公表とする。

※平成30年度「障害者虐待対応状況調査」で、養護者虐待で死亡事例や傷害事件となった重篤事例を計上した自治体は0件だった。

(3) 調査実施時期

令和2年1月

(4) 調査実施方法

今回のヒアリング調査のために作成した回答シートへの記入及びヒアリング調査前の返送を依頼。ヒアリング調査当日は、その回答に基づいて聞き取りを行った。

(5) 主な聞き取り内容

- ・当該事例の概要
- ・被虐待者、虐待者（職員）の概要
- ・虐待が発生した要因
- ・虐待発生後の対応
 - －自治体：事実確認調査における支給決定自治体、指導監査権限をもつ自治体、施設所在自治体との連携・協力内容等
 - －法人・事業所：自治体への連絡、家族（会）への連絡等
- ・「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」の未然防止・再発防止に向けた取組（予定を含む）
 - －自治体：未然防止・再発防止における支給決定自治体、指導監査権限をもつ自治体、施設所在自治体との連携・協力内容等
 - －法人・事業所：未然防止・再発防止に向けた具体的な取組内容、効果、課題等

6-2. 調査結果のまとめ（ヒアリング調査結果から得られた示唆をもとにしたモデル事例における各自治体の役割等の提示）

本事業では、重篤事例の未然防止、再発防止に向けて、効果的な取組や体制等、現状における課題を聞き取り、今後必要な対応策を検討することを目的に、平成30年度「障害者虐待対応状況調査」で施設従事者虐待において重篤事例を計上した自治体に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施した（合計3事例）。

今回のヒアリング調査対象3事例のうち複数の事例に共通していたのは、以下の点である。

- ・支給決定自治体と施設所在自治体が異なっている（都道府県を超えるケースもあり）
- ・傷害事件等となり警察が関与した（裁判になったケースもあり）
- ・共同生活介護等において職員が少ない夜間帯に事件が発生した 等

障害者虐待防止法施行後7年を経て、平成30年度における施設従事者虐待に関する相談・通報件数は約2,600件であることをふまえると、1自治体あたり年間に約1.5件の対応件数であることや、相談・通報件数がない自治体が1,165件（全体の67.1%、本報告書p.40）あったことから、施設従事者虐待における重篤事例への対応経験や対応の蓄積が少ない自治体の方が多くを占めると考える。また、支給決定自治体と施設所在地自治体が異なっているケースが一定数あることを踏まえると、関係する自治体が多かったり、支給決定自治体と被虐待者が入所等する施設等の距離の遠さが影響する等、指導監査権限自治体^{※1}を含めた各自治体役割等について混乱が生じたり、連携や協力の難しさが生じていることが懸念される。

今回のヒアリング調査結果からは、そうした実態の整理を行うことの重要性を確認することができた。

そのため、本稿では、本調査を通じて得られた示唆をもとにモデル事例を作成し、施設従事者虐待の防止や対応を効果的に進めるうえでの留意点等を提示する。

特に重視するのは以下の点である。

- ① 支給決定自治体と施設所在地自治体、指導監査権限自治体が異なる場合の施設従事者虐待対応
- ② 施設従事者虐待の防止や対応を効果的に進めるうえでの留意点等
 - ・虐待対応や再発防止、指導監査に効果的と考えられる「情報共有」
 - ・「施設従事者虐待の再発防止」に向けた取組の実施
- ③ 警察等に証拠書類を押収された場合でも、確認できる事実をもとに行う「虐待の判断」（特に重篤事例対応に重点をおく）

※1：指導監査権限自治体：都道府県、指定都市、中核市、権限が委譲された自治体

◆重篤事例対応における各自治体の役割や効果的と考える役割分担に関するモデル事例◆

【事例概要（創作事例）】

- ・ A：被虐待者、女性、40歳代、
- ・ B：被虐待者 A が入所する障害者支援施設（法人を含む）
- ・ C：虐待者、男性、被虐待者 A が入所する障害者支援施設 B の職員
- ・ D 県 E 市：被虐待者 A の支給決定自治体
- ・ F 県：障害者支援施設 B の指導監査権限自治体
- ・ F 県 G 市：障害者支援施設 B の施設所在地自治体

【事件発生】

20××年 10/6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待者 C は被虐待者 A の肩や胸部の骨を折るけがをさせた傷害罪の疑いで警察に逮捕された。警察により証拠書類が押収された（半年後、執行猶予付きの有罪判決を受ける）。
------------	---

【事実確認調査、実地指導・改善勧告】

10/7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道で事件を知るとともに、障害者支援施設 B で働く職員から通報を受けた G 市（障害福祉担当部署、障害者虐待担当部署）は、障害者支援施設 B（法人を含む）に入所する G 市以外の者の支給決定自治体を特定するのに時間を要することから、G 市において事実確認を行うことを決定。 ・ G 市から F 県（指導監査権担当部署、障害者虐待担当部署）にも上記の経緯を連絡し、G 市と F 県とで共同での事実確認を行う調整を行った。
10/9（事実確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・ G 市と F 県は共同で事実確認を行い、情報の整理、共有を行った。確認された主な事項は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> －被虐待者 A は、職員 C からたびたび大声をあげられたり、殴られていた（被虐待者 A、施設で働く他の職員からの聞きとり）。 －E 市が支給決定を行った A 以外の者に対する虐待行為は確認できなかった（A 以外の入所者、施設で働く他の職員からの聞きとり） －E 市以外の他自治体が支給決定を行った入所者に対する職員 C からの暴言や暴力行為が確認された（他自治体の入所者、施設で働く他の職員からの聞きとり）。 －障害者支援施設 B で働く職員に対する研修が未実施だった（人権、障害者虐待に関する理解、通報義務、強度行動障害への支援等）（障害者支援施設 B（法人を含む）、施設で働く他の職員からの聞きとり）。 －被虐待者 A 及び E 市以外の他自治体が支給決定を行った入所者に対する個別支援計画が未作成だった（障害者支援施設 B（法人を含む）、施設で働く他の職員からの聞きとり）。 ・ なお、事実確認調査日時点では、警察にほとんどの関係書類が押収されていたことから、書類による事実確認は実施できなかった。
10/20（実地指導）	<ul style="list-style-type: none"> ・ G 市から各支給決定自治体に、各自治体が支給決定を行った者に対する結果の引継ぎがなされた。 ・ F 県から各支給決定自治体に対する連絡がなされ、後日、共同での実地指導が行われた。確認された主な事項は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> －障害者支援施設 B で働く職員に対する研修の未実施、利用者に対する個別支援計画の未作成は同上。 －他の職員から各自治体が支給決定を行った入所者への虐待行為が確認された（A、E 市以外の自治体が支給決定を行った入所者、施設で働く他の職員からの聞きとり）。 －職員に対する暴言や暴力行為がみられる利用者への支援が特定の職員に偏っていた（施設で働く他の職員からの聞きとり）。
10/30	<ul style="list-style-type: none"> ・ E 市において虐待の判断を行い、D 県に 17 条報告を提出した。また、F 県、G 市と虐待の判断根拠を共有した。
12/17、20、21（指導監査）	<ul style="list-style-type: none"> ・ F 県が障害者総合支援法第 48 条にもとづく指導監査を実施（関係書類等の審査、聞き取り調査）。

12/25	・F県が実地指導の結果通知書、改善勧告書を送付。
-------	--------------------------

【再発防止に向けた取組】

20××年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設B（法人を含む）は改善勧告をふまえて、以下の取組を開始し、F県に改善状況報告書を提出した。 <ul style="list-style-type: none"> －虐待防止管理者の設置 －職員に対する研修の実施（人権、障害者虐待に関する理解、通報義務、強度行動障害への支援、アセスメント等） －支援内容に関する職員ミーティングの開催（月1回）
3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・F県は、県内で自主的な研修に取り組んでいる法人・事業所を紹介、間を取り持ち、障害者支援施設B（法人を含む）の視察、研修への参加の支援を行った。 ・F県から各支給決定自治体、G市に対し、障害者支援施設B（法人を含む）に関する一連の情報共有を行った。

（1）支給決定自治体と指導監査権限が異なる場合の施設従事者虐待対応

「市町村・都道府県における 障害者虐待防止と対応の手引き」（平成30年6月、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）（以下「国手引き」という）では、「施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等」について記載を行っている（国手引き p.81）。

国手引きによると、「施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等」における対応は以下である（p.81）。

「施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等」

（国手引き p.81。文意を損なわない程度に簡略化）

- ・通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行う。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐ。
- ・その後の対応は、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等と協力して行うことになるため、当該自治体にも速やかに連絡を入れる。
- ・障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が遠方の他県等である場合、通報を受けた市長村、障害者福祉施設等の所在地の都道府県、支給決定をした市町村が連携し、速やかに障害者の安全確認、事実確認を行うことができるよう適切に対応する。

今回のヒアリング調査対象3事例のうち複数の事例に共通していたのも、支給決定自治体と施設所在地自治体が異なっている（都道府県を超えるケースもあり）という点である。

本報告書では、支給決定自治体と施設所在地自治体が異なっているケースが一定数あることを踏まえ、施設従事者虐待に関して、障害者虐待防止法が、市町村や都道府県に求めている対応を整理することが、多くの市町村や都道府県にとって参考になると考えた（「速やかな事実確認」、「虐待を受けた障害者の保護」、「虐待の有無の判断」、そして「施設・事業所の再発防止に向けた適切な権限行使」）。（再掲）

上記の問題意識から、参考として、今回のモデル事例における、各自治体の目的と役割を整理した表を以下に記載する。

今回のモデル事例における各自治体の目的と役割等の整理（参考）

	目的	役割	対応	根拠法等
支給決定自治体	<ul style="list-style-type: none"> 被虐待者の生命・生活の安全の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 相談・通報・届出を受けた個別事案への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 被虐待者の保護のための措置 支給決定の変更等 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者虐待防止法
指導監査権限自治体	<ul style="list-style-type: none"> 虐待が発生した法人・事業所における再発防止等 他の利用者への被害の拡大防止、他の利用者に対する虐待の未然防止 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待が発生した法人・事業所に対する対応 管内自治体に及び法人・事業所に対する、施設従事者虐待防止に関する周知・徹底の取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 当該法人・事業所における権限行使 当該法人・事業所の改善状況の確認 当該法人・事業所に関する情報の整理 当該法人・事業所の再発防止に関する取組の支援 管内自治体及び法人・事業所に対する、施設従事者虐待防止に関する周知・徹底の取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法 各施設・事業所に関する設備、運営、人員配置に関する基準等
施設所在地自治体	<ul style="list-style-type: none"> 被虐待者の生命・生活の安全の確保 管内施設・事業所における虐待の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 支給決定自治体が不明または支給決定自治体の確認や特定に時間を要する場合、虐待が疑われる者の安否確認、事実確認調査の実施 確認した結果の、支給決定自治体への引継ぎ 支給決定自治体及び指導監査権限自治体が行う対応への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 支給決定自治体が不明または支給決定自治体の確認や特定に時間を要する場合、虐待が疑われる者の安否確認、事実確認調査の実施 確認した結果の、支給決定自治体への引継ぎ 支給決定自治体及び指導監査権限自治体に対する当該法人・事業所に関する情報提供 当該法人・事業所に関する情報の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 国手引き

※複数に該当する自治体は、それぞれ該当する役割を担うことを想定している。

(2) 施設従事者虐待の防止や対応を効果的に進めるうえでの留意点等

①虐待対応や再発防止、指導監査に効果的と考えられる「情報共有」

今回のヒアリング調査の対象自治体は、「支給決定自治体」、「指導監査権限自治体」、「施設所在地自治体」が虐待対応の各場面において、密に情報共有を行っていた。

一方、今回のヒアリング調査で新たな示唆を得られたのは、「障害者虐待の未然防止」の観点から、複数の自治体が「虐待と判断していない場合でも、相談や苦情が寄せられている法人・事業所に関する内容」を共有することの重要性を指摘していたことである。意見を寄せた複数の自治体は、そうした早期の段階での情報を積み重ねることで、支援や体制等に疑問を感じる法人・事業所に対する早期に注意喚起を行うことができ、ひいては虐待の未然防止につながると考えていた。

今回のヒアリング調査からは、虐待対応のいずれの場面（事実確認調査～再発防止）において「支給決定自治体」、「指導監査権限自治体」、「施設所在地自治体」とが密に情報共有を重ねることで、「当該事案の問題解決」、「虐待のあった法人・事業所における障害者虐

待の再発防止」に加え、「管内の他法人・事業所における障害者虐待の未然防止」につながると、複数の自治体担当者が考えていることを確認できた。

今後、こうした問題意識をより強固にもつ自治体が増加し、早い段階での情報共有が全国的に進むことを期待したい。

②「施設従事者虐待の再発防止」に向けた取組の実施

今回のヒアリング調査では、「施設従事者虐待の再発防止」に向けて、法人・事業所、自治体がさまざまな取組を行っていた。そのなかから特に効果があったと思われる取組を紹介したい。

ア. 法人・事業所が自ら行う取組

今回のヒアリング調査対象となった法人・事業所からは、モデル事例のように、自治体からの改善勧告を受けて自ら、また自治体の力を借りながら改善に向けた主体的な取組を重ねている話を聞きとることができた。

特に効果が聞き取れたのは「研修」に関する工夫である。

- ・研修テーマ：人権、障害者虐待に関する理解、通報義務、強度行動障害への支援、アセスメント、個別支援計画の作成方法等
- ・研修方法：座学に加え、県内で自主的な研修に取り組んでいる法人・事業所への視察、研修への参加

ヒアリング調査で聞きとった研修の効果に関する意見（抜粋）

- ・それまでは虐待に対する意識が低かった。自分たちが行っている支援が虐待に該当するという意識がなかったが、勉強することによってこれも虐待に該当するという意識が高まったと思う。（経営層）
- ・人権に対する意識が高まる効果があったと思う。研修後、職員からこの拘束方法はいいのか、あの職員がやっている支援方法でいいのかなど質問が多数でできた。（経営層）
- ・研修実施以降、身体拘束がなくなった。（経営層）
- ・研修を受けて、いろいろな考え方を学んで、意識が変わった。職員間で話すことによって、みんな同じ方向に向かっていると思う。それまでは、閉ざされた環境で仕事していたのかなと思う。我々職員が変わることによって利用者さんのためにもなってよかったかと思う。（職員）
- ・気になる事例を隠すことがなくなった。（職員）

研修の他にも、以下のような取組を行っていることを聞きとることができた。

- ・毎月、虐待防止委員会の構成メンバーである各事業所の管理者と理事長が、事業責任者会議を開催し、各事業所の現状と課題を抽出し、特に、事業所で解決できないものについて、組織として解決を図る取組を行い、会議録を残している。
- ・虐待防止責任者と管理者と従事者が参加する「ホーム会議」を毎月開催し、利用者の問題を話し合い、会議録を残している。
- ・「事故報告書」の名称を「支援改善報告書」に変更した。それまでも事故報告として書類の作成を求めていたが、「事故報告」というとマイナスイメージが強いらしく、あま

り書かれていなかった。そこでヒヤリハットや早い段階で気付いたことを「どう改善につなげるか」という意識をもってもらおうと、「事故報告書」の名称を「支援改善報告書」に変更した。その結果、提出数が増え、「気になる」段階で情報を共有することができるようになった。

- ・人手が足りない場合の、事業所間での応援体制の構築を整備した。

各法人・事業所の話からは、「施設従事者虐待の再発防止」に向けた取組として「知識を積むこと」、「他法人・事業所の取組から学ぶこと」、「一職員、一事業所で抱え込まず、話しやすい環境・組織づくり」等が有効であることがうかがえる。こうした取組は「虐待のあった法人・事業所における障害者虐待の未然防止、再発防止」として有効であることが繰り返し指摘されている。

多くの事業所でこうした取組がなされることを期待するとともに、「支給決定自治体」、「指導監査権限自治体」、「施設所在地自治体」にも、各事業所を利用する利用者にとってよりよい支援体制を構築するという観点から、各法人・事業所が再発に取り組むための支援の実施を期待したい。

イ. 自治体による法人・事業所への支援

今回のヒアリング調査対象のなかには、法人・事業所が効果的に再発防止に取り組めるよう、支援を行っている行う自治体もあった。モデル事例のように、県内で自主的な研修に取り組んでいる法人・事業所を紹介、間を取り持ち、法人・事業所の視察、研修への参加支援を行ったということである。

当自治体職員は「現場を持たない行政の指導には限界がある。同じ事業所からのアドバイスや取組でないと本気にならない。」と繰り返し口にしていた。

他にも「施設・事業所種別に応じた研修テーマの設定の必要性」や「研修に参加する人の代理を派遣してくれるサービスの利用の必要性」に関する指摘もなされた。

法人・事業所における施設従事者虐待の再発防止を支援する取組は、研修の実施にとどまらず、研修のテーマ設定や実施方法等に関する相談や助言、研修に参加しやすい環境整備も不可欠である。

都道府県は、都道府県障害者権利擁護センターの業務として「障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること（障害者虐待防止法第36条第2項第3号）」等が規定されている。

また、障害者総合支援法では、都道府県が有する責務として「障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと（「障害者総合支援法第2条第2項第3号）」という規定もある。

法人・事業所への支援の一環として、多くの都道府県の取組を期待したい。

- (3) 警察等に証拠書類を押収された場合でも、確認できる事実をもとに行う「虐待の判断」
(特に重篤事例対応に重点をおく)

刑事事件となるような重篤事例に共通している困難な点のひとつに、警察等に証拠書類が押収されたり、虐待者が逮捕されたりする等により、虐待の有無を判断するに必要十分な情報が不足することがあげられる。今回のヒアリング調査でも同様の意見を聞きとっている。

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に関して、市町村や都道府県^{※2}に「速やかな事実確認」、「虐待を受けた障害者の保護」、「虐待の有無の判断」、そして「施設・事業所の再発防止に向けた適切な権限行使」を行うことを求めている。これらの対応は、警察等に証拠書類が押収されたり、虐待者が逮捕されたりすることとは切り離して考える必要がある。それは、障害者虐待防止法が市町村や都道府県に対して求めている役割と刑法の目的が異なるためである。

具体的には、施設従事者虐待に関する障害者虐待防止法の目的と規定は「障害者虐待の防止」、「当該障害者の保護及び自立の支援」、「社会福祉法、障害者総合支援法等の規定による権限の行使」である（障害者虐待防止法第1条、第19条）。

一方、刑法の目的は「犯罪を抑止し社会秩序の維持を図ること」^{※3}である。刑法には罪刑法定主義や法益保護主義、責任主義といった原則がある^{※4}とともに、犯罪として取り締まるべきものやその手続き、その対応を行う機関（警察や検察官、裁判所等）を厳格に規定しており、加害者が逮捕、起訴された場合には、刑法の手続きに則って「当該行為が罪に該当するか」を判断することになる。

今回のモデル事例においても、虐待者Cは逮捕され、証拠書類が押収されている（その後、半年後に執行猶予付きの有罪判決を受けている）。しかし、施設所在地自治体のG市は、入所者、障害者支援施設B（法人を含む）、施設で働く他の職員への聞きとりから事実を積み重ね、各市旧家低自治体に引き継いでいる。G市から引き継いだ支給決定自治体E市は、被虐待者Aに対してなされた虐待の有無の判断を行っている。また、F県も実地指導や監査を行い、障害者支援施設及び法人Bに対する改善勧告を発出している。

施設従事者虐待対応を行う市町村及び都道府県は、上記の目的と役割にもとづき、警察に証拠書類が押収されたり、虐待者が起訴されたとしても、モデル事例のように、現在手元にある書類や周囲の証言等の客観的な情報を基に、「速やかな事実確認」、「虐待を受けた障害者の保護」、「虐待の有無の判断」、そして「施設・事業所の再発防止に向けた適切な権限行使」を行うことが可能であると考ええる。

ただし、上述の内容は、現時点における法律上の整理にとどまるものである。今後、こうした対応を行うことの目的や意義、効果、実現するうえでの課題や検討事項等に関する多様な観点からのさらなる議論を重ねることが重要と考える。

※2：市町村や都道府県：国手引き p. 81 より。

※3、※4：参考資料

・「刑事法入門[第8版]，大谷實，2017年11月30日，株式会社有斐閣

- ・「ゼロからはじめる法学入門[第2版], 木俣由美, 2019年3月30日, 株式会社法律文化社
- ・「伊藤真の刑法入門第6版-講義再現版」, 伊藤真, 2017年12月25日, 株式会社日本評論社

第Ⅱ部 「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体対象とした 追加アンケート調査及びヒアリング調査の結果の集計・分析

※令和元年度、実際に「障害者虐待防止対策支援事業」に申請、活用している自治体数は不明である。本調査の回答は、あくまで本調査にご協力いただいた自治体の回答をもとにした結果を整理したものであることについて、あらかじめご了解いただきたい。

7. 「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体対象とした追加アンケート調査及びヒアリング調査

7-1. 調査目的

障害者総合支援法では、同法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同法第77条及び第78条にもとづき、市町村及び都道府県が実施する「地域生活支援事業」について規定している。平成29年度からは、同事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした「地域生活支援促進事業」が創設された。

「障害者虐待防止対策支援事業（以下「対策支援事業補助金」という。）」は「地域生活支援促進事業」のひとつとして取り組まれている任意事業であり、地域の実情に応じて必要な事業が選択、実施されている。平成31年度は、都道府県及び市町村の役割の明確化を踏まえた事業内容の整理及び未実施自治体における整備促進に向けて予算が拡充されている（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室「障害保健福祉関係主管課長会議資料」平成31年3月7日（木）、p2より抜粋）。

しかし、各自治体における取組内容や効果等は必ずしも明らかになっていない。このことをふまえ、本事業では、「対策支援事業補助金」を活用することで、障害者虐待の未然防止や早期発見等に有効と思われる取組、体制整備の促進等について効果を上げている自治体に対して、その取組内容や工夫、課題等を聞き取り、他自治体に参考となる基礎資料を収集・整理することを目的にアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

7-2. 「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体対象とした追加アンケート調査

7-2-1. アンケート調査実施概要

(1) 調査目的

- ・1,737市町村・47都道府県（悉皆）に対し、「対策支援事業補助金」を活用した障害者虐待の未然防止や早期発見等に有効と思われる体制整備や取組の促進等の実施状況を把握する。
- ・回答結果をもとに、当該補助金の活用による障害者虐待防止に向けた体制整備や取組の工夫、課題、効果等が他自治体の参考になると考えられる自治体に対するヒアリング調査を実施するための候補先を選定する。

(2) 調査対象

1,737市町村・47都道府県（悉皆）

(3) 調査期間

令和元年10月18日～12月27日

(4) 調査手法

メール配布・メール回収

(5) 回収状況

市町村776件（44.7%）、都道府県36件（76.6%）の回答があった。

※令和元年度、実際に「対策支援事業補助金」に申請・活用している自治体数は不明である。本調査の回答は、あくまで本調査にご協力いただいた自治体の回答をもとにした結果を整理したものであることについて、あらかじめご了解いただきたい。（再掲）

(6) 主な調査項目（市町村、都道府県向け調査票ともに共通）

問0. 自治体基礎情報、「対策支援事業補助金」を活用した取組の実施状況、「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見等

問1. 「市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備」について

- ・「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組
- ・上記、各自自治体が行っているなかで、最も力を入れている取組（以降、「最も力を入れている取組」に限定して回答を依頼）
- ・「対策支援事業補助金」を活用しようと考えた経緯
- ・具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等
- ・「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果
- ・今後、「対策支援事業補助金」を活用して取り組みたいこと

問2. 「地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備」について

問3. 「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修」について

問4. 「障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業」について

問5. 「その他障害者虐待防止に資する事業」について

7-2-2. アンケート調査結果概要

7-2-2-1. 市町村回答結果（回収率：44.7%（回収 776 票／配布 1,737 票））抜粋

（1）回答自治体の区分（SA）

本調査への回答自治体数は 776 であった。その区分をみると、「23 区」が 11 自治体（構成割合 1%）、「指定都市」が 14 自治体（2%）、「中核市」が 27 自治体（3%）、「一般市（23 区、指定都市、中核市、町村を除く自治体）」が 395 自治体（51%）、「町村」が 329 自治体（42%）であった（表 7-1）。

表 7-1 回答自治体の区分（SA）

	回答数	割合
23区	11	1%
指定都市	14	2%
中核市	27	3%
一般市	395	51%
町村	329	42%
合計	776	100%

※割合は回答ありの自治体数(776)に対する割合

（2）「対策支援事業補助金」を活用した取組の実施状況等

①これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組の実績の有無（SA）

これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組の実績の有無をみると、「取組実績あり」が 251 自治体（32%）、「取組実績なし」が 490 自治体（63%）、無回答が 35 自治体（5%）であった（表 7-2）。

表 7-2 これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組の実績の有無（SA）

	回答数	割合
取組実績あり	251	32%
取組実績なし	490	63%
無回答	35	5%
合計	776	100%

※割合は回答ありの自治体数(776)に対する割合

同回答を自治体区別にみると、「23 区・指定都市・中核市」では 88%が「取組実績あり」と回答しているものの、「一般市」では「取組実績なし」が 52%と半

数を超えている。「町村」では「取組実績なし」が 84%と 8 割を超えている（表 7-3）。

表 7-3 これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組の実績の有無（SA）×自治体区別

	回答数				割合			
	全数 (再掲)	内訳			全数 (再掲)	内訳		
		23区・指定都市・中核市	一般市	町村		23区・指定都市・中核市	一般市	町村
取組実績あり	251	46	166	39	32%	88%	42%	12%
取組実績なし	490	6	207	277	63%	12%	52%	84%
無回答	35	0	22	13	5%	0%	6%	4%
合計	776	52	395	329	100%	100%	100%	100%

※割合は回答数合計に対する割合

② これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組内容(MA)

これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組内容をみると、「1. 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備」が173自治体(69%)で最も多く、「4. 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業(106自治体(42%))」、「2. 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備(85自治体(34%))」、「3. 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修(70自治体(28%))」と続いている(表7-4)。

表7-4 これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組内容(MA)

	回答数	割合
1 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備(「専門性の高い職員の配置」、「虐待を受けた障害者の居宅訪問等」)	173	69%
2 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	85	34%
3 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修	70	28%
4 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	106	42%
5 その他障害者虐待防止に資する事業	26	10%
合計	460	183%

※割合は「対策支援事業補助金」を活用した取組実績がある自治体数(251)に対する割合

③ 「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見(MA)

「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見は、「5. 当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが難しい(思い浮かばない)」が137自治体(18%)で最も多く、「3. 事務手続きが煩雑、大変(84自治体(11%))」、「2. 市区町村の金額負担が大きい(78自治体(10%))」が続いている(表7-5)。「特になし(425自治体(55%))」を除く。

表7-5 「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見(MA)

	回答数	割合
1 活用できる金額・範囲の制約が大きい	31	4%
2 市区町村の金額負担が大きい	78	10%
3 事務手続きが煩雑、大変	84	11%
4 審査期間が長い	4	1%
5 当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが難しい(思い浮かばない)	137	18%
6 庁内関係部署・地域の関係機関からの理解や協力が得にくい	20	3%
7 都道府県からの協力や理解や協力が得にくい	6	1%
8 その他	46	6%
9 特になし	425	55%
無回答	85	11%
合計	916	118%

※割合は回答ありの自治体数(776)に対する割合

同回答を取組実績の有無別にみると、「取組実績あり」の自治体では「市区町村の金額負担が大きい」が36%で最も割合が高く、「2. 事務手続きが煩雑、大変（28%）」、「5. 当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが難しい（思い浮かばない）（27%）」が僅差で続いている。

一方、「取組実績なし」の自治体では「5. 当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが難しい（思い浮かばない）」が61%と6割を超えており、「3. 事務手続きが煩雑、大変（32%）」、「2. 市区町村の金額負担が大きい（27%）」が続いている。

取組実績の有無によって、課題と感ずる内容に違いがあることがうかがえる（表7-6）。

表7-6 「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見(MA)×取組実績の有無別

	回答数				割合			
	全数 (再掲)	内訳			全数 (再掲)	内訳		
		取組実績 あり	取組実績 なし	無回答		取組実績 あり	取組実績 なし	無回答
1 活用できる金額・範囲の制約が大きい	31	13	16	2	11%	15%	9%	18%
2 市区町村の金額負担が大きい	78	31	46	1	29%	36%	27%	9%
3 事務手続きが煩雑、大変	84	24	56	4	31%	28%	32%	36%
4 審査期間が長い	4	3	1	0	1%	3%	1%	0%
5 当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが 難しい(思い浮かばない)	137	23	105	9	51%	27%	61%	82%
6 庁内関係部署・地域の関係機関からの理解や協力が得 にくい	20	7	11	2	7%	8%	6%	18%
7 都道府県からの協力や理解や協力が得にくい	6	3	3	0	2%	3%	2%	0%
8 その他	46	15	29	2	17%	17%	17%	18%
合計	406	119	267	20	150%	138%	154%	182%
割合の母数(自治体数)	270	86	173	11				

※割合は選択肢1～8のいずれかを回答した自治体数(全数及び取組実績あり・なし・無回答別)に対する割合

◆ 「8. その他」自由回答意見（46件（令和元年度申請自治体14／未申請自治体32））◆

	意見	件数
1	事業実施のための人員不足・体制構築が困難	24
2	制度のわかりづらさ、使いづらさ（限定的、申請時期が早い、返還事務が大変）	15
3	市町村の金額負担が大きい	2
4	その他	7

<自由回答意見抜粋>

◇「1. 事業実施のための人員不足・体制構築が困難」(24件)

- ・業務が多く、新規事業を検討・実施することが難しい。(中核市、令和元年度未申請(以下同じ。))
- ・取り組みを行うための協議等を行う体制が取りにくい。職員のマンパワーが足りていない。(一般市、申請)
- ・市町村において、虐待対応は専従での職員配置が困難であるため、広域的に支援する体制が望ましい。特に困難事例(被虐待者自身も加害行為がある等)においては、受け入れ事業所がない状況での支援もあり、対応に苦慮する。(一般市、申請)
- ・取り組みの推進について担当課の対応が不可欠であり、そのキャパシティが不足している。(一般市、未申請)
- ・自治体の規模からも、広域での取り組みが必要であり、単市での補助金の利用まで至っていない。事業実施のマンパワーの不足。(一般市、未申請)
- ・人員不足のため、補助金を活用した新規事業の実施が難しい。(町村、未申請)
- ・人口サイズの小さな自治体で、障害者虐待防止対策支援事業を展開していくためには、業務に十分な稼働量をかけられるだけの人員配置が必要。(町村、未申請)
- ・町単独で取り組むことが難しい。(町村、申請)

◇「2. 制度のわかりづらさ、使いづらさ(限定的、申請時期が早い、返還事務が大変)」

(15件)

【制度、対象範囲がわかりづらい】

- ・本補助金の適応範囲等を詳細に理解していない。(一般市、申請)
- ・基準があいまいで、どこまでを対象として含めてよいのか判断に困る。(一般市、申請)
- ・当補助金の対象となる事業(取り組み)が分かり難い。(一般市、未申請)
- ・人口規模が5万弱で小さい為、費用対効果が得られにくいと考える。(町村、未申請)
- ・事業内容をよく理解できていない。(町村、未申請)

【制度が使いづらい(限定的、申請時期が早い、返還事務が大変)】

- ・補助金の申請が年度当初のみで、変更申請ができないため、柔軟な対応をお願いしたい。緊急一時保護等で活用しているが、当初計画を超える範囲の対象が出た際に、補助金の変更ができないため、市町村の負担が大きくなる。(一般市、申請)
- ・補助金申請時期が早く、見込み額で交付を受けるため、虐待が発生しなければ、毎年返還事務が生じ、手間である。実績交付にしてほしい。(一般市、申請)
- ・問い合わせ、相談期間を含めた具体的なスケジュールの明示がないので、手続きに時間がかかる先入観を持ってしまい、消極的になってしまう。(一般市、未申請)
- ・市町村障害者虐待防止センター運営(圏域で委託)や研修、普及啓発事業は行っているが、体制整備後の障害者虐待防止対策支援事業補助金は、対象外となっている。体制整備時だけでなく、体制維持のための費用は対象とすべきではないかと考える。整備を求めるならばその財源についてもご考慮いただきたい。(町村、未申請)

(3) 「対策支援事業補助金」を活用した取組の実施状況等（実施している取組別）

※(3)、(4) (p.91～p.100) は「対策支援事業補助金」を活用した取組を実施している(表7-4)」と回答した自治体のみ。の回答。

※「5. その他障害者虐待防止に資する事業」は、実施自治体が少ないことから掲載略。

1) 「市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備」について

① 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

「市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備」について「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組をみると、「6. 虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保」が95自治体(57%)で最も多く、「1～3. 専門性の高い職員の配置(1～3の合計(88自治体(53%))」、「5. 相談窓口の対応日時の拡充による体制整備(80自治体(48%))」が続いている(表7-7)。

表7-7 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

	回答数	割合	
1専門性の高い職員の配置(直営(自治体担当部署を含む)に配置)	26	16%	1～3の合計 88自治体 (53%)
2専門性の高い職員の配置(委託先に配置)	48	29%	
3専門性の高い職員の配置(直営+委託先に配置)	14	8%	
4虐待を受けた障害者の居宅訪問等	65	39%	
5相談窓口の対応日時の拡充による体制整備	80	48%	
6虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保	95	57%	
7その他	12	7%	
無回答	0	0%	
合計	340	204%	

※割合は表7-4で「実施した」と回答した173自治体のうち、表7-7のいずれの取組にも無回答だった6自治体を除く167自治体に対する割合

②具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等(抜粋)

具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等については、以下のような記載が寄せられた。

<具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等(抜粋)>

【1～3.専門性の高い職員の配置】

- ・非常勤職員2名を含む、専従職員4名全てが社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有しており、専門的観点から障害者虐待に関する相談に応じる体制をとっている。
- ・複数の職員を配置していることで、通報の受付と事務作業がスムーズに行えています。
- ・なかなか家から出ることのできない障害者の方を対象に、居場所づくりを行っている。家庭内で困りごとがないか等を聞きとり、必要に応じてアドバイスをしている。どうしても、家庭内のストレスから虐待に繋がるケースもあることから、聞きとりやアドバイスを行うことで、虐待を未然に防ぐ効果があると考えられる。

【5.相談窓口の対応日時の拡充による体制整備】

- ・障害者虐待防止センターの設置により、警察等の協力を得て夜間・休日でも障害者虐待に関する相談・通報・届出を受理することなど。

【6.虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保】

- ・近隣市町村と共同で被虐待者の一時保護居室を確保している。
- ・「障害者虐待防止対策支援事業補助金」を申請する以前から、虐待等が発生した場合の一時保護のための居室を確保しており、事業内容と合致したため、平成 29 年より申請をしている。
- ・虐待が発生した場合の緊急一時保護のための居室確保としては、短期入所事業を実施している事業所に委託している。市内事業所では対応できない障害種別があるため、市外にも委託をお願いしているところである。
- ・当初、グループホームを運営する法人と委託契約を結んでいたが、居室の確保のみで人的支援が受けられないことから、現在は施設入所支援、短期入所を運営する法人と委託契約を結んでいる。
- ・受け入れ先の短期入所等の事業所に対して、緊急時に受け入れるための居室及び人員の確保、保護期間中に必要となる被服、日用品等の調達の委託契約を行っている。

③ 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果 (MA)

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、「10. 近隣に緊急時に一時保護できる施設を確保することができた」が 63 自治体 (38%) で最も多く、「4. 早い段階で虐待の発生や再発が疑われる情報を入手できるようになった (58 自治体 (35%))」、「3. 複数の視点や立場から情報や対応を検討できるようになった (54 自治体 (32%))」、「7. 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ (54 自治体 (32%))」が続いている (表 7-8)。

表 7-8 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果 (MA)

	回答数	割合
1 相談・通報・届出件数が増加した	36	22%
2 対応できる事例件数が増加した	39	23%
③ 3 複数の視点や立場から情報や対応を検討できるようになった	54	32%
② 4 早い段階で虐待の発生や再発が疑われる情報を入手できるようになった	58	35%
5 早い段階で虐待の発生や再発が疑われる家庭への介入ができるようになった	38	23%
6 障害者本人や家族、近隣住民等との信頼関係を構築できた	19	11%
③ 7 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ	54	32%
8 庁内外関係部署・機関職員の虐待対応力が向上した	26	16%
9 市町村・圏域の社会資源開発・創出が進んだ	12	7%
① 10 近隣に緊急時に一時保護できる施設を確保することができた	63	38%
11 年齢、障害種別、医療的ケアの内容等多様な事例に応じられる施設を確保できた	13	8%
12 その他	4	2%
13 特になし・今後検討予定・不明	15	9%
無回答	7	4%
合計	438	262%

※割合は表 7-7 でいずれかの取組の「実績あり」と回答した自治体数 (167) に対する割合

2) 「地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備」について

① 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

「地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備」について「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組をみると、「1. 庁内外関係部署・機関、住民等による連絡協議会の整備 (51 自治体 (62%))」、「2. 専門性の高い人材や機関による支援体制の整備 (46 自治体 (56%))」となっている (表 7-9)。

表 7-9 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

	回答数	割合
1 庁内外関係部署・機関、住民等による連絡協議会の整備	51	62%
2 専門性の高い人材や機関による支援体制の整備	46	56%
3 その他	5	6%
無回答	0	0%
合計	102	124%

※割合は表 7-4 で「実施した」と回答した 85 自治体のうち、表 7-9 のいずれの取組にも無回答だった 3 自治体を除く 82 自治体に対する割合

② 具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等 (抜粋)

具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等については、以下のような記載が寄せられた。

< 具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等 (抜粋) >

【庁内外関係部署・機関、住民等による連絡協議会の整備】

・町虐待防止対策連絡協議会を設置し、障害者虐待だけでなく、高齢者虐待・児童虐待・DVに関する関係機関を含めて委員編成し、多様な家庭構成で発生する虐待を早期発見・早期対応・未然防止していけるよう虐待防止のための施策検討と各関係機関が共通の意識を持って連携と協力していくための組織として設置。

【専門性の高い人材や機関による支援体制の整備】

- ・障害者虐待防止センター職員 4 名全てが専門職ではあるが、当センターでは判断が困難な虐待事例について、司法的観点、高度な福祉的観点から助言を求め、弁護士会、社会福祉士会との委託契約を結んでいる。
- ・障害者虐待として受理した案件については、対応の終結を担当課のみで判断せず、障害者虐待防止対応連絡会議に諮り終結の判断を決定することで、適切な支援を実施できる体制になっている。
- ・当該事業は家庭訪問と個別支援会議を行っている。家庭訪問については相談支援事業所へ、家庭関係の修復や新たな生活の場の設定のための訪問事業を委託しており、個別支援会議については、市職員と関係機関の個別支援会議へ専門的な知識を有する弁護士や社会福祉士等の派遣を実施している。
- ・障害者・高齢者権利擁護支援センターの専門職チームの派遣制度を活用している。

③ 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、「3. 複数の視点や立場から情報や対応を検討できるようになった」が55自治体(67%)で最も多く、「7. 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ(52自治体(63%))」、「4. 早い段階で虐待の発生や再発が疑われる情報を入手できるようになった(30自治体(37%))」、「8. 庁内外関係部署・機関の虐待対応力が向上した(29自治体(35%))」が続いている(表7-10)。

表 7-10 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

	回答数	割合
1相談・通報・届出件数が増加した	21	26%
2対応できる事例件数が増加した	15	18%
① 3複数の視点や立場から情報や対応を検討できるようになった	55	67%
③ 4早い段階で虐待の発生や再発が疑われる情報を入手できるようになった	30	37%
5早い段階で虐待の発生や再発が疑われる家庭への介入ができるようになった	17	21%
6障害者本人や家族、近隣住民等との信頼関係を構築できた	10	12%
② 7庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ	52	63%
8庁内外関係部署・機関職員の虐待対応力が向上した	29	35%
9市町村・圏域の社会資源開発・創出が進んだ	1	1%
10近隣に緊急時に一時保護できる施設を確保することができた	11	13%
11年齢、障害種別、医療的ケアの内容等多様な事例に応じられる施設を確保できた	0	0%
12その他	1	1%
13特にない・今後検討予定・不明	5	6%
無回答	2	2%
合計	249	304%

※割合は表 7-9 でいずれかの取組の「実績あり」と回答した自治体数(82)に対する割合

3) 「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修」について

① 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修」について「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組をみると、「1. 障害者虐待事例の検討(事例検討会)の実施(19自治体(28%))」、「2. 障害者虐待事例研修の実施(48自治体(71%))」となっている(表7-11)。

表7-11 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

	回答数	割合
1障害者虐待事例の検討(事例検討会)の実施	19	28%
2障害者虐待事例研修の実施	48	71%
3その他	20	29%
無回答	0	0%
合計	87	128%

※割合は表7-4で「実施した」と回答した70自治体のうち、表7-11のいずれの取組にも無回答だった2自治体を除く68自治体に対する割合

② 具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等(抜粋)

具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等については、以下のような記載が寄せられた。

< 具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等(抜粋) >

【障害者虐待事例の検討(事例検討会)の実施】

- ・市内各事業所から日常的な支援のなかで虐待行為にあたるか判断に悩む事例を挙げてもらい、それらを組み合わせて検討事例を作成し、グループごとに話し合いをしている。
- ・養護者による障がい者虐待事例について、事例が少ないため、弁護士及び社会福祉士を講師として死亡事例や対応困難事例についての検証と評価を行うほか、支援策の検討を行うため、事例検証形式の研修を実施しています。

【障害者虐待事例研修の実施】

- ・できるだけ多くの事業所に参加してもらえるように研修を企画している。また、虐待のあった事業所が参加できるように考慮している。研修参加事業所の虐待防止に関する取り組みの状況や、権利擁護に関する認識合いに差があるため、基本的な内容や身近に感じてもらえるような事例を含んだ研修を行っている。
- ・高齢者・障がい者権利擁護協議会や実務者会議において事例検討会を実施しているほか、自閉症支援者養成研修にて市内事業所職員に対して研修機会を提供している。
- ・開催時間については、より多くの職員が参加できるよう夜間開催とした。
- ・本市全体で取り組む「出前講座」に、障がい者虐待防止や差別の解消等について登録を行い、関係各所からの依頼に応じて講座を行っている。
- ・日本障害者虐待防止学会に加入し、障がい者虐待に関する最新の事例や取り組みについての情報収集をしています。

③ 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、「7. 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ」が42自治体(62%)で最も多く、「4. 早い段階で虐待の発生や再発が疑われる情報を入手できるようになった(36自治体(53%))」、「8. 庁内外関係部署・機関職員の虐待対応力が向上した(34自治体(50%))」が続いている(表7-12)。

表 7-12 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

	回答数	割合
1相談・通報・届出件数が増加した	23	34%
2対応できる事例件数が増加した	11	16%
3複数の視点や立場から情報や対応を検討できるようになった	32	47%
② 4早い段階で虐待の発生や再発が疑われる情報を入手できるようになった	36	53%
5早い段階で虐待の発生や再発が疑われる家庭への介入ができるようになった	19	28%
6障害者本人や家族、近隣住民等との信頼関係を構築できた	7	10%
① 7庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ	42	62%
③ 8庁内外関係部署・機関職員の虐待対応力が向上した	34	50%
9市町村・圏域の社会資源開発・創出が進んだ	0	0%
10近隣に緊急時に一時保護できる施設を確保することができた	2	3%
11年齢、障害種別、医療的ケアの内容等多様な事例に応じられる施設を確保できた	1	1%
12その他	3	4%
13特にない・今後検討予定・不明	2	3%
無回答	1	1%
合計	213	313%

※割合は表7-11でいずれかの取組の「実績あり」と回答した自治体数(68)に対する割合

4) 「障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業」について

① 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

「障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業」について「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組をみると、「1. 地域における相談窓口に関する広報・周知の実施 (67 自治体 (65%))」、「2 障害者虐待が疑われる事例に関する相談・通報義務に関する広報・周知の実施 (69 自治体 (67%))」、「3. 障害者の権利擁護等に関する普及啓発事業の実施 (73 自治体 (71%))」となっている (表 7-13)。

表 7-13 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

	回答数	割合
1地域における相談窓口に関する広報・周知の実施	67	65%
2障害者虐待が疑われる事例に関する相談・通報義務に関する広報・周知の実施	69	67%
3障害者の権利擁護等に関する普及啓発事業の実施	73	71%
4その他	3	3%
無回答	0	0%
合計	212	206%

※割合は表 7-4 で「実施した」と回答した 106 自治体のうち、表 7-13 のいずれの取組にも無回答だった 3 自治体を除く 103 自治体に対する割合

②具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等(抜粋)

具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等については、以下のような記載が寄せられた。

<具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等(抜粋)>

- ・障害当事者や市民、障害福祉関係機関に障害者虐待防止法全般に関する認識を深めてもらうべく、各区役所を会場にして障害者虐待啓発パネル展示を開催している。(指定都市、申請)
- ・障害を持つ本人以上に、その家族や一般市民を対象に、虐待防止や成年後見制度等に関する周知・啓発、講演会等を行っている。また、自立支援協議会内の権利擁護部会を中心に行うことで、持続性のある活動が行われている。(一般市、申請)
- ・毎年 1 回以上は、福祉関係者だけでなく、広く地域住民に対し、障がい者の権利や尊厳、本当の意味での社会参加について考え、障がい者が地域で安心して暮らせることを目的として、権利擁護セミナーを開催している。(一般市、申請)
- ・とかく社会で孤立しがちな精神障害者に対する権利擁護をテーマに、フォーラムを開催した。フォーラム開催にあたっては、高齢者を支援するケアマネジャーの協議会との共催事業として実施し、普段精神障害者との関わりが乏しい支援者等が、障害者の権利擁護を学ぶ機会とした。(一般市、申請)

③ 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、「4. 早い段階で虐待の発生や再発が疑われる情報を入手できるようになった」が51自治体(50%)で最も多く、「1. 相談・通報・届出件数が増加した(36自治体(35%))」、「7. 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ(34自治体(33%))」が続いている(表7-14)。

表7-14 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

	回答数	割合
② 1相談・通報・届出件数が増加した	36	35%
2対応できる事例件数が増加した	11	11%
3複数の視点や立場から情報や対応を検討できるようになった	23	22%
① 4早い段階で虐待の発生や再発が疑われる情報を入手できるようになった	51	50%
5早い段階で虐待の発生や再発が疑われる家庭への介入ができるようになった	23	22%
6障害者本人や家族、近隣住民等との信頼関係を構築できた	11	11%
③ 7庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ	34	33%
8庁内外関係部署・機関職員の虐待対応力が向上した	23	22%
9市町村・圏域の社会資源開発・創出が進んだ	1	1%
10近隣に緊急時に一時保護できる施設を確保することができた	3	3%
11年齢、障害種別、医療的ケアの内容等多様な事例に応じられる施設を確保できた	11	11%
12その他	5	5%
13特にない・今後検討予定・不明	19	18%
無回答	5	5%
合計	256	249%

※割合は表7-13でいずれかの取組の「実績あり」と回答した自治体数(103)に対する割合

5) 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

(「これまでに「対策支援事業補助金」を活用して実施したことがある取組(MA)」別)

「これまでに「対策支援事業補助金」を活用して実施したことがある取組(MA) (以下「対策支援事業補助金」を活用した取組」いう。)」別に「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、以下のような結果が読み取れる(表7-15)。

- ・「対策支援事業補助金」を活用した取組」の「合計」の回答をみると、「7. 庁内外関係部署・機関との連携や協力の促進」が最も多く、「4. 早い段階での情報入手」、「3. 複数の視点や立場からの情報や対応の検討」が続いている。
- ・なかでも「1. 体制整備」及び「2. 連携協力体制の整備」に取り組んだことで、「3. 複数の視点や立場からの情報や対応の検討」に効果があると考えている自治体の数が多い。
- ・また、「1. 体制整備」に取り組んだ効果として第3位以下でも回答自治体数が多い項目が複数みられ、当取組はさまざまな面での効果が高い取組といえる。
- ・一方、「3. 研修」は、「8. 庁内外関係部署・機関職員の虐待対応力の向上」に効果があると考えている自治体の数が多い。
- ・「4. 普及・啓発」は、「1. 相談・通報・届出件数の増加」に効果があると考えている自治体の数が多い。

表 7-15 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)×「これまでに「対策支援事業補助金」を活用して実施したことがある取組(MA)」

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)	これまでに「対策支援事業補助金」を活用して実施したことがある取組(MA) ※「5. その他障害者虐待防止に資する事業」を除く				合計
	1 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備	2 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	3 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修	4 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	
1 相談・通報・届出件数が増加した	36	21	23	② 36	116
2 対応できる事例件数が増加した	39	15	11	11	76
3 複数の視点や立場から情報や対応を検討できるようになった	③ 54	① 55	32	23	③ 164
4 早い段階で虐待の発生や再発が疑われる情報を入手できるようになった	② 58	③ 30	② 36	① 51	② 175
5 早い段階で虐待の発生や再発が疑われる家庭への介入ができるようになった	38	17	19	23	97
6 障害者本人や家族、近隣住民等との信頼関係を構築できた	19	10	7	11	47
7 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ	③ 54	② 52	① 42	③ 34	① 182
8 庁内外関係部署・機関職員の虐待対応力が向上した	26	29	③ 34	23	112
9 市町村・圏域の社会資源開発・創出が進んだ	12	1	0	1	14
10 近隣に緊急時に一時保護できる施設を確保することができた	① 63	11	2	3	79
11 年齢、障害種別、医療的ケアの内容等多様な事例に応じられる施設を確保できた	13	0	1	11	25
12 その他	4	1	3	5	13
13 特になし・今後検討予定・不明	15	5	2	19	41
無回答	7	2	1	5	15
合計	438	249	213	256	1,156
「これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取り組み内容(MA)」で「取組実績あり」と回答した自治体数(表7-2-2-4)から「5. その他障害者虐待防止に資する事業(5)」を除いた数	173	85	70	106	434

※各取組(縦列)及び全体の合計における順位：第1位：①、第2位：②、第3位：

③

※「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)のうち、無回答は除く。

※「これまでに「対策支援事業補助金」を活用して実施したことがある取組(MA)」のうち「5. そ

(4) 今後、「対策支援事業補助金」を活用して取り組みたいこと

「今後、「対策支援事業補助金」を活用して取り組みたいこと」については、すべての取組について回答が寄せられている。特に、地域住民や自治体全体で障害者虐待防止に対する理解を促進することや、研修の対象、内容、開催方法等に工夫を凝らす回答が多くみられ地域に重点を置いた体制整備や取組を進める意向が高いことがうかがえる。

<今後、「対策支援事業補助金」を活用して取り組みたいこと（抜粋）>

【市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備】

・緊急に一時保護する場合は、対象者の事前情報なく受入れることになり、特に当初は手厚い支援を集中的に行う必要があることから、一時保護中に対象者を個別に支援できる体制づくりを検討しています。また、緊急に一時保護した障がい者は、一定期間のうちに一時保護施設から個々に応じた生活の場に移行することになるため、それを支援する仕組みを検討しています。（指定都市）

【地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備】

・今後は法人の枠にとらわれずに、他事業所での取り組みを実際に学び取れるよう、他事業所職員を実習等で受け入れるなどの人事交流が自立支援協議会の権利擁護部会の取り組みとして行えたら良いと考える。（一般市）

・本年度より委員を再編成しており、協議会内で委員研修を行い、各種虐待の概要について委員それぞれが共通認識を持って、各虐待に分けず、町全体の虐待防止のための施策を検討していくまずは基盤づくりから進めていく方針です。（町村）

【市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修】

・事例検討を通して、対応機関の対応力向上を目指した上で、他部署や専門機関、当事者団体、住民等との連携協力を強化していきたい。（中核市）

・今年度、県権利擁護センターと連携し、障害福祉サービス提供事業所職員（管理者でなく生活支援員等の現場職員）を対象とした研修会を計画予定。（中核市）

・障がい者当事者や障がい当事者団体、地域住民を対象とした、わかりやすい事例検討会の実施。（一般市）

・障害種別（身体・精神・知的）に分けた、事例検討会の実施。（一般市）

【障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業】

・障がい者虐待については、まだまだ地域へ浸透していない状況。さらに、障がい者虐待について理解を深めて広げるために、自治会など地域単位での理解促進・啓発事業に取り組む必要がある。そのためにも関係団体、関係機関との連携を強化していきたい。（一般市）

・事業所単位での障害者虐待予防研修を行っている。研修資料を独自で作成しているが、今後は補助金を利用して、説明しやすいリーフレット等の購入も検討したい。（一般市）

・マスクやポケットティッシュ等、普及・啓発物品を購入し、イベント時に配布し虐待防止の普及・啓発を行う。（一般市）

7-2-2-2. 都道府県回答結果（回収率：76.6%（回収36票／配布47票））

（1）「対策支援事業補助金」を活用した取組の実施状況等

回答自治体（36）の全ての都道府県で「対策支援事業補助金」を活用した取組が実施されていた。

① これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組内容(MA)

これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組内容をみると、36自治体が100の取組を実施している。最も多い取組は「3.市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修（35自治体（97%）」で、「2.地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備（22自治体（61%）」、「4.障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業（20自治体（56%）」、「1.市町村障害者虐待防止センター及び都道府県権利擁護センターの体制整備（18自治体（50%）」と続いている（表7-16）。

表7-16 これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組内容(MA)

	回答数	割合
1市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備（「専門性の高い職員の配置」、「虐待を受けた障害者の居宅訪問等」）	18	50%
2地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	22	61%
3市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修	35	97%
4障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	20	56%
5その他障害者虐待防止に資する事業	5	14%
無回答	0	0%
合計	100	278%

※割合は回答ありの都道府県数(36)に対する割合

③ 「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見(MA)

「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見は、「特になし」が24自治体（67%）で最も多くなっている（表7-17）。

表7-17 「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見(MA)

	回答数	割合
1活用できる金額・範囲の制約が大きい	3	8%
2都道府県の金額負担が大きい	6	17%
3事務手続きが煩雑、大変	0	0%
4審査期間が長い	2	6%
5当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが難しい（思い浮かばない）	0	0%
6庁内関係部署・地域の関係機関からの理解や協力が得にくい	1	3%
7市町村からの理解や協力が得にくい	0	0%
8国からの理解や協力が得にくい	0	0%
8 その他	1	3%
9 特になし	24	67%
無回答	0	0%
合計	37	103%

※割合は回答ありの都道府県数(36)に対する割合

(2) 「対策支援事業補助金」を活用した取組の実施状況等（実施している取組別）

※（2）、（3）（p.102～p.111）は「「対策支援事業補助金」を活用した取組を実施している（表7-16）」と回答した自治体からの回答。

※「5. その他障害者虐待防止に資する事業」は、実施自治体が少ないことから掲載略。

1) 「市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備」について

① 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組 (MA)

「市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備」について「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組をみると、「1～3. 専門性の高い職員の配置（1～3の合計（9自治体（50%）」、「4. 相談窓口の対応日時の拡充による体制整備（8自治体（44%）」の回答数が多い（表7-18）。

表 7-18 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組 (MA)

	回答数	割合	
1専門性の高い職員の配置(直営(自治体担当部署を含む)に配置)	6	33%	} 1～3の合計 9自治体 (50%)
2専門性の高い職員の配置(委託先に配置)	3	17%	
3専門性の高い職員の配置(直営+委託先に配置)	0	0%	
4相談窓口の対応日時の拡充による体制整備	8	44%	
5虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保	1	6%	
6その他	4	22%	
無回答	0	0%	
合計	22	122%	

※割合は表7-16で「実施した」と回答した18自治体に対する割合

②具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等（抜粋）

具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等については、以下のような記載が寄せられた。

<具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等（抜粋）>

【専門性の高い職員の配置】

・障害者虐待の対応について市町村からの相談に応じ、依頼があれば専門職派遣の調整を行っている。また、市町村が実施する研修や障害者虐待防止の取組に対する相談、講師派遣を行うなど、市町村における虐待防止体制の整備を支援している。

【相談窓口の対応日時の拡充による体制整備】

・障がい者に対する全般的な相談窓口である「障がい者 110 番」を設置している。平日は常設の窓口として設置し、夜間や休日は携帯電話により相談対応を行っている。
 ・障がい者権利擁護センターの相談窓口機能として、夜間や休日でも通じる携帯電話を設置し、窓口機能の強化を行っている。

③ 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、「4. 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ」が10自治体(56%)で最も多く、「3. 庁内外関係部署・機関の虐待対応力が向上した(9自治体(50%))」、「5. 専門的、広域的観点から有効と思われる障害者虐待防止や対応策等を講じることにつながった(9自治体(50%))」が続いている(表7-19)。

表7-19 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

	回答数	割合
1 庁内外関係部署・機関からの相談・通報件数が増加した	6	33%
2 住民からの相談・通報件数が増加した	5	28%
② 3 庁内外関係部署・機関の虐待対応力が向上した	9	50%
① 4 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ	10	56%
② 5 専門的、広域的観点から有効と思われる障害者虐待防止や対応策等を講じることにつながった	9	50%
6 市町村・圏域の社会資源開発・創出が進んだ	0	0%
7 緊急時に一時保護できる施設を確保することができた	0	0%
8 年齢、障害種別、医療的ケアの内容等多様な事例に応じられる施設を確保できた	0	0%
9 その他	1	6%
10 特になし・今後検討予定・不明	2	11%
無回答	0	0%
合計	42	233%

※割合は表7-16で「実施した」と回答した18自治体に対する割合

2) 「地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備」について

① 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

「地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備」について「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組をみると、「1. 庁内外関係部署・機関、住民等による連絡協議会の整備（14自治体（64%）」、「2. 専門性の高い人材や機関による支援体制の整備（12自治体（55%）」となっている（表7-20）。

表7-20 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

	回答数	割合
1 庁内外関係部署・機関、住民等による連絡協議会の整備	14	64%
2 専門性の高い人材や機関による支援体制の整備	12	55%
3 その他	1	5%
無回答	0	0%
合計	27	123%

※割合は表7-16で「実施した」と回答した22自治体に対する割合

② 具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等（抜粋）

具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等については、以下のような記載が寄せられた。

<具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等（抜粋）>

【庁内外関係部署・機関、住民等による連絡協議会の整備】

- ・障がい者に係る虐待防止等の取組を進めるため「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる県づくり条例推進協議会」を設置し、関係機関等の協力体制の整備及び充実強化等、障がい者虐待防止等に係る取組の推進を図る。
- ・障害者差別解消・虐待防止連絡会議を開催し、関係機関及び団体等の相互の連携強化を図っている。
- ・障がい者虐待防止対策連携会議は、各市町村・県警・労働局の実務担当者による会議であり、できるだけ年度当初に日程調整を行い、関係機関の連携や直近の事案等の共有による意識統一を図っている。

【専門性の高い人材や機関による支援体制の整備】

- ・県及び市町村の権利擁護センターにおける対応困難ケースについて、専門的な立場からの支援を行うため、県社会福祉士会への委託により、弁護士や社会福祉士を派遣する体制を整備している。
- ・虐待事案発生時、専門の有資格者（弁護士）からの助言が必要な場合、相談を実施・相談内容について、虐待対応が済んだ事案についても相談を実施し、適切な虐待事案対応の方法を検証
- ・弁護士と福祉職で構成する虐待対応専門職チームを市町に派遣する事業について、市町が躊躇せず派遣を受けられるよう、派遣費用を全額県で負担している。
- ・弁護士及び社会福祉士で構成する専門職チームが市町村等に対し、相談・助言活動及び事例検討会や情報交換会を通し、専門的な見地から助言を行う。県内を6ブロックに分け、各ブロックに弁護士及び社会福祉士を配置することで、全県に専門職チームを派遣できる体制を整備している。
- ・障害者虐待の問題に関する専門性を強化するため、法的な専門的助言を得る体制を確保するものである。なかでも市町村は、障害者虐待防止や権利擁護を積極的に支援する必要があるが、そのノウハウの蓄積が十分でない市町村が多く専門的知識が不足していることから、法的検討を要する困難事例の相談窓口を設置するものである。

③ 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、「4. 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ」が19自治体(86%)で最も多く、「3. 庁内外関係部署・機関の虐待対応力が向上した(14自治体(64%))」、「5. 専門的、広域的観点から有効と思われる障害者虐待防止や対応策等を講じることにつながった(10自治体(45%))」が続いている(表7-21)。

表7-21 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

	回答数	割合
1 庁内外関係部署・機関からの相談・通報件数が増加した	5	23%
2 住民からの相談・通報件数が増加した	3	14%
② 3 庁内外関係部署・機関の虐待対応力が向上した	14	64%
① 4 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ	19	86%
③ 5 専門的、広域的観点から有効と思われる障害者虐待防止や対応策等を講じることにつながった	10	45%
6 市町村・圏域の社会資源開発・創出が進んだ	0	0%
7 緊急時に一時保護できる施設を確保することができた	0	0%
8 年齢、障害種別、医療的ケアの内容等多様な事例に応じられる施設を確保できた	0	0%
9 その他	1	5%
10 特にない・今後検討予定・不明	0	0%
無回答	0	0%
合計	52	236%

※割合は表7-16で「実施した」と回答した22自治体に対する割合

3) 「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修」について

① 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修」について「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組をみると、「障害者虐待事例の検討(事例検討会)の実施(6自治体(17%))」、「障害者虐待事例研修の実施(30自治体(86%))」となっている(表7-22)。

表7-22 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

	回答数	割合
1障害者虐待事例の検討(事例検討会)の実施	6	17%
2障害者虐待事例研修の実施	30	86%
3その他	6	17%
無回答	0	0%
合計	42	120%

※割合は表7-16で「実施した」と回答した35自治体に対する割合

②具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等(抜粋)

具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等については、以下のような記載が寄せられた。

<具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等(抜粋)>

【障害者虐待事例研修の実施】

- ・事業者が研修を受ける機会を確保するため、多くの事業者の参加が見込まれる集団指導と同日に研修を開催している。
- ・県主催の研修会では、行政職員や障がい福祉サービス事業所等の職員がグループとなり、事例検討等の演習をする講義を盛り込み、参加者同士が意見交換できる研修としている。また、障がいのある方への人権擁護の取組を進めるため、障害者差別解消法についての講義もあわせて行っている。
- ・平成24年度から県障害者虐待防止・権利擁護研修を実施(年1回2日間)。県外から講師を招き、先駆的な取組や実践例を紹介いただいた。その他、平成24年度から平成28年度まで、障害福祉サービス事業所等を対象として施設における障害者虐待を考える事例検討会を実施。応用行動分析学についての講義と演習を行い、問題行動への対応と問題行動に至らないための具体的な支援方法を周知する機会とした。
- ・依頼があれば、事業所へ出向き、研修を実施している。
- ・県研修を受講した法人に対し、事業所内で復命研修を実施したか否かの報告を求め、事業所内部研修の実施を促している。

③ 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、「3. 庁内外関係部署・機関職員の虐待対応力が向上した」が27自治体(77%)で最も多く、「4. 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ(22自治体(63%))」、「1. 相談・通報・届出件数が増加した(19自治体(54%))」が続いている(表7-23)。

表7-23 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

	回答数	割合
③ 1 庁内外関係部署・機関からの相談・通報件数が増加した	19	54%
2 住民からの相談・通報件数が増加した	4	11%
① 3 庁内外関係部署・機関の虐待対応力が向上した	27	77%
② 4 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ	22	63%
5 専門的、広域的観点から有効と思われる障害者虐待防止や対応策等を講じることにつながった	14	40%
6 市町村・圏域の社会資源開発・創出が進んだ	1	3%
7 緊急時に一時保護できる施設を確保することができた	0	0%
8 年齢、障害種別、医療的ケアの内容等多様な事例に応じられる施設を確保できた	0	0%
9 その他	1	3%
10 特にない・今後検討予定・不明	0	0%
無回答	0	0%
合計	88	251%

※割合は表7-16で「実施した」と回答した35自治体に対する割合

4) 「障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業」について

① 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

「障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業」について「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組をみると、「1. 地域における相談窓口に関する広報・周知の実施」と「3. 障害者の権利擁護等に関する普及啓発事業の実施」が同数で17自治体(85%)、「2. 障害者虐待が疑われる事例に関する相談・通報義務に関する広報・周知の実施(13自治体(65%))」、となっている(表7-24)。

表 7-24 「対策支援事業補助金」を活用して実施している取組(MA)

	回答数	割合
1地域における相談窓口に関する広報・周知の実施	17	85%
2障害者虐待が疑われる事例に関する相談・通報義務に関する広報・周知の実施	13	65%
3障害者の権利擁護等に関する普及啓発事業の実施	17	85%
4その他	0	0%
無回答	0	0%
合計	47	235%

※割合は表7-16で「実施した」と回答した20自治体に対する割合

②具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等(抜粋)

具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等については、以下のような記載が寄せられた。

<具体的な取組内容や取組を進めるにあたっての工夫等(抜粋)>

- ・平成24年度から市町村、障害福祉サービス事業所等、一般県民等と年度によって対象者を変え、フォーラム、研修会、映画上映等を実施している。今年度は2月に一般県民を対象とした講演会を実施する予定。
- ・県の包括連携協定企業へリーフレットの掲出し、住民に対しての相談窓口の周知、障害者の権利擁護等に関する普及啓発を行っている。
- ・県権利擁護センター職員が県立特別支援学校へ出向き、在籍児に対して虐待啓発授業(虐待の種類やSOSの出し方等)を実施するとともに、次年度以降は学校教諭による同様の啓発授業を実施してもらうように依頼している。
- ・毎年11月を「家庭から暴力をなくすキャンペーン期間」とし、児童虐待及びDVを担当している部署と連携し、広報・啓発活動を実施している。

③ 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、各項目間での大きな違いはみられなかった(表 7-25)。

表 7-25 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

	回答数	割合
1庁内外関係部署・機関からの相談・通報件数が増加した	7	35%
2住民からの相談・通報件数が増加した	8	40%
3庁内外関係部署・機関の虐待対応力が向上した	8	40%
4庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ	6	30%
5専門的、広域的観点から有効と思われる障害者虐待防止や対応策等を講じることにつながった	2	10%
6市町村・圏域の社会資源開発・創出が進んだ	0	0%
7緊急時に一時保護できる施設を確保することができた	0	0%
8年齢、障害種別、医療的ケアの内容等多様な事例に応じられる施設を確保できた	8	40%
9その他	3	15%
10特にない・今後検討予定・不明	4	20%
無回答	0	0%
合計	46	230%

※割合は表 7-16 で「実施した」と回答した 20 自治体に対する割合

5) 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)

(「これまでに「対策支援事業補助金」を活用して実施したところのある取組(MA)」別)

「これまでに「対策支援事業補助金」を活用して実施したところのある取組(MA) (以下「対策支援事業補助金」を活用した取組) いう。)」別に「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、以下のような結果が読み取れる(表7-26)。

- ・「対策支援事業補助金」を活用した取組の「合計」の回答をみると、「3. 庁内外関係部署・機関の虐待対応力の向上」が最も多く、「4. 庁内外関係部署・機関との連携や協力の促進」、「1. 庁内外関係部署・機関からの相談・通報件数が増加」、「5. 専門的、広域的観点から有効と思われる障害者虐待防止や対応策等の検討」が続いている。
- ・なかでも「2. 連携協力体制の整備」及び「3. 研修」は、「3. 庁内外関係部署・機関の虐待対応力の向上」及び「4. 庁内外関係部署・機関との連携や協力の促進」に効果があると考えている自治体の数が多い。
- ・また「3. 研修」は、「1. 庁内外関係部署・機関からの相談・通報件数の増加」に効果があると考えている自治体の数が多い。

表 7-26 「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA) × 「これまでに「対策支援事業補助金」を活用して実施したところのある取組(MA)」

これまでに「対策支援事業補助金」を活用して実施したところのある取組(MA) ※「5. その他障害者虐待防止に資する事業」を除く	1 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備	2 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	3 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修	4 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	合計
「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)					
1 庁内外関係部署・機関からの相談・通報件数が増加した	6	5	③ 19	7	③ 37
2 住民からの相談・通報件数が増加した	5	3	4	8	20
3 庁内外関係部署・機関の虐待対応力が向上した	② 9	② 14	① 27	8	① 58
4 庁内外関係部署・機関との連携や協力が進んだ	① 10	① 19	② 22	6	② 57
5 専門的、広域的観点から有効と思われる障害者虐待防止や対応策等を講じることにつながった	② 9	③ 10	14	2	④ 35
6 市町村・圏域の社会資源開発・創出が進んだ	0	0	1	0	1
7 緊急時に一時保護できる施設を確保することができた	0	0	0	0	0
8 年齢、障害種別、医療的ケアの内容等多様な事例に応じられる施設を確保できた	0	0	0	8	8
9 その他	1	1	1	3	6
10 特になし・今後検討予定・不明	2	0	0	4	6
無回答	0	0	0	0	0
合計	42	52	88	46	228
「これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組内容(MA)」で「取組実績あり」と回答した自治体数(表7-2-3-1)から「5. その他障害者虐待防止に資する事業(5)」を除いた数	18	22	35	20	95

※各取組(縦列)及び全体の合計における順位: 第1位: ①、第2位: ②、第3位: ③

※「「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果(MA)」のうち、無回答は除く。

※「これまでに「対策支援事業補助金」を活用して実施したところのある取組(MA)」のうち、回答に違いがみられなかった「4. 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業」の順位付けは省略。

また、「5. その他」は回答数が少なかったことから、記載を省略。

(4) 今後、「対策支援事業補助金」を活用して取り組みたいこと

「今後、「対策支援事業補助金」を活用して取り組みたいこと」をみると、特に、「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修」に関する回答がほぼ全数を占めており、対象、頻度、内容、開催方法等に工夫をこらし、市町村職員の虐待対応力や施設従事者職員の資質向上に向けた支援を行う意向の高いことがうかがえる。

<今後、「対策支援事業補助金」を活用して取り組みたいこと（抜粋）>

【市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修】

<対象>

- ・新任の市町村障害者虐待対応職員を対象とした研修を実施すること
- ・遠方や職員数の少ない等の理由で研修への出席が難しい施設・事業所の職員に対する研修機会を確保すること。
- ・事業所からの出張研修のニーズが高いため、開催回数を増やしていきたい。

<頻度>

- ・次年度予定されている国の障害者虐待・権利擁護指導者養成研修のプログラム変更に基づいて、県障害者虐待・権利擁護研修の研修内容を見直すこと
- ・県障害者虐待防止・権利擁護研修会の複数開催
- ・本県は離島が多いため、巡回での研修（2時間程度）の回数を増やすとともに、本庁で開催する研修と同レベル（終日）の研修を開催できるようにしたい。

<内容、開催方法等>

- ・障害者虐待事例の検討（事例検討会）の実施
- ・次年度予定されている国の障害者虐待・権利擁護指導者養成研修のプログラム変更に基づいて、県障害者虐待・権利擁護研修の研修内容を見直すこと

7-3. 「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体対象としたヒアリング調査

7-3-1. ヒアリング調査実施概要

(1) 調査目的

先に実施したアンケート調査結果をもとに、「対策支援事業補助金」の活用による障害者虐待防止に向けた体制整備や取組の工夫、課題、効果等が他自治体の参考になると考えられる自治体に対してその取組内容や工夫、課題、当該補助金の活用による効果等を聞き取り、他自治体に参考となる情報のとりまとめを行う。

(2) 調査対象

先に実施したアンケート調査結果とともに、以下の「ヒアリング調査候補先選定の視点」をもとに、ヒアリング調査目的に沿う取組を行っている自治体に調査協力を依頼した。

【ヒアリング調査候補先選定の視点】

- ①「地域生活支援促進事業実施要綱（障発第 0801002 号）（平成 31 年 3 月 28 日）」－「障害者虐待防止対策支援事業」の事業目的として記載されている「障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等」に資すると考えられる取組について、当要綱で例示されている項目 1～4 ごとに、他の自治体の参考となる取組を抽出する。
- ②上記で抽出した自治体の中から人口規模（町村、一般市、中核市、指定都市）が偏らないように留意してヒアリング先を選定する。

【ヒアリング調査協力先】

上記「ヒアリング調査候補先選定の視点」をもとに、ヒアリング調査目的に沿う取組を行っている自治体に調査協力を依頼した（合計 4 市町）。

《ヒアリング調査協力先に関する基礎情報》

	自治体	人口規模	自治体区分	対策支援事業補助金で例示されている項目のうち、 ア. 各自治体を実施している項目（○）、 イ. アのうち、本報告書で紹介している取組（◎）			
				1 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備	2 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	3 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修	4 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業
1	A町	約1.5万人	町村	◎ (p. 114)	—	—	—
2	B市	約3.7万人	一般市	◎ (p. 116)	○	◎ (p. 117)	○
3	C市	約5万人	一般市	○	○	◎ (p. 119)	◎ (p. 119)
4	D市	約23万人	中核市	◎ (p. 121)	◎ (p. 122)	—	—

※自治体や事例、取組の特定を避けるため、本報告書では非公表とする。

（3）調査期間

令和2年1月

（4）調査手法

事前に質問項目を送付し、ヒアリング調査当日、訪問による聞き取りを行った。

7-3-2. ヒアリング調査結果概要

7-3-2-1. A町（人口約1.5万人）

(1) A町における、障害者虐待防止を進めるうえで特徴的な取組

- ・「虐待防止対策支援事業補助金」を活用した、障害福祉担当部署への専門職の配置。
- ・障害者や家族の孤立防止、困りごとの早期発見、虐待の未然防止。特に、当町周辺地域に複数ある精神科病院からの地域移行者の増加により、精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者で在宅者が、年々増加している。こうした精神障害者や家族の孤立防止や困りごとの早期発見を重視している。

(2) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用した取組の概要

1) 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備：専門性の高い職員の配置

①事業の開始年度、補助金活用の開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始年度：平成24年度 ・補助金活用の開始年度：平成24年度
②人数	1名
③職種	社会福祉士、相談支援専門員（平成24～30年度）、保健師（平成31年度～）
④配属先	町障害福祉担当部署
⑤配置の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度まで：町直営で地域活動支援センターを運営しており、同センターに専門職（社会福祉士、相談支援専門員）が1名配属されていた。 ・平成24年度から：同センターの指定管理化とともに、補助金を用いて虐待対応専門職として町で採用した。 ・平成30年度、当専門職が退職となり、平成31年度より現在の専門職（保健師）が配属となった。
⑥担当業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障害者虐待防止センターの業務補助（相談・通報受理、支援・助言、広報・啓発） ・当業務の一環として、精神保健福祉担当部署が主担当である、精神障害者や家族を対象とした居場所（週2回、町独自事業）に同席（後述）。 ◆精神障害者やその家族を対象とした居場所◆ ・目的：障害者、家族の困りごとの相談、助言、居場所や関係づくりを通じた孤立防止、障害者虐待の未然防止、早期発見 ・担当部署：精神保健福祉担当部署 ・開始年度：平成21年度 ・対象：精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者、その家族 ・開催日時：月曜日・水曜日の午後2時間。 ・開催場所：社会福祉協議会の多機能型事業所の一室で開催 ・利用者（申込者）：12名（平成30年度）。平均約5名/日。 ・参加しやすくするための工夫： <ul style="list-style-type: none"> －送迎の実施 －広報誌への掲載 －地区担当保健師から利用者本人や家族へのアプローチ

(3) 障害者虐待防止を効果的に進めるための工夫等

【庁内外関係部署・機関との連携・協力・情報共有】

- ・障害者や家族が抱える困りごとの早期発見、アプローチができるよう、精神保健福祉担当部署や地域包括支援センター、地域活動支援センター等、庁内外関係部署・機関との連携・協力・情報共有を密に行っている。

(4) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用したことによる効果

【課題の早期発見、専門的な支援の実現】

- ・障害福祉担当部署には専門職の配置規定がなく、専門職を窓口配置することが難しかった。しかし、当補助金を活用して専門職を相談窓口配置できたことで、課題のある世帯の把握がしやすくなったと思う。
- ・障害福祉担当部署としては、専門職がいる安心感がある。また、行政職は3年等で異動があるが、同専門職は非常勤職員として採用しているため、異動がないこともメリットと思われる。

(5) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題・意見等

【制度理解のための情報提供】

- ・「地域生活支援促進事業実施要綱」では「専門性の高い職員」との記載があるが、障害者虐待についての専門性の高い職員となると、現実にどのような人が該当するのかイメージが難しい。保健師で障害者虐待の研修を受けている人でいいのか、障害者虐待についての実務経験がある人でないといけないのか……。どのような人であれば該当するか、もう少し具体的な情報(例示)がほしい。
- ・町村では障害者虐待についての研修を実施するのはハードルが高い。対象を誰にするかで内容が変わってくる。実施しても町村で行うとなると参加者が集まるか不安である。「〇〇を対象とした△△研修」といった研修の例があればほしい。

7-3-2-2. B市（人口約3.7万人：一般市）

(1) B市における、障害者虐待防止を進めるうえで特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会に権利擁護センターを委託し、児童から高齢者、障害者等、市民の相談をワンストップで受け付け、多問題を抱える家庭に対する支援の実施 ・「虐待防止対策支援事業補助金」を活用した、権利擁護センターへの専門職の配置。 ・専門職団体等の協力による、専門的な観点からの事例対応、権利擁護の仕組みづくり ・権利擁護支援センターによる重篤ケースの管理、ケース及びケース対応の蓄積による、障害者虐待の未然防止や再発防止、関係者の支援の質の向上 ・市内事業所との顔のみえる関係づくり・人材育成、障害者虐待の早期発見

(2) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用した取組の概要

1) 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備：専門性の高い職員の配置

①事業の開始年度、補助金活用の開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始年度：平成26年度 ・補助金活用の開始年度：平成26年度
②人数	1名
③職種	社会福祉士（平成26年度～）
④配属先	権利擁護センター（市社会福祉協議会（以下「市社協」という。））
⑤配置の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度：在宅介護医療連携を進める部署（トータルサポートセンター準備室）が発足。当時から、以下の方針で取組を進める。 <ul style="list-style-type: none"> －高齢者、医療に限定せず、市の地域包括ケアを推進する。 －児童、高齢、障害等、在宅、多問題を抱える家庭に対する支援を行う。 －ワンストップで受け付ける相談窓口を設ける。 －従前より、高齢者及び障害者虐待に対するアドバイザー会議（学識者、弁護士、社会福祉士等による仕組みの検討や事例対応に関する助言の場）を一体的に運営する。 ・平成25年12月～平成26年3月：市で権利擁護を進める体制構築に向けた検討会→以下の理由で市社協への権利擁護センター委託が決定。 <ul style="list-style-type: none"> －市社協では、すでに地域包括支援センターを受託していた（その後、生活困窮者自立支援事業も受託）。 －すでに市社協で権利擁護センターを受託している他自治体の体制や取組を参考に、権利擁護センター機能として専門性及び市との連携・役割分担を重視（多問題・複合ケースの調整、進捗管理、ケース及びケース対応の蓄積、人材育成、市も責任をもつ） ・平成26年度：権利擁護センターにて専門職（社会福祉士）を採用、配置。
⑥担当業務	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に関する相談・通報受理、庁内外関係部署・機関との連絡調整等 ・障害者虐待： <ul style="list-style-type: none"> －市虐待防止センター機能（相談・通報受理、支援・助言、広報・啓発） －多問題・複合ケースの調整、進捗管理、ケース及びケース対応の蓄積 －庁内外関係部署・機関との連絡調整（支援検討委員会の運営等） ・人材育成 <ul style="list-style-type: none"> －市内高齢及び障害福祉関係事業所職員に対する研修や事例研究の実施 ・広報・啓発： <ul style="list-style-type: none"> －市民に対する相談会の開催 等

2) 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修：庁内外関係部署・機関に対する事例の検討・研修の実施

i. 権利擁護事例検討会（権利擁護事例研究会）

①事業の開始年度、補助金活用の開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始年度：平成 26 年度 ・補助金活用の開始年度：平成 26 年度
②経緯・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・もともと地域包括支援センターが市内高齢福祉事業所を対象に行っていた取組。 ・権利擁護センター発足を機に、広く権利擁護に対応できる市の仕組みの構築、庁内外関係部署・機関の関係づくり、市内事業所の資質向上をめざす。
③対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内高齢及び障害福祉サービス事業所（施設も含む）職員のうち希望者（登録者） ・各種相談窓口の担当者 ・市職員、専門職団体、市民後見人等
④内容	<ul style="list-style-type: none"> ・月 1 回 ・登録者が抱えている困難事例や実際に対応した事例を募り、事例及び対応の検討を行う。 ・必要に応じて支援検討委員会に諮り、事例対応に関する助言を得ることもある。 ・年に複数回、現在の制度説明等、ミニ講義の回を設けることもある。 <p>権利擁護事例検討会のテーマ例：</p> <ul style="list-style-type: none"> －「在宅は難しいが、在宅生活を希望する末期がん患者のターミナルケア」 －「認知症高齢者夫婦と孫（知的障害者）の世帯全体を考えた支援について」 －「家族との関係が悪い精神障害者の自立支援について」 等
⑤参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、約 40 名が登録。他、各種相談窓口の担当者、市職員、専門職団体等。

ii. 権利擁護研修会（障がい者権利擁護研修会）

①事業の開始年度、補助金活用の開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始年度：平成 30 年度 ・補助金活用の開始年度：平成 30 年度
②経緯・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市内障害福祉サービス事業所に対して、障害者虐待防止法及び虐待防止の取組の必要性についての理解を深めることをめざす。 ・初年度は、県内他自治体で発生した就労継続支援事業所で発生した大量解雇の事例を機に、権利擁護の視点も含め就労支援事業所における虐待防止及び取組に関する理解促進をめざす。 ・次年度は、事業所の質の向上のため、持ち帰りのできる研修内容とし、事業所での虐待防止に関する研修等に取り組めるように工夫する。
③対象	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 <ul style="list-style-type: none"> －市内就労継続支援事業所（A 型・B 型）の管理者・職員 －相談支援専門員、特別支援学校等関係者、親の会等（自立支援協議会部会を活用し幅広い分野の参加者が集まる） ・平成 31 年度 <ul style="list-style-type: none"> －市内障害福祉サービス事業所の管理者、サービス管理責任者 －相談支援専門員 等
④内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回 ・講義、グレーゾーン等事例をもとにしたグループワーク等
⑤参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度、令和元年度：いずれも約 25 名

(3) 障害者虐待防止を効果的に進めるための工夫等

【研修内容の企画、研修参加者を集めるための工夫】

- ・権利擁護事例研究（以下「事例研究」という）で用いる事例は、今まさに悩んでいる事例もあれば、実際に対応した事例についてのふりかえりの場合もある。登録者に事例の提供をお願いしているが、テーマによっては提供事例が少なかったり、事例や提供する事業所が偏る場合もある。テーマ設定と事例の収集が難しく、どのようなことを知りたいかアンケートをとって研修企画を進めている。
- ・事例研究の参加者を増やすために、年度初めに年間スケジュールを配布し、予定してもらいやすくしている。
- ・権利擁護センターが取組を開始した初期の頃は参加者がかなり少なく、さまざまな部署・機関に出向いて声かけを行ったり、地域生活支援センターから施設に対し、事例研究や研修会への参加への声かけをしてもらったりしている。
- ・事例研究や研修会への声かけ時には、施設や事業所で事例を抱え込まず、虐待疑いやそれ以前のグレーゾーンの状態であっても相談してほしいことを伝えている。

(4) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用したことによる効果

【専門的・継続的な支援の実現】

- ・特に障害のある方がいる家庭への支援は長い年月が必要になる。そのため、専門職による継続的な支援が求められ、そのための仕組み、体制構築が重要である。
- ・行政職員の場合、異動があるが、専門職のいる機関に委託することで、専門的、継続的な支援が可能となる。また、当市の場合、権利擁護センターを児童、高齢、障害のワンストップ窓口と位置付けているため、多問題を抱える複雑なケースにも多面的な支援が可能となる。
- ・行政職員が虐待対応の判断をする上で、専門職から専門的な観点から助言、サポートが得られ、迅速な対応が望める。

【再発防止、人材育成】

- ・権利擁護センターには多問題・複合ケースの調整、進捗管理、ケース及びケース対応の蓄積、庁内外関係部署・機関や専門職団体との調整等の役割を担ってもらっている。特に重度ケースの進捗管理は、継続的な支援の実施による再発防止に寄与していると考えられる。また、ケース及びケース対応の蓄積は、行政及び市内関係事業所の支援の質の向上にもつながっている。

【早期発見・迅速な虐待対応の実現】

- ・事例研究では、市内関係事業所の顔の見える関係づくり、気軽に参加できる関係づくりが進んでいる。特に、介護支援専門員（ケアマネジャー）等は、その後の家族との関係悪化を危惧して、通報に踏み切れないこともあったという。しかし事例検討会で事例を聞いたり、顔の見える関係性を構築することで、早い段階で「相談」しておいたほうがよいという認識をもってもらえるようになった。

(5) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題・意見等

- ・当市では権利擁護センターが行う権利擁護・虐待防止の取組が定着しているため、その取組にあう補助金の項目がないかという観点で探している。
- ・補助金があるからこそ現在の取組ができていると思う。補助金がなく、市が全額負担となると、現状の費用を捻出するのは財政上難しく、機能削減につながるかもしれない。

7-3-2-3. C市（人口約5万人：一般市）

(1) C市における、障害者虐待防止を進めるうえで特徴的な取組

- ・市として推進している「地域共生社会」づくりの一環として、障害者虐待防止分野においても「誰もが住みやすい地域づくり」や「相互理解の促進」を重視。
- ・特に、当事者や家族、施設・事業所職員をはじめ、地域住民による障害者虐待防止の理解や権利擁護意識の醸成の積み重ね、風通しのよい（第三者の目が入る）環境づくり、市内施設・事業所の支援の質の向上等が重要と考えている。

(2) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用した取組の概要

1) 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修：市内事業所・当事者や家族に対する研修の実施

2) 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発の実施

①事業の開始年度、補助金活用の開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始年度：平成 25 年度 ・補助金活用の開始年度：平成 27 年度
②経緯・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市として推進している「地域共生社会」づくりの一環として、障害者虐待防止分野においても「誰もが住みやすい地域づくり」や「相互理解の促進」を重視している。 ・障害者虐待においては、第三者の目を入れることが非常に重要。養護者による虐待、施設従事者虐待いずれも、虐待被虐待者、虐待者とも、日々の支援に埋もれて気付かないことがある。その気付きを促すことが重要。 ・そのため、講演会、事例検討会ともに、施設・事業所職員に限らず、必ず一般の方にも参加してもらう形式としている。
③対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内障害福祉施設・事業所職員 ・一般住民、当事者、家族、民生委員 等
④内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年 2 回（講演会、事例検討会各 1 回） ・講演会、事例検討会ともに、テーマの企画は自立支援協議会の権利擁護部会。
⑤参加者数	<p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会：121 名 ・事例検討会：48 名

(3) 障害者虐待防止を効果的に進めるための工夫等

【共生社会や権利擁護意識の醸成】

- ・当事者や家族、施設・事業所職員をはじめ、地域住民が障害のある人の自立支援の促進及び障害への理解を深め、相互に尊厳ある地域生活の実現を図るための地域づくりという意識の醸成が重要である。
- ・そのため、講演会では当事者や家族の立場からの話を依頼する。事例検討会ではグループワーク形式で架空の2事例を検討している。多様な視点から検討を行えるよう、意図的に立場（住民、施設・事業所職員等）を混在させている。

【研修への参加を促すための事業所への訪問（県実地指導への同席）】

- ・市は事業所の指定権者ではないため、気になる事業所であっても実態を知る機会がない。そのため、最近では県の実地指導に同席させてもらうよう、依頼した。特に研修への参加が少ない（難しい）事業所や改善を促したい事業所に対しては、何かの機会を利用しての訪問も重要である。

(4) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用したことによる効果

【市内事業所全体の支援の質の底上げ・関係づくり】

- ・小規模事業所や遠方の事業所は、研修に参加したくても日々の業務で人を割けないため、どうしても研修に出席することが難しい。そのため、市で研修を実施することで、小規模事業所における研修参加機会を確保できるといえる。このような取組を通じて、市内事業所全体の支援の質の底上げを図りたい。
- ・このような取組が、市内の事業所同士の顔の見える関係づくりにつながっている。

【事業所間での顔の見える関係づくり】

- ・講演会、事例検討会のテーマを企画する自立支援協議会の権利擁護部は、市内の障害福祉事業所や特別支援学校等を含む市内約20の部署・機関で構成している。
- ・昨年度からは、権利擁護部会員の施設・事業所を借りて権利擁護部会を開催している（事業所の見学+研修）。このような取組を通じて、第三者の目が入ることに対する事業所の抵抗感が低くなること、そのような事業所が増えることを期待したい。
- ・また、権利擁護部会員同士で、自主的に相互の事業所での人事交流や視察、研修への参加も進められている。このような取組を通じて、市内の事業所同士の連携や支援の質の向上につながっていくことを期待したい。

(5) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題・意見等

- ・当市の場合、もともと障害者虐待防止や権利擁護に関する取組を行っていて、補助金をうまく活用していると思う。補助金があるから取組をしているというわけではない。
- ・補助金の効果は明確には分からなからしい。ただ、補助金がなければ、取組は縮小するのではないかと思う。研修も普及・啓発もしなくなると、障害者虐待防止や権利擁護に関する関心は低くなるのではないか。

【事業所の研修参加に対するインセンティブの検討】

- ・小規模事業所や遠方の事業所は、研修に参加したくても難しい。そのような事業所が研修に参加すると報酬や加算がつくような仕組みを構築したり、市から講師派遣をするようにすると、小規模事業所や遠方の事業所の研修参加も促進されるのではないか。

7-3-2-4. D市（人口約23万人：中核市）

(1) D市における、障害者虐待防止を進めるうえで特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・「虐待防止対策支援事業補助金」を活用した、施設に一時保護を受け入れてもらいやすくするための仕組みの整備（費用の補填）。 ・「虐待防止対策支援事業補助金」を活用した、継続的な支援が必要な家庭への訪問及び個別支援会議の実施。
--

(2) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用した取組の概要

1) 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備：一時保護のための居室の確保

①事業の開始年度、補助金活用の開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始年度：平成25年度 ・補助金活用の開始年度：平成26年度
②経緯・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・当市では、「虐待防止対策支援事業補助金」を活用して、一時保護のための居室の確保を実施している。その際、障害種別や特性に応じた施設を選択し、受入先においても障害者が安心して過ごせる環境を確保することを重視している。 ・そのために、施設側に受け入れてもらいやすくする仕組みの整備（費用の補填）も重要と考えた。：保護期間中に必要とする被服、日用品その他生活に必要な物品の購入、通院の付き添い等、必要に応じた支援 ・定員超過特例加算などとは別のインセンティブとして、補助金を活用して7千円/日を上乘せしている。※上限2週間
③確保している居室数、障害種別	<ul style="list-style-type: none"> ・6事業所と契約（身体障害：1、知的障害：4、精神障害：2）（平成30年度末時点）。 ・年間を通した居室確保ではなく、事案発生時に受け入れ可否等の相談を行っている。 ・被虐待者を探されないようにするという観点から、契約している事業所は市内外を問わない。
④居室の一時利用が適切と考える事例の傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者虐待における利用者が多い。 ・養護者との分離により、生活支援や経済的支援が途絶えしまうケースが多い。そのため20歳代以下の被虐待者は、次の生活のめどを立てる（生活資金や生活場所の確保）ための検討期間が必要となるため、保護の期間が長くなる傾向がある。 ・加害者側にレスパイトが必要なケースもある。 ・障害種別でみると、毎年度、知的障害者の利用が一定数ある。
⑤利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度～平成30年度：いずれも約5名

2) 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備：継続的な支援が必要な家庭への訪問及び虐待ケース検討臨時会議の実施

①事業の開始年度、補助金活用の開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始年度：平成 26 年度 ・補助金活用の開始年度：平成 26 年度
②経緯・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法施行後、相談・通報・届出件数の急増により、市担当部署だけで虐待対応することが難しく、特に支援を必要とする緊急対応終了後の事案で、継続的な支援が必要なケースに対し、家庭全体（虐待者、被虐待者双方）の生活の立て直し及び再発防止に重点を置いた支援（相談支援専門員等による家庭訪問）を実施することにした。 ・また、継続的な支援が必要な家庭は複合的な課題を抱えていることが多いため、専門的な観点から支援方針を検討する場（後述）を設けた。
③事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問：本市における当事業の要綱で定める以下の世帯に対し、相談支援専門員等が家庭を訪問する（障害福祉サービスの利用の有無を問わない）。 <ul style="list-style-type: none"> －過去に虐待を受けたと認められる障害者の属する世帯 －障害者支援施設等に長期入所していた障害者が家庭に復帰した世帯 －上記以外にも、市長が必要と認める世帯 ・虐待ケース検討臨時会議：継続的な支援が必要な家庭に対する庁内外関係部署・機関及び専門職団体（弁護士、社会福祉士）による支援方針の検討を行う。
④利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問：平成 28 年度：1 件、平成 29 年度：4 件、平成 30 年度：0 件 <ul style="list-style-type: none"> －養護者である親が高齢の場合や障害者である場合など、通常の支援・サービスでは生活が成り立たないと思われるときに活用する「上乘せ」の支援であり、年に何十件もでてくるものではない。 －ただ、過去には頻回な訪問が必要なケースもあり、予算がなくなることもあった。支援の終結までに 1 年以上かかったケースもある。 －この支援の終結は、一定程度日常が落ち着いた場合や GH への入所など分離が行われた場合など。 ・虐待ケース検討臨時会議：平成 28 年度 1 件、平成 29 年度 1 件、平成 30 年度 0 件 <ul style="list-style-type: none"> －成年後見制度の活用等についてスムーズに対応できるようになり、専門員派遣の回数が減少している。

(3) 障害者虐待防止を効果的に進めるための工夫等

- ・いずれの取組も、虐待対応のみにフォーカスせず、虐待者、被虐待者問わず、生活の立て直しが必要な者・家族に対する生活の支援、それによる虐待の未然防止や再発防止を重視している。

(4) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用したことによる効果

【居室確保】

- ・虐待の未然防止・再発防止：一時保護期間中に、必要なサービスにつなげることで、被虐待者に複数の機関で見守りが可能となり再発防止に寄与している。
- ・施設の資質向上・環境醸成：緊急保護を繰り返す中で、対応職員のスキル向上や受入施設側も柔軟に対応できる環境が整ってきていると感じる。

【家庭訪問及び個別支援会議】

- ・虐待の未然防止・再発防止：複数の支援機関で見守りを実施することにより、障害者虐待について早い段階で察知することができ、未然防止につながっている。

(5) 「虐待防止対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題・意見等

- ・補助金の有無は事業計画・予算確保の重要な要素ではあると思うが、どちらかと言えば、市が取り組んでいる事業に補助金が使えれば当てはめるイメージである。補助金があるから取組をしているというわけではない。
- ・ただ、家庭訪問及び個別支援会議については、件数が読めないため、補助金の活用は難しい面もある。

7-4. 調査結果のまとめ

本事業では、「対策支援事業補助金」を活用することで、障害者虐待の未然防止や早期発見等に有効と思われる体制整備や取組の促進等について効果を上げている自治体に対して、その取組内容や工夫、課題等を聞き取り、他自治体に参考となる基礎資料を収集・整理することを目的に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

※令和元年度、実際に「障害者虐待防止対策支援事業」に申請、活用している自治体数は不明である。本調査の回答は、あくまで本調査にご協力いただいた自治体の回答をもとにした結果を整理したものであることについて、あらかじめご了解いただきたい。（再掲）

まずはアンケート調査結果を概観する。

(1) 「対策支援事業補助金」を活用した取組状況、効果、今後取り組みたいこと

- ・市町村：障害者虐待防止の体制整備や権利擁護に関する意識の醸成、普及・啓発等を通じた地域づくり
- ・都道府県：市町村及び施設従事者に対する研修を通じた虐待対応力向上の支援

①市町村

「対策支援事業補助金」を活用している市町村は、回答自治体（776）の32%（251自治体）であった（p.87）。

251自治体のうち、これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組内容をみると、「市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備」が173自治体（69%）で最も多く、「障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業（106自治体（42%）」、「地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備（85自治体（34%）」、「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修（70自治体（28%）」と続いていた（p.88）。

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、「庁内外関係部署・機関との連携や協力の促進」が最も多く、「早い段階での情報入手」、「複数の視点や立場からの情報や対応の検討」が続いている（「合計」欄。p.99）。

「今後、「対策支援事業補助金」を活用して取り組みたいこと」については、すべての取組について回答が寄せられている。特に、地域住民や自治体全体で障害者虐待防止に対する理解を促進することや、研修の対象、内容、開催方法等に工夫を凝らす回答が多くみられ地域に重点を置いた取組や体制整備を進める意向が高いことがうかがえる（p.100）。

②都道府県

回答自治体（36）の全ての都道府県で「対策支援事業補助金」を活用した取組が実施されていた。

36自治体のうち、これまでに「対策支援事業補助金」を活用した取組内容をみると、「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修」が35自治体（97%）で最も多く、「地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備（22自治体（61%）」、「障害者

虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業（20自治体（56%）」、「市町村障害者虐待防止センター及び都道府県権利擁護センターの体制整備（18自治体（50%）」と続いていた（p. 101）。

「対策支援事業補助金」を活用したことによる効果をみると、「庁内外関係部署・機関の虐待対応力が向上」が最も多く、「庁内外関係部署・機関との連携や協力の促進」、「庁内外関係部署・機関からの相談・通報件数が増加」、「専門的、広域的観点から有効と思われる障害者虐待防止や対応策等の検討」が続いている（「合計」欄。p. 110）。

「今後、「対策支援事業補助金」を活用して取り組みたいこと」をみると、特に、「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修」に関する回答がほぼ全数を占めており、対象、頻度、内容、開催方法等に工夫をこらし、市町村職員の虐待対応力や施設従事者職員の資質向上に向けた支援を行う意向の高いことがうかがえる（p. 111）。

（2）「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題（市町村）：「当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが難しい（思い浮かばない）」が最多（18%）

一方、「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見では、「当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが難しい（思い浮かばない）」が137自治体（18%）で最も多く、「事務手続きが煩雑、大変（84自治体（11%）」、「市区町村の金額負担が大きい（78自治体（10%）」が続いていた（「特になし（425自治体（55%）」を除く。）（p. 88）。

同回答を取組実績の有無別にみると、取組実績の有無によって、課題と感じる内容に差がみられた。具体的には、「取組実績なし」の自治体では「当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが難しい（思い浮かばない）」が61%と6割を超えていた（p. 89）。

さらに、同設問の「その他」に回答のあった46件の記載内容を加えると、「人手不足、新規事業を考えるのが困難」という課題を抱えていることが確認できた。

この設問の回答からは、以下のことが読み取れる

ア. 「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題として、当補助金活用の有無に関わらず、市町村は「制度側の課題（「市区町村の金額負担が大きい」、「事務手続きが煩雑」等）」と「自治体側の課題（人手不足、新規事業を考えるのが困難等）」の2つの課題を抱えていること

イ. 特に、「対策支援事業補助金」を活用していない市町村にとって、当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えること」のハードルが高いこと

上記アのうち、「制度側の課題」は、改善に向けた検討に取り組むことが求められる。一方、「自治体側の課題」については対応策の検討が必要である。

表 7-6 「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見(MA)×取組実績の有無別(再掲)

	回答数				割合				
	全数 (再掲)	内訳			全数 (再掲)	内訳			
		取組実績 あり	取組実績 なし	無回答		取組実績 あり	取組実績 なし	無回答	
制度側の課題	1 活用できる金額・範囲の制約が大きい	31	13	16	2	11%	15%	9%	18%
	2 市区町村の金額負担が大きい	78	31	46	1	29%	36%	27%	9%
	3 事務手続きが煩雑、大変	84	24	56	4	31%	28%	32%	36%
	4 審査期間が長い	4	3	1	0	1%	3%	1%	0%
自治体が抱える課題	5 当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが難しい(思い浮かばない)	137	23	105	9	51%	27%	61%	82%
	6 庁内関係部署・地域の関係機関からの理解や協力が得にくい	20	7	11	2	7%	8%	6%	18%
	7 都道府県からの協力や理解や協力が得にくい	6	3	3	0	2%	3%	2%	0%
	8 その他	46	15	29	2	17%	17%	17%	18%
合計	406	119	267	20	150%	138%	154%	182%	
割合の母数(自治体数)	270	86	173	11					

※割合は選択肢1~8のいずれかを回答した自治体数(全数及び取組実績あり・なし・無回答別)に対する割合

(3) 「自治体側の課題」解決に向けた対応策案①：市町村：障害者虐待防止に向けた体制整備や取組に関する、他自治体の情報収集、自分たちの体制整備や取組への当補助金の活用

「自治体側の課題」解決に向けた対応策案のうち、市町村が取り組む対応策の案として、以下の2つを期待したい。

- ア. 障害者虐待防止に向けた体制整備や取組に関する、他自治体の情報収集
- イ. 自分たちの体制整備や取組への当補助金の活用

上記は、ヒアリング調査結果から得られた示唆である。

今回ヒアリング調査に協力いただいた4自治体(市町)における「対策支援事業補助金」を活用した障害者虐待防止に向けた取組には、以下の共通点を確認することができた。

- ・ 障害者やその家族の生活を支援することを重視しており、その考えをベースに障害者虐待防止の取組を行っている。
- ・ もともと行っている障害者虐待防止に向けた取組に、「対策支援事業補助金」を活用している。
- ・ 「対策支援事業補助金」を活用した効果として、相談・通報・届出件数の増加といった直接的な効果はみられないものの、障害者虐待の未然防止や早期発見、再発防止、施設・事業所職員の支援の質の向上(底上げ)等を認識している。
- ・ いずれの自治体も、もともと各自治体で行っていた取組に当補助金を充てているが、当補助金がなくなり、自治体の全額自己負担になると、機能を縮小せざるを得ないと考えている。

また、本調査において実施したアンケート調査には、「対策支援事業補助金」を活用した市町村、施設・事業所向けに行っている多様な取組の概要が多く寄せられた(p. 102以降)。

さらに、「障害者虐待の未然防止策や早期発見、再発防止等に有効と考えられる取組等（「対策支援事業補助金」を活用の有無に関わらない）」にも、さまざまな回答が寄せられている（p. 148 以降）。

加えて、本事業において重篤事例対応を行った自治体へのヒアリング調査から得られた、特に施設・事業所に対する「研修」実施の効果から得られる示唆は大きい。施設・事業所種別に応じたテーマ設定、研修の実施方法等、法人・事業所、自治体ともに、その効果を認めている（p. 80）。

「自治体側の課題」を抱いている市町村が、上記「ア．障害者虐待防止に向けた体制整備や取組に関する、他自治体の情報収集」を通じて、「イ．自分たちの体制整備や取組への当補助金の活用」し、障害者虐待防止に向けた取組が促進されることを期待したい。

《ヒアリング調査協力先に関するキーワード（調査機関による）》

	自治体	人口規模	自治体区分	キーワード
1	A 町	約 1.5 万人	町村	孤立防止、困りごとの早期発見
2	B 市	約 3.7 万人	一般市	多問題を抱える家庭に対する支援
3	C 市	約 5 万人	一般市	共生社会、支援の質の底上げ
4	D 市	約 24 万人	中核市	虐待を受けた障害者及び被虐待者の生活支援

（４）「自治体側の課題」解決に向けた対応策案②：都道府県：障害者虐待防止に向けた体制整備や取組に関する、市町村の取組事例に関する情報収集、提供



「自治体側の課題」解決に向けた対応策案のうち、都道府県が取り組む対応策の案としては、障害者虐待防止に向けた体制整備や取組に関する、市町村の取組事例に関する情報収集、提供を期待したい。

今回のアンケート調査結果において、都道府県は「今後、「対策支援事業補助金」を活用して取り組みたいこと」として、研修を通じた市町村職員の虐待対応力や施設従事者職員の資質向上に向けた支援を行う意向が高いことを確認できた。しかし、同じく今回のアンケート調査で、市町村が「対策支援事業補助金」を活用するうえでの課題や意見として「当補助金を活用した取組内容を自分たちで考えることが難しい（思い浮かばない）」が最多だったことを踏まえると、都道府県による研修を通じた支援に加え、障害者虐待防止に向けた体制整備や取組に関する、情報収集や提供、市町村への支援や助言も不可欠と考える。

前述したように、本報告書では、各自治体を実施している、障害者虐待防止に向けた体制整備や取組に関する情報を取りまとめている。

本調査は「障害者虐待防止に向けた体制整備や取組促進」を目的とするもので、「対策支援事業補助金」の活用促進を目的とするものではない。また、「障害者虐待防止に向けた体制整備や取組の促進」要素は複合的で、「対策支援事業補助金」の活用のみが有用でないことも事実である。しかし、市町村、都道府県が役割分担をしながら障害者虐待防止にむけた体制整備や取組を進めるうえで、「対策支援事業補助金」の活用がその取組の一助となるのであれば、活用は有効と考える。

市町村、都道府県ともに「自治体側の課題」解決に向けた対応として、本事業におけるアンケート調査やヒアリング調査にご協力いただいた多くの自治体の情報が参考になることが期待される。



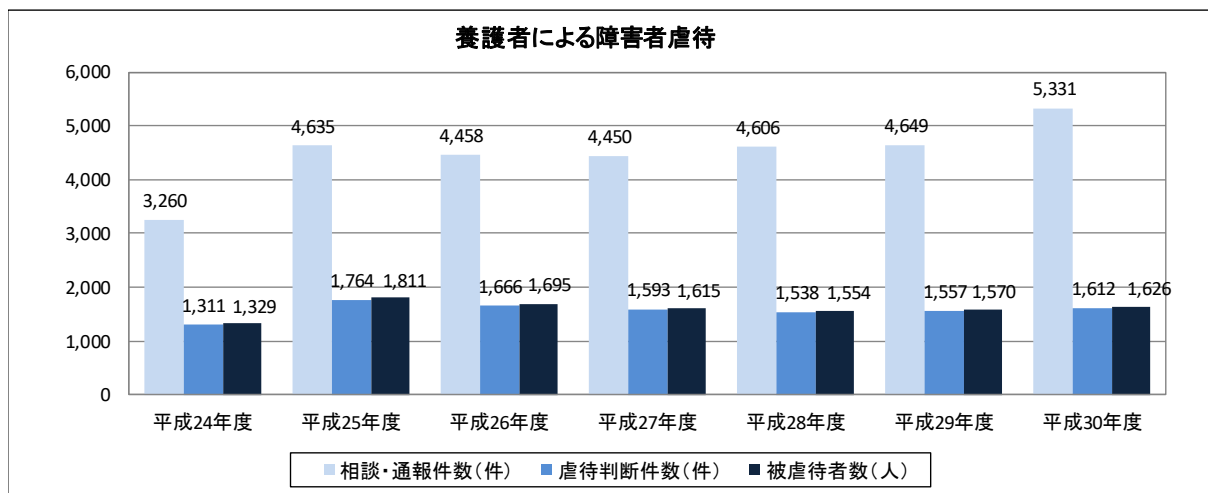
参 考 资 料

参考資料 1 障害者虐待の経年比較

1. 養護者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	養護者虐待：相談・通報対応件数							29年、30年の比較		養護者虐待：判断件数							29年、30年の比較	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	増減数	増減率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	増減数	増減率
北海道	110	213	270	356	328	281	296	15	105%	34	73	69	89	70	78	84	6	108%
青森県	20	23	27	45	29	45	45	0	100%	6	6	5	13	9	10	20	10	200%
岩手県	14	18	26	23	15	16	10	-6	63%	6	8	11	11	4	6	2	-4	33%
宮城県	43	80	48	70	54	46	90	44	196%	19	30	27	32	25	18	28	10	156%
秋田県	13	15	23	17	20	17	33	16	194%	8	9	12	14	5	11	9	-2	82%
山形県	23	31	34	26	26	22	34	12	155%	11	12	14	11	8	9	13	4	144%
福島県	37	35	44	36	64	69	38	-31	55%	20	18	25	25	27	29	16	-13	55%
茨城県	39	63	66	50	60	53	60	7	113%	9	21	31	13	19	16	12	-4	75%
栃木県	26	19	22	24	25	34	26	-8	76%	10	10	5	13	11	16	11	-5	69%
群馬県	91	100	81	57	44	54	65	11	120%	14	24	18	13	9	14	15	1	107%
埼玉県	128	152	165	186	187	179	240	61	134%	55	65	77	83	91	69	76	7	110%
千葉県	137	250	184	197	220	282	273	-9	97%	60	82	67	84	92	133	109	-24	82%
東京都	236	300	306	291	308	346	347	1	100%	93	110	110	102	101	106	84	-22	79%
神奈川県	236	347	258	182	196	165	175	10	106%	91	114	99	83	99	93	100	7	108%
新潟県	86	80	59	83	74	100	122	22	122%	49	43	37	31	28	39	38	-1	97%
富山県	40	36	28	29	37	36	34	-2	94%	15	10	7	9	14	13	8	-5	62%
石川県	35	44	59	43	50	41	40	-1	98%	18	16	19	13	19	17	13	-4	76%
福井県	23	31	22	25	28	25	34	9	136%	2	14	7	11	9	7	14	7	200%
山梨県	39	36	24	34	22	19	22	3	116%	14	14	7	11	9	6	5	-1	83%
長野県	61	78	58	56	72	79	90	11	114%	19	31	35	19	21	36	33	-3	92%
岐阜県	48	34	42	34	27	29	38	9	131%	10	17	13	7	10	6	12	6	200%
静岡県	84	128	113	79	91	93	107	14	115%	32	55	47	32	29	34	54	20	159%
愛知県	154	224	216	250	303	339	414	75	122%	87	129	102	117	113	147	181	34	123%
三重県	51	82	72	74	57	53	63	10	119%	11	24	34	19	22	20	26	6	130%
滋賀県	77	124	120	109	124	146	132	-14	90%	37	51	56	48	69	72	71	-1	99%
京都府	65	72	72	43	53	61	67	6	110%	32	54	39	27	35	40	36	-4	90%
大阪府	429	722	770	865	908	1,009	1,209	200	120%	199	297	272	257	201	188	166	-22	88%
兵庫県	133	123	179	197	185	175	233	58	133%	48	34	47	52	48	55	83	28	151%
奈良県	29	31	33	29	45	33	35	2	106%	20	12	12	14	16	16	10	-6	63%
和歌山県	18	33	34	18	28	31	32	1	103%	5	12	13	10	13	10	10	0	100%
鳥取県	23	33	28	20	22	21	32	11	152%	14	11	16	10	13	6	6	0	100%
島根県	36	32	38	32	26	34	34	0	100%	20	20	20	18	14	12	10	-2	83%
岡山県	59	100	63	64	56	47	61	14	130%	23	31	28	28	23	19	12	-7	63%
広島県	93	148	120	104	94	94	95	1	101%	33	37	26	30	21	23	26	3	113%
山口県	40	45	39	54	60	31	51	20	165%	15	16	16	18	11	10	20	10	200%
徳島県	24	26	29	36	33	8	20	12	250%	7	10	8	10	9	3	4	1	133%
香川県	22	38	38	35	45	65	79	14	122%	6	12	14	12	18	15	25	10	167%
愛媛県	31	43	72	56	62	46	49	3	107%	11	12	39	28	28	24	17	-7	71%
高知県	27	24	30	34	30	22	21	-1	95%	8	5	8	7	6	4	8	4	200%
福岡県	82	187	170	164	198	130	156	26	120%	36	60	45	46	51	38	42	4	111%
佐賀県	35	48	32	27	41	21	52	31	248%	5	13	4	8	17	8	9	1	113%
長崎県	46	44	37	33	35	28	35	7	125%	21	22	23	30	27	8	10	2	125%
熊本県	33	49	45	53	56	53	35	-18	66%	16	13	18	19	24	16	14	-2	88%
大分県	29	54	36	44	34	31	45	14	145%	11	12	9	9	5	5	2	-3	40%
宮崎県	43	60	65	47	43	35	63	28	180%	8	21	18	18	15	13	20	7	154%
鹿児島県	47	53	71	37	21	31	18	-13	58%	9	16	19	13	5	10	7	-3	70%
沖縄県	65	127	90	82	70	74	81	7	109%	34	58	38	26	25	29	41	12	141%
合計	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	-	-	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	-	-

増加(件数)	
1	大阪府 200
2	愛知県 75
3	埼玉県 61
4	兵庫県 58
5	宮城県 44

減少(件数)	
1	福島県 -31
2	熊本県 -18
3	滋賀県 -14
4	鹿児島県 -13
5	千葉県 -9

増加(件数)	
1	愛知県 34
2	兵庫県 28
3	静岡県 20
4	沖縄県 12
5	青森県 10
5	宮城県 10
5	山口県 10
5	香川県 10

減少(件数)	
1	千葉県 -24
2	東京都 -22
3	大阪府 -22
3	福島県 -13
5	岡山県 -7
5	愛媛県 -7

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

	件数								構成割合							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	914	57	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	18.4%	17.1%	-1.3%
家族・親族	280	332	267	279	252	190	215	25	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	4.1%	4.0%	-0.1%
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	121	140	19	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	2.6%	2.6%	0.0%
民生委員	66	53	43	30	13	26	18	-8	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%	-0.2%
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	190	-24	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	4.6%	3.6%	-1.0%
教職員	31	51	40	43	42	38	41	3	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.0%
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者等	894	1,280	1,330	-	-	-	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	821	54	-	-	-	14.7%	15.4%	16.5%	15.4%	-1.1%
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	830	160	-	-	-	17.6%	15.8%	14.4%	15.6%	1.2%
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	27	5	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.0%
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	1,695	383	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	28.2%	31.8%	3.6%
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	344	51	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	6.3%	6.5%	0.2%
介護保険法に基づく居宅 サービス事業等従事者等	-	-	121	132	116	134	110	-24	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	2.9%	2.1%	-0.8%
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	19	-2	-	-	-	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%	-0.1%
その他	212	315	230	178	216	216	186	-30	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	3.5%	-1.2%
不明	80	90	51	40	61	34	29	-5	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.7%	0.5%	-0.2%
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	5,579	664	-	-	-	-	-	-	-	-

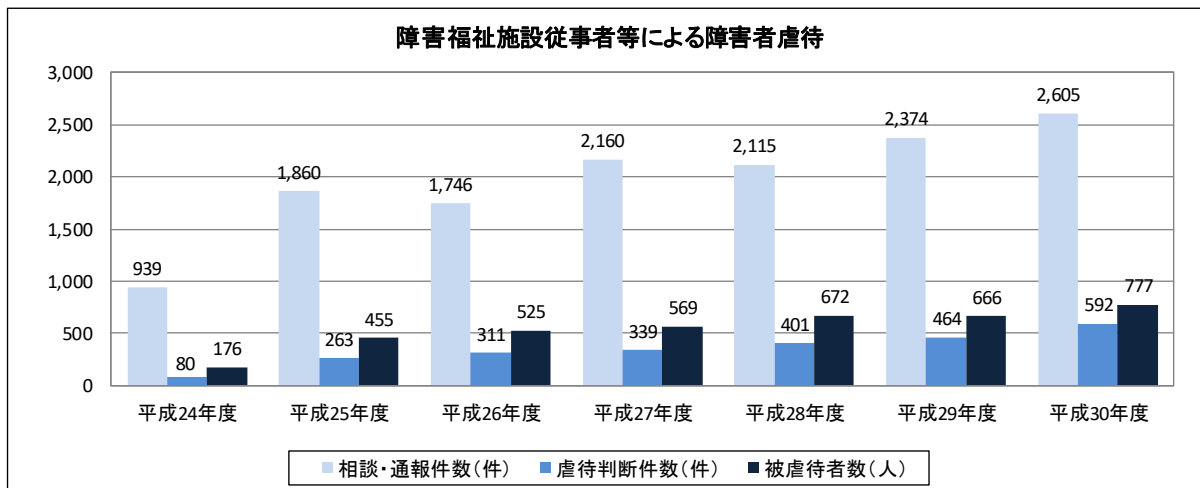
※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成27年度：4,450件 平成24年度：3,260件 平成25年度：4,635件 平成26年度：4,458件 平成28年度：4,606件 平成29年度：4,649件 平成30年度：5,331件

2. 障害者福祉施設従事者による障害者虐待

(1) 相談通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	施設従事者虐待・相談・通報対応件数							29年、30年の比較		施設従事者虐待・判断件数							29年、30年の比較	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	増減数	増減率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	増減数	増減率
北海道	39	80	71	121	122	128	111	-17	87%	2	7	9	12	23	12	20	8	167%
青森県	17	23	23	25	28	24	26	2	108%	0	3	3	5	2	3	10	7	333%
岩手県	4	14	4	17	10	8	10	2	125%	1	0	0	1	0	1	6	5	600%
宮城県	12	19	35	33	23	26	27	1	104%	3	4	9	6	3	5	3	-2	60%
秋田県	5	4	11	13	8	4	6	2	150%	1	1	2	1	1	1	0	-1	-
山形県	7	7	12	12	11	7	7	0	100%	0	1	5	2	1	1	3	2	300%
福島県	3	6	13	17	17	15	14	-1	93%	1	1	2	3	2	6	5	-1	83%
茨城県	13	15	22	24	21	34	22	-12	65%	2	1	3	2	2	3	0	-3	-
栃木県	9	11	7	21	24	21	20	-1	95%	2	1	0	4	6	2	7	5	350%
群馬県	15	14	33	45	26	42	49	7	117%	2	6	10	9	7	5	14	9	280%
埼玉県	23	34	49	47	100	127	129	2	102%	3	3	9	14	25	30	30	0	100%
千葉県	37	104	77	83	132	159	161	2	101%	3	19	20	16	30	36	33	-3	92%
東京都	85	169	197	221	170	227	271	44	119%	7	17	26	26	21	25	45	20	180%
神奈川県	103	388	201	158	103	113	121	8	107%	8	29	15	16	26	32	25	-7	78%
新潟県	7	10	5	15	17	16	22	6	138%	0	0	1	3	4	1	4	3	400%
富山県	2	2	10	5	12	18	24	6	133%	0	0	1	2	0	5	4	-1	80%
石川県	8	16	20	36	21	39	25	-14	64%	2	2	2	3	4	3	5	2	167%
福井県	12	24	8	24	25	21	22	1	105%	0	8	5	7	8	5	5	0	100%
山梨県	7	18	11	23	22	12	17	5	142%	0	3	1	3	2	1	3	2	300%
長野県	25	32	37	32	54	61	59	-2	97%	3	7	6	7	6	17	15	-2	88%
岐阜県	8	10	21	24	28	33	42	9	127%	0	1	0	1	0	3	4	1	133%
静岡県	19	38	32	27	44	39	46	7	118%	3	13	7	9	12	13	11	-2	85%
愛知県	31	79	75	99	105	107	157	50	147%	5	15	16	18	31	32	48	16	150%
三重県	19	33	27	44	40	41	79	38	193%	1	5	4	4	3	12	21	9	175%
滋賀県	23	17	35	69	49	46	59	13	128%	1	5	9	18	5	11	21	10	191%
京都府	18	26	23	34	41	61	61	0	100%	4	4	9	6	10	7	18	11	257%
大阪府	89	152	147	221	240	267	274	7	103%	5	22	27	45	53	59	61	2	103%
兵庫県	44	63	93	101	104	113	133	20	118%	3	9	18	11	17	31	40	9	129%
奈良県	9	12	14	21	26	22	34	12	155%	1	2	2	4	1	6	7	1	117%
和歌山県	11	9	22	19	12	6	15	9	250%	2	3	5	3	0	1	4	3	400%
鳥取県	10	11	21	26	18	23	18	-5	78%	1	4	2	4	3	4	2	-2	50%
島根県	9	20	21	23	8	14	18	4	129%	1	5	9	6	3	4	8	4	200%
岡山県	20	39	25	34	28	26	34	8	131%	3	4	5	5	7	5	5	0	-
広島県	29	57	37	51	50	34	36	2	106%	1	10	9	7	13	8	5	-3	63%
山口県	9	23	10	28	33	37	37	0	100%	0	4	1	3	8	4	6	2	150%
徳島県	11	17	28	13	12	21	8	-13	38%	0	0	5	0	0	4	2	-2	50%
香川県	7	17	22	9	19	34	37	3	109%	0	1	1	5	5	6	6	0	-
愛媛県	10	21	9	15	9	20	16	-4	80%	0	3	1	3	3	5	5	0	-
高知県	8	9	7	20	33	18	24	6	133%	0	3	1	13	7	5	7	2	140%
福岡県	32	60	73	90	78	102	79	-23	77%	1	4	7	6	8	14	17	3	121%
佐賀県	12	21	15	26	17	17	21	4	124%	1	4	5	1	2	1	6	5	600%
長崎県	21	21	38	36	29	36	48	12	133%	0	6	14	5	5	8	16	8	200%
熊本県	14	29	24	39	27	41	48	7	117%	2	7	5	7	6	12	12	0	100%
大分県	11	16	14	40	39	26	38	12	146%	1	0	1	2	5	1	5	4	500%
宮崎県	12	15	15	26	23	25	41	16	164%	2	5	10	5	10	5	6	1	120%
鹿児島県	11	32	28	32	34	26	31	5	119%	2	7	1	4	5	6	4	-2	67%
沖縄県	9	23	24	21	23	37	28	-9	76%	0	4	8	2	6	3	8	5	267%
合計	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	-	-	80	263	311	339	401	464	592	-	-

増加(件数)	
1	愛知県 50
2	東京都 44
3	三重県 38
4	兵庫県 20
5	宮崎県 16

減少(件数)	
1	福岡県 -23
2	北海道 -17
3	石川県 -14
4	徳島県 -13
5	茨城県 -12

増加(件数)	
1	東京都 20
2	愛知県 16
3	京都府 11
4	滋賀県 10
5	群馬県 9
5	三重県 9
5	兵庫県 9

減少(件数)	
1	神奈川県 -7
2	茨城県 -3
2	千葉県 -3
2	広島県 -3

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

	件数								構成割合							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29
本人による届出	279	613	413	494	400	478	463	-15	29.7%	33.0%	23.7%	22.9%	18.9%	20.1%	17.8%	-2.4%
家族・親族	169	306	259	339	307	307	336	29	18.0%	16.5%	14.8%	15.7%	14.5%	12.9%	12.9%	0.0%
近隣住民・知人	55	90	96	113	107	90	70	-20	5.9%	4.8%	5.5%	5.2%	5.1%	3.8%	2.7%	-1.1%
民生委員	2	1	2	4	1	0	1	1	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医療機関関係者	8	18	16	25	16	28	33	5	0.9%	1.0%	0.9%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	0.1%
教職員	2	4	3	10	6	4	9	5	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	106	156	203	-	-	-	-	-	11.3%	8.4%	11.6%	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	140	196	196	235	39	-	-	-	6.5%	9.3%	8.3%	9.0%	0.8%
当該施設・事業所設置者・管理者	15	96	151	162	210	271	327	56	1.6%	5.2%	8.6%	7.5%	9.9%	11.4%	12.6%	1.1%
当該施設・事業所職員	142	217	238	351	356	433	(466)	(33)	15.1%	11.7%	13.6%	16.3%	16.8%	18.2%	17.9%	-0.4%
当該施設・事業所	サービス管理責任者	-	-	-	-	-	86	-								
	サービス提供責任者	-	-	-	-	-	21	-								
	児童発達支援管理責任者	-	-	-	-	-	15	-								
	その他の職員	-	-	-	-	-	344	-								
当該施設・事業所元職員	48	75	79	95	113	107	112	5	5.1%	4.0%	4.5%	4.4%	5.3%	4.5%	4.3%	-0.2%
当該施設・事業所利用者	-	-	-	30	48	41	34	-7	-	-	-	1.4%	2.3%	1.7%	1.3%	-0.4%
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	-	-	-	3	9	3	1	-2	-	-	-	0.1%	0.4%	0.1%	0.0%	-0.1%
他の施設・事業所の職員	-	-	-	81	82	120	108	-12	-	-	-	3.8%	3.9%	5.1%	4.1%	-0.9%
当該市町村行政職員	-	-	-	81	102	98	128	30	-	-	-	3.8%	4.8%	4.1%	4.9%	0.8%
警察	21	17	19	25	17	46	29	-17	2.2%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.9%	1.1%	-0.8%
運営適正化委員会	6	9	12	8	8	6	5	-1	0.6%	0.5%	0.7%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	-0.1%
居宅サービス事業等従事者等	-	-	3	10	4	4	6	2	-	-	0.2%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%
成年後見人等	-	-	-	8	6	9	9	0	-	-	-	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.0%
その他	96	153	161	183	147	177	209	32	0	0	0	8.5%	7.0%	7.5%	8.0%	0.6%
不明(匿名を含む)	64	191	187	149	171	168	163	-5	0	0	0	6.9%	8.1%	7.1%	6.3%	-0.8%
合計	1,013	1,946	1,842	2,311	2,306	2,586	2,744	158	-	-	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成24年度:939件 平成25年度:1,860件 平成26年度:1,746件 平成27年度:2,160件 平成28年度:2,115件 平成29年度:2,374件 平成30年度:2,605件

(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待判断件数の推移

	件数								差 H30-H29	構成割合								差 H30-H29
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)	18	71	76	88	99	116	136	20	22.5%	27.0%	24.4%	26.0%	24.7%	25.0%	23.0%	-2.0%		
居宅介護	1	2	12	9	10	14	16	2	1.3%	0.8%	3.9%	2.7%	2.5%	3.0%	2.7%	-0.3%		
重度訪問介護	0	2	1	3	4	6	6	0	0.0%	0.8%	0.3%	0.9%	1.0%	1.3%	1.0%	-0.3%		
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
行動援護	0	1	0	0	1	0	1	1	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%		
療養介護	2	2	7	1	3	17	15	-2	2.5%	0.8%	2.3%	0.3%	0.7%	3.7%	2.5%	-1.1%		
生活介護	9	36	40	43	48	54	106	52	11.3%	13.7%	12.9%	12.7%	12.0%	11.6%	17.9%	6.3%		
短期入所	2	5	13	11	9	14	17	3	2.5%	1.9%	4.2%	3.2%	2.2%	3.0%	2.9%	-0.1%		
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
自立訓練	0	1	3	1	2	4	2	-2	0.0%	0.4%	1.0%	0.3%	0.5%	0.9%	0.3%	-0.5%		
就労移行支援	1	4	4	5	7	7	4	-3	1.3%	1.5%	1.3%	1.5%	1.7%	1.5%	0.7%	-0.8%		
就労継続支援A型	7	16	22	23	26	33	37	4	8.8%	6.1%	7.1%	6.8%	6.5%	7.1%	6.3%	-0.9%		
就労継続支援B型	20	51	45	49	52	43	74	31	25.0%	19.4%	14.5%	14.5%	13.0%	9.3%	12.5%	3.2%		
共同生活介護	10	35	-	-	-	-	-	-	12.5%	13.3%	-	-	-	-	-	-		
共同生活援助	4	10	45	63	76	87	89	2	5.0%	3.8%	14.5%	18.6%	19.0%	18.8%	15.0%	-3.7%		
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	0	0	1	1	2	0	2	2	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.3%	0.3%		
移動支援事業	0	3	3	2	8	3	4	1	0.0%	1.1%	1.0%	0.6%	2.0%	0.6%	0.7%	0.0%		
地域活動支援センターを運営する事業	3	6	6	2	6	7	7	0	3.8%	2.3%	1.9%	0.6%	1.5%	1.5%	1.2%	-0.3%		
福祉ホームを運営する事業	1	0	1	0	0	0	1	1	1.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%		
児童発達支援	1	3	2	2	4	2	4	2	1.3%	1.1%	0.6%	0.6%	1.0%	0.4%	0.7%	0.2%		
医療型児童発達支援	0	0	0	1	2	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%		
放課後等デイサービス	1	15	30	35	42	57	70	13	1.3%	5.7%	9.6%	10.3%	10.5%	12.3%	11.8%	-0.5%		
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
児童相談支援事業(障害児相談支援事業)	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%		
合計	80	263	311	339	401	464	592	128	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、判断件数に対するもの。

平成24年度:80件 平成25年度:263件 平成26年度:311件 平成27年度:339件 平成28年度:401件 平成29年度:464件 平成30年度:592件

(5) 職種別にみた虐待者数の推移

	件数								差 H30-H29	構成割合								差 H30-H29
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
サービス管理責任者	10	19	27	24	27	28	31	3	11.5%	5.8%	7.5%	5.8%	5.9%	5.4%	4.9%	-0.5%		
管理者	11	31	36	45	35	50	60	10	12.6%	9.5%	10.1%	10.9%	7.7%	9.7%	9.5%	-0.2%		
設置者・経営者	9	20	17	17	13	23	26	3	10.3%	6.2%	4.7%	4.1%	2.9%	4.4%	4.1%	-0.3%		
医師	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
看護職員	6	1	5	6	11	22	20	-2	6.9%	0.3%	1.4%	1.5%	2.4%	4.2%	3.2%	-1.1%		
生活支援員	27	142	164	183	183	229	268	39	31.0%	43.7%	45.8%	44.5%	40.1%	44.2%	42.3%	-1.9%		
理学療法士	0	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
作業療法士	0	0	1	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
言語聴覚士	0	0	1	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
職業指導員	3	16	17	15	15	20	19	-1	3.4%	4.9%	4.7%	3.6%	3.3%	3.9%	3.0%	-0.9%		
就労支援員	1	2	3	6	4	5	6	1	1.1%	0.6%	0.8%	1.5%	0.9%	1.0%	0.9%	0.0%		
サービス提供責任者	0	2	0	2	5	4	5	1	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	1.1%	0.8%	0.8%	0.0%		
世話人	4	16	19	31	30	23	45	22	4.6%	4.9%	5.3%	7.5%	6.6%	4.4%	7.1%	2.7%		
機能訓練指導員	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
相談支援専門員	0	0	0	3	2	0	2	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.4%	0.0%	0.3%	0.3%		
介護福祉士	0	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	-	-	-	-	-	-	-		
地域移行支援員	-	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
指導員	4	7	10	28	34	22	28	6	4.6%	2.2%	2.8%	6.8%	7.5%	4.2%	4.4%	0.2%		
保育士	0	1	4	2	5	1	8	7	0.0%	0.3%	1.1%	0.5%	1.1%	0.2%	1.3%	1.1%		
児童発達支援管理責任者	0	3	1	8	6	9	9	0	0.0%	0.9%	0.3%	1.9%	1.3%	1.7%	1.4%	-0.3%		
機能訓練担当職員	0	1	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
児童指導員	0	3	2	1	3	18	22	4	0.0%	0.9%	0.6%	0.2%	0.7%	3.5%	3.5%	0.0%		
栄養士	0	0	0	1	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
調理員	0	1	0	0	0	1	1	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%		
訪問支援員	0	3	0	4	1	1	1	0	-	-	-	1.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%		
居宅介護従業者(居宅介護従事者)	1	0	5	4	7	11	10	-1	1.1%	0.0%	1.4%	1.0%	1.5%	2.1%	1.6%	-0.5%		
重度訪問介護従業者(重度訪問介護従事者)	0	2	0	2	3	4	3	-1	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	0.7%	0.8%	0.5%	-0.3%		
行動援護従業者(行動援護従事者)	0	1	0	1	7	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%		
同行援護従業者	-	-	-	0	2	0	0	0	-	-	-	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%		
その他従事者	11	53	46	25	52	37	65	28	12.6%	16.3%	12.8%	6.1%	11.4%	7.1%	10.3%	3.1%		
不明	-	-	-	3	11	10	5	-5	-	-	-	0.7%	2.4%	1.9%	0.8%	-1.1%		
合計	87	325	358	411	456	518	634	116	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、虐待者が特定された人数に対するもの。

平成24年度:87人 平成25年度:325人 平成26年度:358人 平成27年度:411人 平成28年度:456人 平成29年度:518人 平成30年度:634人

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

①市区町村による指導等の実施状況（経年比較）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	38	142	187	231	283	292	389	97
	改善計画の提出依頼	21	100	127	156	179	228	309	81
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	28	65	67	126	134	116	175	59

②障害者総合支援等の規定による権限行使等（経年比較）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	56	151	188	180	184	186	191	5
	改善勧告	10	25	33	60	45	37	38	1
	公表	0	0	0	2	1	2	1	-1
	改善命令	0	0	6	0	1	0	1	1
	指定の効力の全部・一部停止	0	4	8	4	3	5	8	3
	指定取消	0	0	0	3	7	1	3	2
	合計	66	180	235	249	241	231	242	11
都道府県・指定・中核市等による指導	一般指導	52	162	163	211	190	189	266	77

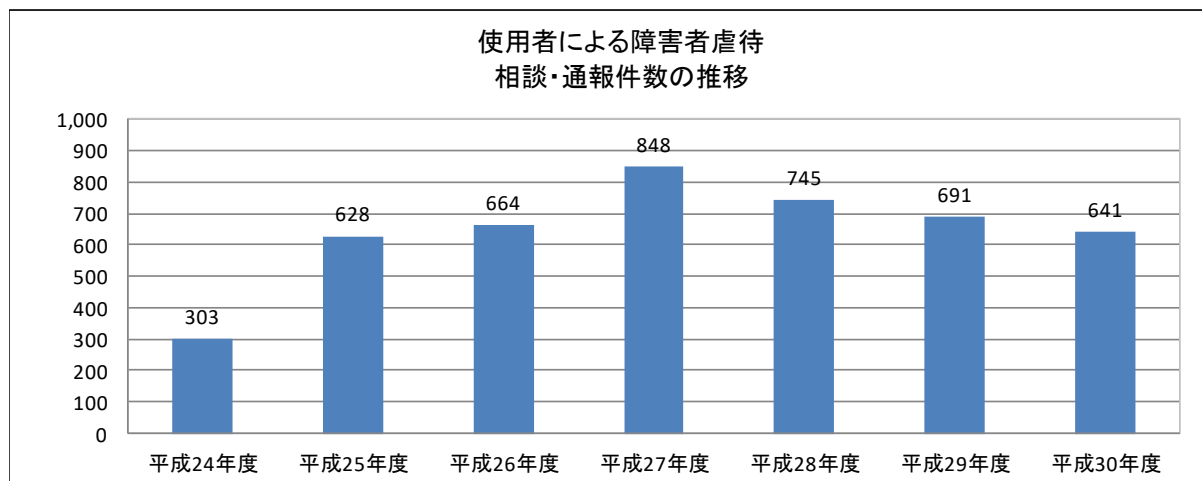
③当該施設等における改善措置の取組状況（経年比較、複数回答）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29
当該施設等における改善措置	施設・事業所等からの改善計画の提出	54	216	250	319	286	359	469	110
	勧告・命令等への対応	7	31	46	48	46	21	29	8

3. 使用者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数の推移

使用者虐待	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	303	628	664	848	745	691	641



(2) 相談・通報・届出者の経年比較（複数回答）

	件数								差 H30-H29	構成割合								差 H30-H29
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
本人による届出	145	302	232	305	263	273	260	-13	47.9%	48.1%	34.9%	36.0%	35.4%	39.5%	40.6%	1.1%		
家族・親族	48	83	89	89	75	77	63	-14	15.8%	13.2%	13.4%	10.5%	10.1%	11.1%	9.8%	-1.3%		
近隣住民・知人	31	22	22	20	18	23	18	-5	10.2%	3.5%	3.3%	2.4%	2.4%	3.3%	2.8%	-0.5%		
民生委員	2	1	1	1	0	0	0	0	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
医療機関関係者	3	2	4	3	3	5	5	0	1.0%	0.3%	0.6%	0.4%	0.4%	0.7%	0.8%	0.1%		
教職員	1	6	3	1	2	1	0	-1	0.3%	1.0%	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%		
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	36	63	77	77	59	92	68	-24	11.9%	10.0%	11.6%	9.1%	7.9%	13.3%	10.6%	-2.7%		
就業・生活支援センター	-	-	-	-	16	15	10	-5	-	-	-	-	2.2%	2.2%	1.6%	-0.6%		
職場の同僚	20	24	18	32	35	25	19	-6	6.6%	3.8%	2.7%	3.8%	4.7%	3.6%	3.0%	-0.7%		
当該事業所管理者	2	2	7	6	7	4	5	1	0.7%	0.3%	1.1%	0.7%	0.9%	0.6%	0.8%	0.2%		
警察	4	5	3	11	3	10	4	-6	1.3%	0.8%	0.5%	1.3%	0.4%	1.4%	0.6%	-0.8%		
当該市区町村行政職員	7	14	14	28	18	19	24	5	2.3%	2.2%	4.5%	3.3%	2.4%	2.7%	3.7%	1.0%		
居宅サービス事業等従事者等	-	-	1	2	0	0	1	1	-	-	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%		
その他	39	129	199	290	253	149	174	25	12.9%	20.5%	64.0%	34.2%	34.1%	21.6%	27.1%	5.6%		
不明	23	24	22	24	36	20	9	-11	7.6%	3.8%	7.1%	2.8%	4.8%	2.9%	1.4%	-1.5%		
合計	361	677	692	889	788	713	660	-53	-	-	-	-	-	-	-	-		

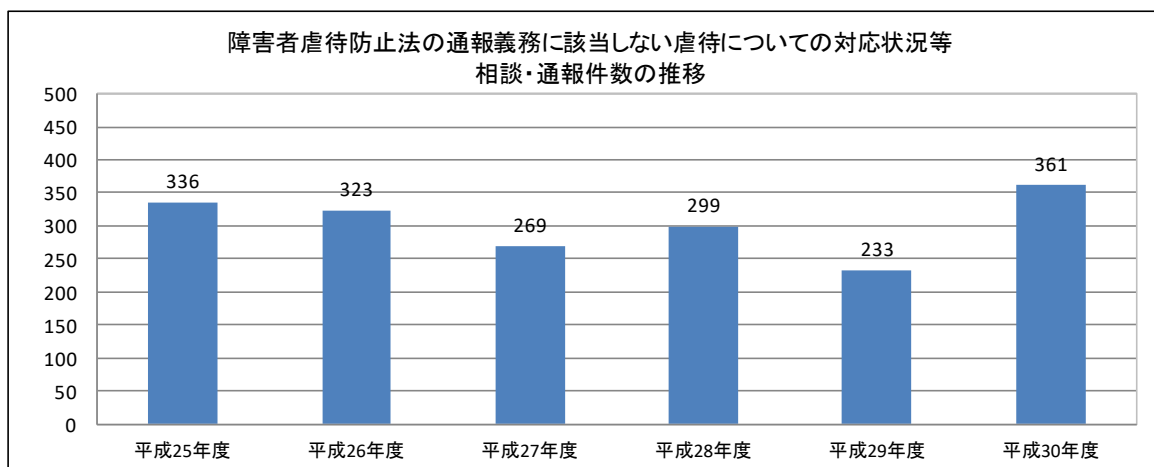
※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成24年度：303件 平成25年度：628件 平成26年度：664件 平成27年度：848件 平成28年度：745件 平成29年度：691件 平成30年度：641件

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	-	336	323	269	299	233	361



(2) 該当機関別にみた相談・通報件数の推移

	件数								差 H30-H29	構成割合								差 H30-H29
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
保育所等	-	8	2	1	6	1	4	3	-	2.4%	0.6%	0.4%	2.0%	0.4%	1.1%	0.7%		
学校	-	40	30	19	26	24	32	8	-	11.9%	9.3%	7.1%	8.7%	10.3%	8.9%	-1.4%		
医療機関	-	88	80	80	65	68	68	0	-	26.2%	24.8%	29.7%	21.7%	29.2%	18.8%	-10.3%		
官公署等	-	37	40	36	20	32	81	49	-	11.0%	12.4%	13.4%	6.7%	13.7%	22.4%	8.7%		
その他	-	145	152	114	145	99	162	63	-	43.2%	47.1%	42.4%	48.5%	42.5%	44.9%	2.4%		
不明	-	18	19	19	37	9	14	5	-	5.4%	5.9%	7.1%	12.4%	3.9%	3.9%	0.0%		
合計	0	336	323	269	299	233	361	128	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-		

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成25年度:336件 平成26年度:323件 平成27年度:269件 平成28年度:299件 平成29年度:233件 平成30年度:361件

5. 体制整備状況

(1) 市区町村

【障害者虐待防止センターの設置状況】

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29	
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,443	1,375	1,370	1,362	1,360	1,356	1,348	-8
		構成割合	83.0%	79.1%	78.9%	78.4%	78.3%	78.1%	77.6%	-0.5%
	委託のみ	市町村数	113	146	154	163	170	169	178	9
		構成割合	6.5%	8.4%	8.9%	9.4%	9.8%	9.7%	10.2%	0.5%
直営と委託の両方		市町村数	182	217	213	212	207	211	211	0
		構成割合	10.5%	12.5%	12.2%	12.2%	11.9%	12.1%	12.1%	0.0%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。

【市区町村における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知		市町村数	1,509	1,326	1,441	1,434	1,422	1,397	1,399	2
		構成割合	86.8%	76.3%	83.0%	82.6%	81.9%	80.4%	80.5%	0.1%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保		市町村数	493	552	592	576	595	1,214	1,262	48
		構成割合	28.4%	31.8%	34.1%	33.2%	34.3%	69.9%	72.7%	2.8%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修		市町村数	1,250	1,235	1,256	1,253	1,260	1,238	1,258	20
		構成割合	71.9%	71.1%	72.3%	72.1%	72.5%	71.3%	72.4%	1.2%
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙による、住民への啓発活動		市町村数	1,118	986	898	895	875	814	781	-33
		構成割合	64.3%	56.7%	51.7%	51.5%	50.4%	46.9%	45.0%	-1.9%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知		市町村数	980	952	937	948	952	879	883	4
		構成割合	56.4%	54.8%	53.9%	54.6%	54.8%	50.6%	50.8%	0.2%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営		市町村数	—	524	568	629	657	639	626	-13
		構成割合	—	30.1%	32.7%	36.2%	37.8%	36.8%	36.0%	-0.7%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組		市町村数	770	833	879	918	962	981	981	0
		構成割合	44.3%	47.9%	50.6%	52.8%	55.4%	56.5%	56.5%	0.0%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化		市町村数	751	830	879	905	922	923	947	24
		構成割合	43.2%	47.8%	50.6%	52.1%	53.1%	53.1%	54.5%	1.4%
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	—	548	645	667	733	751	763	12
	構成割合	—	31.5%	37.1%	38.4%	42.2%	43.2%	43.9%	0.7%	
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	—	365	423	474	513	536	549	13
	構成割合	—	21.0%	24.4%	27.3%	29.5%	30.9%	31.6%	0.7%	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議		市町村数	549	550	550	535	547	521	505	-16
		構成割合	31.6%	31.6%	31.7%	30.8%	31.5%	30.0%	29.1%	-0.9%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整		市町村数	800	799	789	776	742	704	704	0
		構成割合	46.0%	46.0%	45.4%	44.7%	42.7%	40.5%	40.5%	0.0%
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言		市町村数	656	779	848	917	—	—	—	—
		構成割合	37.7%	44.8%	48.8%	52.8%	—	—	—	—
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保		市町村数	—	—	—	—	692	715	728	13
		構成割合	—	—	—	—	39.8%	41.2%	41.9%	0.7%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成		市町村数	708	—	—	—	—	—	—	—
		構成割合	40.7%	—	—	—	—	—	—	—
	マニュアルの作成	市町村数	—	549	586	621	657	667	663	-4
		構成割合	—	31.6%	33.7%	35.8%	37.8%	38.4%	38.2%	-0.2%
	業務指針の作成	市町村数	—	366	370	389	404	406	409	3
		構成割合	—	21.1%	21.3%	22.4%	23.3%	23.4%	23.5%	0.2%
対応フロー図の作成	市町村数	—	639	662	717	738	738	737	-1	
	構成割合	—	36.8%	38.1%	41.3%	42.5%	42.5%	42.4%	-0.1%	
事例集の作成	市町村数	—	68	85	110	104	107	103	-4	
	構成割合	—	3.9%	4.9%	6.3%	6.0%	6.2%	5.9%	-0.2%	
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		市町村数	548	591	651	704	746	769	824	55
		構成割合	31.5%	34.0%	37.5%	40.5%	42.9%	44.3%	47.4%	3.2%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	397	432	465	500	501	517	16
		構成割合	—	22.8%	24.9%	26.8%	28.8%	28.8%	29.8%	0.9%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	365	406	447	484	487	512	25
		構成割合	—	21.0%	23.4%	25.7%	27.9%	28.0%	29.5%	1.4%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	267	312	344	368	362	384	22	
	構成割合	—	15.4%	18.0%	19.8%	21.2%	20.8%	22.1%	1.3%	
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	271	309	361	385	387	402	15	
	構成割合	—	15.6%	17.8%	20.8%	22.2%	22.3%	23.1%	0.9%	
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応		市町村数	577	607	715	752	775	502	415	-87
		構成割合	33.2%	34.9%	41.2%	43.3%	44.6%	28.9%	23.9%	-5.0%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

(2) 都道府県

【障害者権利擁護センターの設置状況】

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29	
障害者権利擁護センターの設置状況	直営のみ	都道府県数	29	31	30	30	29	30	30	0
		構成割合	61.7%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	63.8%	63.8%	0.0%
	委託のみ	都道府県数	9	8	11	10	10	10	11	1
		構成割合	19.1%	17.0%	23.4%	21.3%	21.3%	21.3%	23.4%	2.1%
	直営と委託の両方	都道府県数	9	8	6	7	8	7	6	-1
		構成割合	19.1%	17.0%	12.8%	14.9%	17.0%	14.9%	12.8%	-2.1%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

【都道府県における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	差 H30-H29	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	47	47	47	0	
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	27	28	28	29	31	32	1	
	構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	61.7%	66.0%	68.1%	2.1%	
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	47	47	46	-1	
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	-2.1%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	38	35	35	36	33	34	1	
	構成割合	83.0%	80.9%	74.5%	74.5%	76.6%	70.2%	72.3%	2.1%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	47	46	47	47	45	45	0	
	構成割合	97.9%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	95.7%	95.7%	0.0%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	—	3	0	5	6	6	6	0	
	構成割合	—	6.4%	0.0%	10.6%	12.8%	12.8%	12.8%	0.0%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	36	33	33	35	34	31	30	-1	
	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	72.3%	66.0%	63.8%	-2.1%	
都道府県警と障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	30	28	30	31	30	30	0	
	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	66.0%	63.8%	63.8%	0.0%	
都道府県労働局と障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	45	46	44	41	39	38	-1	
	構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	87.2%	83.0%	80.9%	-2.1%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	21	19	19	20	18	16	16	0	
	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	38.3%	34.0%	34.0%	0.0%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	40	42	42	44	43	43	0	
	構成割合	80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	93.6%	91.5%	91.5%	0.0%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	40	43	44	44	45	46	1	
	構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	93.6%	95.7%	97.9%	2.1%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	30	33	34	33	34	36	2	
	構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	70.2%	72.3%	76.6%	4.3%	
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数	都道府県数	—	—	—	—	—	—	2	—	
	構成割合	—	—	—	—	—	—	4.3%	—	
虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	—	24	27	29	31	28	26	-2
		構成割合	—	51.1%	57.4%	61.7%	66.0%	59.6%	55.3%	-4.3%
	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	—	23	23	24	25	23	20	-3
		構成割合	—	48.9%	48.9%	51.1%	53.2%	48.9%	42.6%	-6.4%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数	30	—	—	—	—	—	—	—	
	構成割合	63.8%	—	—	—	—	—	—	—	
	マニュアルの作成	都道府県数	—	22	25	25	25	25	28	3
		構成割合	—	46.8%	53.2%	53.2%	53.2%	53.2%	59.6%	6.4%
	業務指針の作成	都道府県数	—	17	16	17	16	15	17	2
		構成割合	—	36.2%	34.0%	36.2%	34.0%	31.9%	36.2%	4.3%
	対応フロー図の作成	都道府県数	—	31	29	28	33	34	31	-3
		構成割合	—	66.0%	61.7%	59.6%	70.2%	72.3%	66.0%	-6.4%
事例集の作成	都道府県数	—	7	9	13	16	16	15	-1	
	構成割合	—	14.9%	19.1%	27.7%	34.0%	34.0%	31.9%	-2.1%	
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22	24	27	26	29	28	-1	
	構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	55.3%	61.7%	59.6%	-2.1%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	11	12	13	12	12	11	-1
		構成割合	—	23.4%	25.5%	27.7%	25.5%	25.5%	23.4%	-2.1%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	15	14	15	14	16	14	-2
		構成割合	—	31.9%	29.8%	31.9%	29.8%	34.0%	29.8%	-4.3%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	13	12	14	13	15	13	-2
		構成割合	—	27.7%	25.5%	29.8%	27.7%	31.9%	27.7%	-4.3%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	10	10	12	12	14	12	-2
		構成割合	—	21.3%	21.3%	25.5%	25.5%	29.8%	25.5%	-4.3%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

参考資料2 平成27年度～平成30年度の4ヶ年の調査結果を用いた集計

ここでは、養護者虐待に関する平成27年度から平成30年度の4ヵ年分のデータを用いて養護者虐待に関する「被虐待者の基本属性別有意差分析」のクロス集計を行った。

集計結果表を以下に示す。

参考資料：被虐待者の基本属性別有意差分析（その1 性別・年齢別）※4カ年データ

	全体	性別			年齢									
		男性	女性	有意差	中学生以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	有意差		
全体	6365 100%	594 100%	1032 100%		17 100%	118 100%	316 100%	280 100%	356 100%	303 100%	233 100%			
虐待の種類	身体的虐待	3935 61.8%	1290 217.2%	2645 256.3%	***	38 223.5%	262 222.0%	734 232.3%	648 231.4%	920 258.4%	805 265.7%	524 224.9%	***	
	性的虐待	253 4.0%	8 1.3%	245 23.7%	***	2 11.8%	47 39.8%	84 26.6%	49 17.5%	38 10.7%	22 7.3%	11 4.7%	(***)	
	心理的虐待	1979 31.1%	677 114.0%	1302 126.2%		18 105.9%	156 132.2%	445 140.8%	339 121.1%	426 119.7%	362 119.5%	230 98.7%		
	放棄、放置(ネグレクト)	988 15.5%	447 75.3%	541 52.4%	***	23 135.3%	106 89.8%	203 64.2%	136 48.6%	213 59.8%	176 58.1%	131 56.2%	***	
	経済的虐待	1478 23.2%	640 107.7%	838 81.2%	***	0 0.0%	61 51.7%	395 125.0%	220 78.6%	285 80.1%	317 104.6%	199 85.4%	***	
虐待者の続柄	父	1621 25.5%	759 127.8%	862 83.5%	***	29 170.6%	205 173.7%	482 152.5%	355 126.8%	380 106.7%	137 45.2%	33 14.2%	***	
	母	1619 25.4%	644 108.4%	975 94.5%	***	41 241.2%	235 199.2%	596 188.6%	305 108.9%	284 79.8%	131 43.2%	25 10.7%	***	
	夫	910 14.3%	25 4.2%	885 85.8%		0 0.0%	0 0.0%	71 22.5%	134 47.9%	283 79.5%	247 81.5%	175 75.1%	***	
	妻	150 2.4%	142 23.9%	8 0.8%		0 0.0%	1 0.8%	2 0.6%	9 3.2%	37 10.4%	63 20.8%	38 16.3%	(***)	
	息子	301 4.7%	59 9.9%	239 23.2%	***	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	3 1.1%	32 9.0%	128 42.2%	134 57.5%	(***)	
	娘	127 2.0%	17 2.9%	108 10.5%	***	0 0.0%	0 0.0%	3 0.9%	1 0.4%	19 5.3%	53 17.5%	49 21.0%	(***)	
	息子の配偶者(嫁)	14 0.2%	3 0.5%	11 1.1%		0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.4%	1 0.3%	1 0.3%	10 4.3%	(***)	
	娘の配偶者(婿)	7 0.1%	1 0.2%	6 0.6%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.7%	2 2.1%	5 2.1%	(***)	
	兄弟	921 14.5%	417 70.2%	497 48.2%	***	1 5.9%	29 24.6%	105 33.2%	117 41.8%	213 59.8%	261 86.1%	187 80.3%	***	
	姉妹	387 6.1%	144 24.2%	240 23.3%		0 0.0%	10 8.5%	42 13.3%	51 18.2%	107 30.1%	111 36.6%	62 26.6%	(***)	
	祖父	15 0.2%	3 0.5%	12 1.2%		1 5.9%	6 5.1%	8 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	(***)
	祖母	30 0.5%	11 1.9%	19 1.8%		0 0.0%	4 3.4%	18 5.7%	3 1.1%	1 0.3%	2 0.7%	2 0.9%	2 0.9%	(***)
	その他	917 14.4%	304 51.2%	552 53.5%		5 29.4%	38 32.2%	168 53.2%	159 56.8%	180 50.6%	181 59.7%	122 52.4%	122 52.4%	**
	不明	12 0.19%	2 0.34%	10 0.97%		0 0.00%	0 0.00%	1 0.32%	4 1.43%	4 1.12%	1 0.33%	2 0.86%	2 0.86%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1296 20.4%	483 81.3%	806 78.1%		9 52.9%	67 56.8%	242 76.6%	210 75.0%	289 81.2%	275 90.8%	197 84.5%	***	
	虐待者の知識や情報の不足	1507 23.7%	552 92.9%	925 89.6%		22 129.4%	110 93.2%	314 99.4%	255 91.1%	338 94.9%	257 84.8%	180 77.3%		
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	528 8.3%	172 29.0%	353 34.2%		5 29.4%	35 29.7%	121 38.3%	86 30.7%	120 33.7%	84 27.7%	72 30.9%		
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1078 16.9%	418 70.4%	646 62.6%	*	10 58.8%	61 51.7%	207 65.5%	194 69.3%	241 67.7%	202 66.7%	149 63.9%		
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	484 7.6%	170 28.6%	312 30.2%		2 11.8%	57 48.3%	117 37.0%	77 27.5%	89 25.0%	86 28.4%	54 23.2%	(***)	
	虐待者が虐待と認識していない	2812 44.2%	1043 175.6%	1711 165.8%	**	24 141.2%	232 196.6%	616 194.9%	463 165.4%	601 168.8%	505 166.7%	312 133.9%	***	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1007 15.8%	302 50.8%	699 67.7%	***	15 88.2%	84 71.2%	225 71.2%	118 42.1%	220 61.8%	196 64.7%	143 61.4%	***	
	虐待者側のその他の要因	718 11.3%	264 44.4%	445 43.1%		6 35.3%	43 36.4%	130 41.1%	101 36.1%	175 49.2%	165 54.5%	88 37.8%	*	
	被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	1695 26.6%	630 106.1%	1063 103.0%		16 94.1%	94 79.7%	334 105.7%	273 97.5%	393 110.4%	338 111.6%	243 104.3%	**
被虐待者の行動障害		1034 16.2%	455 76.6%	579 56.1%	***	20 117.6%	87 73.7%	259 82.0%	183 65.4%	236 66.3%	155 51.2%	94 40.3%	***	
被虐待者側のその他の要因		969 15.2%	308 51.9%	659 63.9%	**	7 41.2%	67 56.8%	184 58.2%	159 56.8%	220 61.8%	219 72.3%	109 46.8%		
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	2982 46.8%	1027 172.9%	1938 187.8%	*	15 88.2%	220 186.4%	600 189.9%	492 175.7%	674 189.3%	591 195.0%	371 159.2%	**	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1319 20.7%	535 90.1%	774 75.0%	***	9 52.9%	92 78.0%	336 106.3%	216 77.1%	257 72.2%	242 79.9%	155 66.5%	***	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	894 14.0%	302 50.8%	589 57.1%		8 47.1%	75 63.6%	190 60.1%	150 53.6%	202 56.7%	160 52.8%	106 45.5%		
	家庭におけるその他の要因	429 6.7%	153 25.8%	272 26.4%		13 76.5%	37 31.4%	83 26.3%	53 18.9%	110 30.9%	78 25.7%	49 21.0%	(***)	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

参考資料：被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）※4カ年データ

	全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等		
		該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
全体	6365 100%	397 100%	5968 100%		808 100%	5557 100%		541 100%	5824 100%		20 100%	6345 100%		18 100%	6347 100%	
虐待の種類	身体的虐待	3935 61.8%	854 215.1%	3081 51.6%		1951 241.5%	1984 35.7%	***	1452 268.4%	2483 42.6%	***	92 460.0%	3843 60.6%		46 255.6%	3889 61.3%
	性的虐待	253 4.0%	25 6.3%	228 3.8%	***	183 22.6%	70 1.3%	***	66 12.2%	187 3.2%	**	4 20.0%	249 3.9%		0 0.0%	253 4.0%
	心理的虐待	1979 31.1%	412 103.8%	1567 26.3%		931 115.2%	1048 18.9%	***	779 144.0%	1200 20.6%	***	82 410.0%	1897 29.9%	***	25 138.9%	1954 30.8%
	放棄、放置(ネグレクト)	988 15.5%	279 70.3%	709 11.9%	***	600 74.3%	388 7.0%	***	241 44.5%	747 12.8%	***	19 95.0%	969 15.3%		20 111.1%	968 15.3%
	経済的虐待	1478 23.2%	293 73.8%	1185 19.9%		928 114.9%	550 9.9%	***	408 75.4%	1070 18.4%	***	21 105.0%	1457 23.0%	**	11 61.1%	1467 23.1%
虐待者の続柄	父	1621 25.5%	269 67.8%	1352 22.7%	***	1071 132.5%	550 9.9%	***	430 79.5%	1191 20.4%	***	67 335.0%	1554 24.5%	***	8 44.4%	1613 25.4%
	母	1619 25.4%	347 87.4%	1272 21.3%		1151 142.5%	468 8.4%	***	368 68.0%	1251 21.5%	***	49 245.0%	1570 24.7%		12 66.7%	1607 25.3%
	夫	910 14.3%	220 55.4%	690 11.6%	*	168 20.8%	742 13.4%	***	530 98.0%	380 6.5%	***	13 65.0%	897 14.1%	*	27 150.0%	883 13.9%
	妻	150 2.4%	82 20.7%	68 1.1%	***	7 0.9%	143 2.6%	***	63 11.6%	87 1.5%	*	2 10.0%	148 2.3%		7 38.9%	143 2.3%
	息子	301 4.7%	101 25.4%	200 3.4%	***	37 4.6%	264 4.8%	***	162 29.9%	139 2.4%	***	3 15.0%	298 4.7%		9 50.0%	292 4.6%
	娘	127 2.0%	49 12.3%	78 1.3%	***	15 1.9%	112 2.0%	***	68 12.6%	59 1.0%	***	2 10.0%	125 2.0%		3 16.7%	124 2.0%
	息子の配偶者(嫁)	14 0.2%	5 1.3%	9 0.2%		3 0.4%	11 0.2%	*	4 0.7%	10 0.2%		0 0.0%	14 0.2%		1 5.6%	13 0.2%
	娘の配偶者(婿)	7 0.1%	4 1.0%	3 0.1%	(*)	0 0.0%	7 0.1%	(**)	3 0.6%	4 0.1%		0 0.0%	7 0.1%		0 0.0%	7 0.1%
	兄弟	921 14.5%	172 43.3%	749 12.6%	*	521 64.5%	400 7.2%	*	325 60.1%	596 10.2%		10 50.0%	911 14.4%	**	4 22.2%	917 14.4%
	姉妹	387 6.1%	94 23.7%	293 4.9%		231 28.6%	156 2.8%	**	115 21.3%	272 4.7%		4 20.0%	383 6.0%		5 27.8%	382 6.0%
	祖父	15 0.2%	0 0.0%	15 0.3%	(*)	13 1.6%	2 0.0%	**	3 0.6%	12 0.2%		1 5.0%	14 0.2%		0 0.0%	15 0.2%
	祖母	30 0.5%	2 0.5%	28 0.5%	*	25 3.1%	5 0.1%	***	3 0.6%	27 0.5%	**	2 10.0%	28 0.4%		0 0.0%	30 0.5%
	その他	917 14.4%	140 35.3%	777 13.0%	***	487 60.3%	430 7.7%		273 50.5%	644 11.1%	**	20 100.0%	897 14.1%		4 22.2%	913 14.4%
	不明	12 0.19%	5 1.26%	7 0.12%		5 0.62%	7 0.13%		2 0.37%	10 0.17%		0 0.00%	12 0.19%		0 0.00%	12 0.19%
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1296 20.4%	375 94.5%	921 15.4%	***	693 85.8%	603 10.9%		403 74.5%	893 15.3%	**	31 155.0%	1265 19.9%		25 138.9%	1271 20.0%
	虐待者の知識や情報の不足	1507 23.7%	266 67.0%	1241 20.8%	***	850 105.2%	657 11.8%	**	499 92.2%	1008 17.3%		47 235.0%	1460 23.0%		18 100.0%	1489 23.5%
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	528 8.3%	110 27.7%	418 7.0%		279 34.5%	249 4.5%		183 33.8%	345 5.9%		6 30.0%	522 8.2%	*	4 22.2%	524 8.3%
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1078 16.9%	269 67.8%	809 13.6%	**	601 74.4%	477 8.6%	*	339 62.7%	739 12.7%	*	34 170.0%	1044 16.5%		30 166.7%	1048 16.5%
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	484 7.6%	102 25.7%	382 6.4%		281 34.8%	203 3.7%	*	149 27.5%	335 5.8%		11 55.0%	473 7.5%		3 16.7%	481 7.6%
	虐待者が虐待と認識していない	2812 44.2%	565 142.3%	2247 37.7%	*	1592 197.0%	1220 22.0%	***	856 158.2%	1956 33.6%	***	69 345.0%	2743 43.2%		27 150.0%	2785 43.9%
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1007 15.8%	205 51.6%	802 13.4%		519 64.2%	488 8.8%		385 71.2%	622 10.7%	**	29 145.0%	978 15.4%		14 77.8%	993 15.6%
	虐待者側のその他の要因	718 11.3%	170 42.8%	548 9.2%		389 48.1%	329 5.9%		242 44.7%	476 8.2%		18 90.0%	700 11.0%		9 50.0%	709 11.2%
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	1695 26.6%	518 130.5%	1177 19.7%	***	920 113.9%	775 13.9%		505 93.3%	1190 20.4%	***	41 205.0%	1654 26.1%		35 194.4%	1660 26.2%
	被虐待者の行動障害	1034 16.2%	145 36.5%	889 14.9%	***	679 84.0%	355 6.4%	***	326 60.3%	708 12.2%		37 185.0%	997 15.7%	*	3 16.7%	1031 16.2%
	被虐待者側のその他の要因	969 15.2%	181 45.6%	788 13.2%	*	432 53.5%	537 9.7%	***	403 74.5%	566 9.7%	***	35 175.0%	934 14.7%	*	11 61.1%	958 15.1%
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	2982 46.8%	645 162.5%	2337 39.2%		1385 171.4%	1597 28.7%	***	1147 212.0%	1835 31.5%	***	87 435.0%	2895 45.6%	*	28 155.6%	2954 46.5%
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1319 20.7%	259 65.2%	1060 17.8%		778 96.3%	541 9.7%	***	416 76.9%	903 15.5%	*	25 125.0%	1294 20.4%		17 94.4%	1302 20.5%
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	894 14.0%	159 40.1%	735 12.3%	**	567 70.2%	327 5.9%	***	275 50.8%	619 10.6%	*	27 135.0%	867 13.7%		10 55.6%	884 13.9%
	家庭におけるその他の要因	429 6.7%	100 25.2%	329 5.5%		248 30.7%	181 3.3%	*	141 26.1%	288 4.9%		17 85.0%	412 6.5%	*	3 16.7%	426 6.7%

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

参考資料：被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）※4 カ年データ

	全体	行動障害					有意差	
		強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けてはいるが、①と同程度の障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明		
全体	6365	170	26	260	1113	57		
	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
虐待の種類	身体的虐待	3935 61.8%	464 272.9%	69 265.4%	664 255.4%	2568 230.7%	170 298.2%	***
	性的虐待	253 4.0%	20 11.8%	1 3.8%	44 16.9%	176 15.8%	12 21.1%	
	心理的虐待	1979 31.1%	139 81.8%	19 73.1%	296 113.8%	1473 132.3%	52 91.2%	***
	放棄、放置(ネグレクト)	988 15.5%	132 77.6%	29 111.5%	160 61.5%	643 57.8%	24 42.1%	***
	経済的虐待	1478 23.2%	110 64.7%	18 69.2%	190 73.1%	1115 100.2%	45 78.9%	***
虐待者の続柄	父	1621 25.5%	244 143.5%	32 123.1%	292 112.3%	1011 90.8%	42 73.7%	***
	母	1619 25.4%	259 152.4%	36 138.5%	282 108.5%	1005 90.3%	37 64.9%	***
	夫	910 14.3%	22 12.9%	7 26.9%	129 49.6%	702 63.1%	50 87.7%	***
	妻	150 2.4%	6 3.5%	1 3.8%	10 3.8%	127 11.4%	6 10.5%	(***)
	息子	301 4.7%	6 3.5%	2 7.7%	37 14.2%	237 21.3%	16 28.1%	(***)
	娘	127 2.0%	1 0.6%	2 7.7%	19 7.3%	98 8.8%	5 8.8%	(**)
	息子の配偶者(嫁)	14 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.2%	10 0.9%	1 1.8%	
	娘の配偶者(婿)	7 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	6 0.5%	0 0.0%	
	兄弟	921 14.5%	99 58.2%	15 57.7%	139 53.5%	629 56.5%	32 56.1%	
	姉妹	387 6.1%	34 20.0%	9 34.6%	67 25.8%	262 23.5%	12 21.1%	
	祖父	15 0.2%	1 0.6%	1 3.8%	0 0.0%	12 1.1%	1 1.8%	
	祖母	30 0.5%	7 4.1%	1 3.8%	5 1.9%	16 1.4%	1 1.8%	
	その他	917 14.4%	57 33.5%	17 65.4%	113 43.5%	619 55.6%	50 87.7%	***
	不明	12 0.19%	2 1.18%	0 0.00%	2 0.77%	8 0.72%	0 0.00%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1296 20.4%	247 145.3%	39 150.0%	250 96.2%	729 65.5%	24 42.1%	***
	虐待者の知識や情報の不足	1507 23.7%	189 111.2%	42 161.5%	292 112.3%	913 82.0%	41 71.9%	***
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	528 8.3%	45 26.5%	5 19.2%	65 25.0%	395 35.5%	15 26.3%	**
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1078 16.9%	192 112.9%	28 107.7%	242 93.1%	582 52.3%	20 35.1%	***
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	484 7.6%	67 39.4%	10 38.5%	86 33.1%	307 27.6%	12 21.1%	*
	虐待者が虐待と認識していない	2812 44.2%	274 161.2%	53 203.8%	429 165.0%	1922 172.7%	76 133.3%	***
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1007 15.8%	96 56.5%	16 61.5%	164 63.1%	706 63.4%	19 33.3%	**
	虐待者側のその他の要因	718 11.3%	66 38.8%	8 30.8%	98 37.7%	451 40.5%	86 150.9%	***
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	1695 26.6%	285 167.6%	41 157.7%	249 95.8%	1078 96.9%	40 70.2%	***
	被虐待者の行動障害	1034 16.2%	377 221.8%	66 253.8%	431 165.8%	152 13.7%	8 14.0%	***
	被虐待者側のその他の要因	969 15.2%	30 17.6%	3 11.5%	103 39.6%	742 66.7%	89 156.1%	***
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	2982 46.8%	267 157.1%	58 223.1%	463 178.1%	2091 187.9%	86 150.9%	***
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1319 20.7%	117 68.8%	21 80.8%	212 81.5%	926 83.2%	33 57.9%	*
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	894 14.0%	114 67.1%	14 53.8%	169 65.0%	573 51.5%	21 36.8%	***
	家庭におけるその他の要因	429 6.7%	69 40.6%	5 19.2%	58 22.3%	227 20.4%	66 115.8%	***

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

参考資料3 「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体対象とした追加アンケート
 (市町村回答) : 「障害者虐待の未然防止策や早期発見、再発防止等に
 有効と考えられる取組等」(自由回答)

ここでは「障害者虐待防止対策支援事業」実施自治体対象とした追加アンケート(市町村回答)のうち、「障害者虐待の未然防止策や早期発見、再発防止等に有効と考えられる取組等(自由回答)を掲載する。

◆自由回答意見(150件)◆

	自由回答	件数
1	研修会等の実施	30
2	困難ケース・虐待案件に関する情報共有・事例検討	28
3	広報の実施(パンフレット、広報紙、講演会等)	24
4	庁内関係部署・地域の関係機関との連携・情報共有(障害関係部署・機関以外)	19
5	庁内関係部署・地域の関係機関との連携・情報共有(障害福祉関係者)	18
5	自宅、施設・事業所等への訪問	18
7	サービス利用(未)状況等の把握	17
8	相談窓口の設置・相談業務を通じての把握・支援	9
9	ツール等の開発・作成	7
10	その他	14

<自由回答抜粋(特に他自治体にとって参考になると考えられる取組)>

◇「1. 研修会等の実施」(30件)

●施設・事業所向け

- ・施設虐待防止研修を主に実施している。職員向けの資質向上のための研修と施設長・サービス管理責任者による職員マネジメントに関する研修を実施し、施設における虐待防止の意識向上と虐待の無い施設運営を目指している。(一般市、申請)
- ・障がい福祉サービス事業所職員を対象に、行政職員が事業所に出向いて虐待防止研修を実施し、障がい者虐待の未然防止や早期発見の啓発を行っている。(一般市、申請)
- ・市内の障害福祉サービス事業所職員を対象に、毎年、虐待防止研修会を実施。今年度は、日々の支援を自己視点・他者視点で振り返ることを通し、障害者に対する虐待防止及び権利擁護について理解し、互いを認め合う共生社会を目指し、各事業所における組織的取り組みの強化及び障害福祉サービスの質の向上を図ることを目的として実施した。継続して研修会を実施することで、職員の意識も高まり、虐待防止につながっていると考えている。(一般市、未申請)

●当事者・家族向け

- ・自閉症・発達障害・精神障害等を持たれた当事者の方にとっては、コミュニケーション不足による二次障害発生をできるだけ回避することが大切だと思います。そのために、視覚から入るコミュニケーションツールを積極的に取り入れた環境づくりを当事者・関係者だけでなく、広く理解を進める必要があると考え、視覚支援普及啓発事業として「先輩ママとの子育て勉強会」等開催に取り組んでいます。(一般市、未申請)
- ・平成30年度より障がい当事者を対象とした障害者虐待防止研修(CAP研修)を実施しています。知的障がい者などは、虐待をされていても「自分が虐待の被害にあっている」という自覚がない場合があります。「いやなことされたら訴えていい。」「自分は大切な存在。だれもが大切にされるのが当たり前。」ということを障がい者本人に伝え、自らの心と身体を守るための研修です。CAP研修の実施により、障がい者本人が持っている内なる力に働きかけその力を引き出すこと、早期に虐待の芽をキャッチできること、中長期的な虐待防止に寄与すること等に繋がることを期待しています。(一般市、申請)

●関係者向け

- ・市権利擁護・成年後見センターの職員が講師となり、各地区で開催される民生委員の定例会にて障がい者虐待防止をテーマとした勉強会を開催し、地域の目となる民生委員の虐待に関する知識の向上を図っている。(中核市、申請)
- ・企業訪問し人権啓発の1つとして障害者虐待の説明。(一般市、未申請)

◇「2. 困難ケース・虐待案件に関する情報共有・事例検討」(28件)

- ・相談支援事業所と虐待(疑い)ケースの付合せを年2回実施。ケースの現状や支援状況の確認等を行い、介入が必要なケースへの支援が漏れないように確認している。(一般市、申請)
- ・毎月、関係課員にて、障害、年齢等対象者の属性を問わず、虐待の疑いや家族の困り感、相談内容等情報共有を図り、虐待の疑いがある場合は自宅訪問等により虐待の未然防止、早期発見に繋げている。(一般市、未申請)
- ・自立支援協議会において専門部会を設置。事例検討を中心に、地域における課題抽出、対応、防止策等協議の場としている。(町村、申請)
- ・障がい者支援に際して、本人や家庭の状況に応じて、ケースによっては包括支援センターと保健センター、障がい福祉担当者が連携して対応している。また、特に、リスクの高いケース(8050世帯)についての事前情報共有について、町内の医療機関や福祉事業所などの関係機関と行っており、2か月おきに定例会を持っている。(町村、未申請)

◇「4. 庁内関係部署・地域の関係機関との連携・情報共有(障害関係部署・機関以外)」(19件)

- ・再発防止に向けてサービスの不足部分を補えるようサービスの調整を図った。また、高齢者領域の担当である地域包括支援センターとの情報共有を保てるように同じ研修に参加できるように案内を配布したり、障害者虐待の研修についても高齢者担当の方たちにも参加を促している。(一般市、申請)

◇「5. 自宅、施設・事業所等への訪問」(18件)

●自宅への訪問

- ・虐待の疑いがあると思われる相談を受けた場合には、相談支援事業所や関係機関と連携し、些細なことでも当事者から話を聞き取り事実確認を行っている。実際には虐待でない案件であっても、話を聞くことで虐待防止や早期発見につながっていると思われる。(一般市、未申請)
- ・障害者手帳の重度の等級の方の障害福祉サービスの利用状況を確認し、未利用者を訪問。サービス未利用の理由を探り、障害福祉サービスが必要な方には、制度の説明を行いサービスの利用支援に繋げた。(一般市、申請)
- ・他部局や福祉サービス提供事業所等との連携や、当該宅への訪問等を強化することにより、適正なサービス利用の支援を図るとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、再発防止に取り組んでいる。(町村、申請)
- ・相談支援専門員が虐待のおそれがある家庭に対して、家庭訪問を実施(障害者虐待防止対策支援事業補助金を活用)。訪問結果については毎月報告があり、情報収集ができています。(町村、申請)

●施設・事業所等への訪問

- ・障害福祉サービス事業所が、どのように虐待防止に取り組んでいるのかを把握し、利用者の人権の擁護、虐待防止に必要な体制整備を図るために、平成29、30年度に市内の障害福祉サービス事業所を訪問した。訪問の際に、①虐待防止マニュアルの作成、②利用者への虐待通報連絡先の周知、③虐待防止研修の実施内容を聞き取り、市で作成した虐待ゼロ宣言ポスターの配布し、具体的な取組を考え、掲示するよう伝えている。事業所訪問を通じて、事業所の虐待防止取組状況を知り、虐待に対する認識が十分でない事業所があることがわかり、事業所職員向けの研修内容を検討することができた。(一般市、申請)
- ・継続して事業所訪問を実施し、事業所の虐待防止に向けた取組状況を確認するとともに、障害者の権利擁護に向けた取組を推進する。(一般市、申請)

◇「7. サービス利用（未）状況等の把握」（17件）

- ・「障がい者の孤立化防止」に関して、平成26年度から障害者総合支援協議会専門部会の中で関係機関と協議を行い、平成27年度・平成29年度には療育手帳所持者と障害福祉サービスの利用実績を突合してサービス未利用者を抽出する取組を行った。当該宅への訪問・電話等のアウトリーチを通じて、生活実態を把握し、基幹相談支援サテライト（委託相談支援事業所）の支援やサービス利用支援につなげた。当該取組を通じた家族の負担軽減や相談先の周知、支援者との信頼関係構築を通じて、虐待の未然防止、早期発見につながっていると考えている。（中核市、申請）
- ・市内在住の障害者手帳所持者（重度障害者）のうち、福祉サービス未申請者で、他の機関（包括や生活保護）とも関わっていないケースに対し、訪問（アウトリーチ）を実施（校区ごとに順次実施）。生活上の課題を聞き取り、サービスや相談支援の周知を行っており、虐待の発見、未然防止に繋がると考えている。（一般市、申請）
- ・障害福祉サービス・介護保険のサービスを未利用の方のうち日常生活用具の利用者や、重度障がい者医療費受給資格者及びその方のキーパーソンの自宅を訪問し各サービスの利用を促したり、関係機関への情報提供を行うことで虐待の未然防止につながっていると考えている。（町村、申請）

◇「9. ツール等の開発・作成」（7件）

●施設・事業所向け

- ・事業所部会と連携し、事業所における虐待防止チェックリストを用いた点検の実施や、職員向け研修を実施する。（一般市、申請）

●当事者・家族向け

- ・未然防止について、従来の施設職員への啓発や一般向けの虐待防止パンフレットに加えて、平成29年度より「わかりやすい版パンフレット」として障がい者当事者の方向けのパンフレットを作成し、わかりやすい版パンフレットを使用して就労継続支援B型事業所などで利用者向けに虐待防止の出前講座を実施し、虐待を受けた場合は届出をさせていただくよう呼びかけている。（一般市、申請）

●関係者向け

- ・虐待が疑われた時に活用する共通の「Maybe-sheet（虐待疑い相談シート）」を市民の窓口となる課や関係機関に配布し、虐待の早期に発見・対応に努めている。（一般市、申請）
- ・自立支援協議会において、「あれ？なんでだろう？」に気づくためのリストを作成した。このリストは、支援者が付けることで、「あれ？なんでだろう？」と日常の気になる段階で気づき、よくない状況（＝虐待）に至る前に、情報共有や支援方法を話し合ったりして早めに対応するためのもの。（町村、申請）

◇「10. その他」(10件)

●事後評価・振り返りの実施

- ・ 終結した虐待事例について、弁護士、社会福祉士等の専門家による事後評価を行う「虐待事例検証会議」を開催し、虐待対応事例の見直しを行うことにより、再発防止に努めている。(政令指定都市、申請)
- ・ 養護者虐待事案の場合は、養護者自身に生きづらさや認識不足等多くの課題があることが殆どである。養護者支援にも重きをおき、本人、養護者との信頼関係を構築し、家族全体の支援を行うことで再発防止に取り組んでいる。終結をした事案においても関係機関との連動体制を構築した上でケースワークとして継続して支援を行っている。(一般市、申請)
- ・ 障害者虐待が起こるリスクが高いケースについて、事象が発生する前段階でケース検討会を行い、予防的な取り組みをする。虐待終了後のケースについて、虐待が再燃しないことを目的に、ケース検討会を行う。(一般市、申請)

令和元年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業

令和元年度
「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業
報告書

令和2（2020）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所